

令和5年第7回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 11月27日（月曜日）

会期 1 日間

閉 会 11月27日（月曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
11. 27	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

令和5年第7回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和5年11月27日					
招 集 の 場 所	北中城村議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年11月27日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和5年11月27日 午前10時38分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	欠
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会議録署名議員	6 番 議 員		喜屋武 功			
	7 番 議 員		伊 集 守 吉			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜屋武 のり子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和5年11月27日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第41号	北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
4	議案第42号	北中城村特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第43号	北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第44号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について	〃
7	議案第45号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	〃
8	議案第46号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について	〃
9	議案第47号	令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について	〃

○議長（比嘉義彦）

ただいまから令和5年第7回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、喜屋武 功議員及び伊集守吉議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日

間にしたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第41号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第41号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第41号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第41号

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

令和5年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、給料表及び職員の期末手当、再任用職員の期末・勤勉手当の改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の<u>70.0</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>50.0</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～5 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の<u>67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～5 省略</p>

6 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号）第11条第1項の規定による給付については、同条の規定を児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定と、当該給付を同法に基づく児童手当とみなして、北中城村職員の給与に関する条例第12条第4項の規定を適用する。

7～18 省略

別表第1（第5条関係）

省略						
	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員						
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100

6 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号）第11条第1項の規定による給付については、同条の規定を児童手当法の規定と、当該給付を同法に基づく児童手当とみなして、北中城村職員の給与に関する条例第12条第4項の規定を適用する。

7～18 省略

別表第1（第5条関係）

省略						
	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員						
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900

22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>

22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,500</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>

53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>

53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>

83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>	
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>	
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>	
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>	
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>	
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>	
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>	
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>	
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>			
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>			
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>			
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>			
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>			
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>			
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>			
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>			
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>			
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>			
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>			
105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>			
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>			
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>			
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>			
109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>			
110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>			
111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>			
112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>			

83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>	
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>	
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>	
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>	
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>	
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>	
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>	
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>	
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>			
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>			
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>			
97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>			
98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>			
99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>			
100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>			
101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>			
102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>			
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>			
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>			
105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>			
106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>			
107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>			
108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>			
109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>			
110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>			
111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>			
112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>			

113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				
121		304,100				
122		304,300				
123		304,600				
124		304,900				
125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

第2条 北中城村職員の給与に関する条例（昭和58年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の<u>68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の<u>70.0</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権</p>

者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 省略

者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50.0を乗じて得た額の総額

3～5 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（北中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第26条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第41号 北中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第42号 北中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(比嘉義彦)

日程第4. 議案第42号 北中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(比嘉孝則)

では、議案第42号 北中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第42号

北中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和48年北中城村条例第27号)の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和5年人事院勧告に鑑みての一般職の給与改定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北中城村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和48年北中城村条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の<u>175.0</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の<u>165.0</u>を乗じて得た額とする。</p>

第2条 北中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和48年北中城村条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の<u>170.0</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額に100分の<u>175.0</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 北中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第42号 北中城村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第43号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第5．議案第43号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第43号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第43号

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年北中城村条例第6号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月27日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和5年人事院勧告に鑑みての一般職及び特別職の給与改定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(期末手当) 第5条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の <u>175.0</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得	(期末手当) 第5条 省略 2 省略 3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の <u>165.0</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得

た額とする。	た額とする。
省略	省略

第2条 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年北中城村条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の170.0を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議会の議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、100分の175.0を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第43号 北中城村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決されました。

日程第 6. 議案第 4 4 号 令和 5 年度北中城村一般会計補正予算（第 6 号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第 6. 議案第 44 号 令和 5 年度北中城村一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題と

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第 44 号 令和 5 年度北中城村一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

議案第 4 4 号

令和 5 年度北中城村一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 5 年度北中城村の一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

令和 5 年度北中城村一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度北中城村の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 4 3 9, 1 7 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,720,086	372	1,720,458
	2 国庫補助金	476,118	372	476,490

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 県 支 出 金		1,001,774	176	1,001,950
	2 県 補 助 金	490,685	176	490,861
歳 入 合 計		9,438,622	548	9,439,170

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		98,576	586	99,162
	1 議 会 費	98,576	586	99,162
2 総 務 費		1,872,785	2,481	1,875,266
	1 総 務 管 理 費	1,699,462	△299	1,699,163
	2 徴 税 費	111,739	1,961	113,700
	3 戸籍住民基本台帳費	56,672	819	57,491
3 民 生 費		3,454,587	△344	3,454,243
	1 社 会 福 祉 費	1,654,304	△820	1,653,484
	2 児 童 福 祉 費	1,800,283	476	1,800,759
4 衛 生 費		1,053,650	96	1,053,746
	1 保 健 衛 生 費	681,297	96	681,393
5 農 林 水 産 業 費		154,978	746	155,724
	1 農 業 費	147,807	746	148,553
6 商 工 費		179,758	98	179,856
	1 商 工 費	179,758	98	179,856
7 土 木 費		537,125	△523	536,602
	1 土 木 管 理 費	50,324	△518	49,806
	3 都 市 計 画 費	281,820	△5	281,815
9 教 育 費		1,338,076	△277	1,337,799
	1 教 育 総 務 費	92,406	1,102	93,508
	2 小 学 校 費	403,411	826	404,237
	4 幼 稚 園 費	64,847	△1,851	62,996
	5 社 会 教 育 費	438,019	362	438,381
	6 保 健 体 育 費	247,518	△716	246,802
13 予 備 費		36,166	△2,315	33,851
	1 予 備 費	36,166	△2,315	33,851
歳 出 合 計		9,438,622	548	9,439,170

詳細については、副村長から御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私より、一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づく給与改定による人件費の補正と、その他人件費の補正が主な内容となっております。

給与改定内容につきましては、本年の公民較差を解消するため一般職の月例給を平均0.96%引き上げ、勤勉手当を0.1月分引き上げるものでございます。また、これに併せまして特別職及び議員の期末手当を0.1月分引き上げる内容となっております。

また、一般職の月例給の引き上げについては、令和5年4月1日から適用することとなっていることから、その遡及分につきましても増額補正をしております。詳細につきましては説明を省かせていただきますが、後ほど補正予算書の最終ページの給与明細書のところで給与改定による影響等を御説明いたします。

まず、歳入のほうから御説明いたします。6ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、7目母子保健衛生費国庫補助金37万2,000円と、同じページになります。次の18款県支出金、2項県補助金、3目衛生費国庫補助金、1節母子保健衛生費県補助金17万6,000円の増につきましては、出産・子育て応援交付金の増で、当該事業に係る人件費（会計年度任用職員）の増により追加交付されるものでございます。

続きまして、歳出につきまして主なものを御説明いたします。7ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、3節職員手当等47万

2,000円の増のうち、37万6,000円が議員期末手当の増となっております。これまでの支給月数3.30月から3.40月に引き上げまして、その差額分を計上してございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等42万1,000円の増のうち、特別職期末手当13万7,000円が村長・副村長の増となっております。支給月数3.40、議員と同様に0.1月の増となっております。教育長の増につきましては、教育費のところで増をしております。

続きまして、24ページをお願いします。

今回の人件費補正の給与費明細書となっております。今回の特別職の期末手当の改正及び一般職の給与改定等の影響額について御説明申し上げます。

表の見方といたしましては、上段が補正後、中段が補正前、下段が比較となっております。今回、市町村長等と議員の期末手当の支給率をそれぞれ0.10月分増をいたしまして、3.30月分から3.40月分となっております。12月の期末手当支給分からの適用となっております。増減比較では、市町村長等が13万7,000円の増でございます。議員は37万6,000円の増となっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

一般会計職員の給与明細書でございます。下段の（2）給料及び職員手当の増減額明細をご覧ください。

給料増減額は272万7,000円の減となっております。内訳といたしまして、人事院勧告等による改定影響分が270万7,000円の増、その他分が543万4,000円の減となっております。その他分につきましては、主に今年育児休業取得した職員がいますので、その支給見込みがない分を減額してございます。

次に職員手当増減は315万1,000円の増となっ

ております。内訳といたしまして、人事院勧告等による改定影響分が530万3,000円の増でございます。その他分が215万2,000円の減となっております。職員の給与改定による影響額は合計で801万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

24ページの給与費明細書の一番左枠のほう、補正後の長等、下の欄が空欄になって、多分議員が入るんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

すみません、議員のおっしゃるとおり、この欄には議員が入ります。訂正します。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

先ほどから村長、副村長共に今回の議案に対する説明、人事院勧告の人件費の増減が主な理由になっているということでしたが、主な理由ではなくて、人件費の増減に関する人事院勧告の指導によるものがその全てではないですか。ほかにまた細かいものが何かあるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

主な理由の中には人勧以外に、先ほど少し説明しましたがけれども育児休業、職員が休んでいて給料はそのまま残っているものについて今回減にしたりとか、手当関係が今まで持っていたものが、職員が休んでいるために減になった。人勧以外にこういった相殺も含めて主な理由という言葉を使っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第44号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 45 号 令和 5 年度北中城
村国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長 (比嘉義彦)

日程第 7. 議案第 45 号 令和 5 年度北中城村
国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) につ

いてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長 (比嘉孝則)

では、議案第 45 号 令和 5 年度北中城村国民
健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
御説明申し上げます。

議案第 45 号

令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 5 年 11 月 27 日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 5 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 478 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,393,736 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸 収 入		278,576	478	279,054
	4 雑 入	278,571	478	279,049

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	2,393,258	478	2,393,736

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		69,563	478	70,041
	1 総務管理費	55,296	478	55,774
歳出	合計	2,393,258	478	2,393,736

詳細については、所管課長のほうから御説明申し上げます。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第45号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入47万8,000円につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものです。

続きまして歳出を御説明いたします。6ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費、2節から4節に係る補正額につきましては、人事院勧告による職員給与等の補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第45号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第46号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第8．議案第46号 令和5年度北中城村

水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
 本案について提案理由の説明を求めます。
 村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第46号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案第46号

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年11月27日 提出
 北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度北中城村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	589,497千円	0千円	589,497千円
第1項 営業収益	537,763千円	0千円	537,763千円
第2項 営業外収益	51,732千円	0千円	51,732千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	544,470千円	627千円	545,097千円
第1項 営業費用	542,282千円	627千円	542,909千円
第2項 営業外費用	1,186千円	0千円	1,186千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「85,552

千円」を「85,620千円」に、過年度分損益勘定留保資金「73,513千円」を「73,581千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	5,954千円	0千円	5,954千円
第1項 企業債	1千円	0千円	1千円
第2項 出資金	1千円	0千円	1千円
第3項 他会計からの長期借入金	1千円	0千円	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第5項 国庫補助金	4,550千円	0千円	4,550千円
第6項 工事負担金	1,400千円	0千円	1,400千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	91,506千円	68千円	91,574千円
第1項 建設改良費	83,954千円	68千円	84,022千円
第2項 企業債償還金	6,551千円	0千円	6,551千円
第3項 国庫補助金返還金	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、所管課長より説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第46号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正については、人勧による人件費の見直しであります。

収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用62万7,000円の増となっております。

3目総係費が62万7,000円の増で、主な内訳としまして、1節給料が19万5,000円の増、2節手当が25万円増で、内容としまして、期末勤勉手当となっております。

6節法定福利費が11万5,000円の増となって

おります。

9節退職手当組合負担金が3万7,000円の増となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費6万8,000円の増となっております。

2目拡張費が6万8,000円の増で、主な内訳としまして、1節給料が1万3,000円の増、2節手当が4万6,000円の増で、内容としまして、期末勤勉手当となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わら
す。

議案第46号 令和5年度北中城村水道事業会
計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第46号 令和5年
度北中城村水道事業会計補正予算(第3号)に
ついては原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第47号 令和5年度北中城
村下水道事業会計補正予算(第3
号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第9. 議案第47号 令和5年度北中城村
下水道事業会計補正予算(第3号)についてを
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(比嘉孝則)

では、議案第47号 令和5年度北中城村下
水道事業会計補正予算(第3号)について御説明
申し上げます。

議案第47号

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算(第3号)について

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年11月27日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和5年度北中城村下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的

収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	373,099千円	0千円	373,099千円
第1項 営業収益	122,907千円	0千円	122,907千円
第2項 営業外収益	250,191千円	0千円	250,191千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	354,052千円	128千円	354,180千円
第1項 営業費用	327,708千円	128千円	327,836千円
第2項 営業外費用	25,342千円	0千円	25,342千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「61,763千円」を「61,869千円」に、過年度分損益勘定留保資金「4,221千円」を「4,327千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	486,040千円	0千円	486,040千円
第1項 企業債	203,400千円	0千円	203,400千円
第2項 他会計補助金	110,300千円	0千円	110,300千円
第3項 国庫補助金	150,000千円	0千円	150,000千円
第4項 県補助金	22,340千円	0千円	22,340千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	547,803千円	106千円	547,909千円
第1項 建設改良費	421,752千円	106千円	421,858千円
第2項 企業債償還金	125,051千円	0千円	125,051千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、所管課長より御説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第47号 令和5年度北中城村下

水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正については、人勸による人件費の見直しとなっております。

収益的収入及び支出について、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用12万8,000円の増

となっております。

4目総係費が12万8,000円の増で、主な内訳としまして、1節給料が3万円の増、3節手当が4万円の増で、内容としまして、期末勤勉手当となっております。

5節法定福利費が5万円の増となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費10万6,000円の増となっております。

1目管渠建設改良費が10万6,000円の増で、主な内訳としまして、1節給料が6万9,000円の増、2節手当が1万3,000円の増で、内容としまして、期末勤勉手当となっております。

12節退職手当組合負担金が1万3,000円の増となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第47号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第7回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比 嘉 義 彦

署名議員 喜屋武 功

署名議員 伊 集 守 吉

令和5年第8回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 12月 8日（金曜日）

会期 12日間

閉 会 12月19日（火曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
12. 8	金	本会議 委員会	午前10時	議員全員協議会 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明 委員会審査
12. 9	土	休 会		各自議案研究
12. 10	日	休 会		各自議案研究
12. 11	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託、付託省略、討論、決定（補正予算等） 委員会審査
12. 12	火	本会議	午前10時	一般質問（4名）
12. 13	水	本会議	午前10時	一般質問（4名）
12. 14	木	本会議 委員会	午前10時	一般質問（2名） 委員会審査
12. 15	金	委員会	午前10時	委員会審査
12. 16	土	休 会		
12. 17	日	休 会		
12. 18	月	委員会	午前10時	委員会審査、議員全員協議会
12. 19	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和5年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年12月8日 午前10時28分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年12月8日 午前11時56分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和5年12月8日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第48号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第49号	北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第50号	北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第51号	北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第52号	北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について	〃
9	議案第53号	北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃
10	議案第54号	北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	〃
11	議案第55号	北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について	〃
12	議案第56号	北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について	〃
13	議案第57号	北中城村あやかりの杜の指定管理者の指定について	〃
14	議案第58号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について	〃
15	議案第59号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	〃
16	議案第60号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について	〃
17	議案第61号	村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	議案第62号	北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約について	説 明
19	決議第2号	米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する抗議決議	質疑、委員会付託省略、 討論、決定
20	意見書第3号	米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する意見書	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。ただいまから令和5年第8回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時28分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時28分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。会務報告、令和5年9月1日から11月30日までの報告をいたします。

9月5日、第6回9月定例議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

同日、山形県最上広域圏青少年派遣交流団歓迎交流会がうるま市で開催され出席しました。

9月7日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

9月8日、北中城村功労者表彰選考会が開催され出席しました。

同日は、北中城村海外移住者子弟研修生歓迎会が開催され出席し、挨拶を述べました。

9月8日から26日までの19日間、第6回9月定例議会を開催しました。

21日、北中城村観光協会会長、島田勝也氏が来庁し「沖縄オペラフェスティバル2024」開催についての概要説明を受けました。

22日、農業協同組合北中城支店店舗竣工式が開催され出席し、祝辞を述べました。

24日、令和5年度島っ子発表会が開催され出席しました。

同日は、第76回北中城村陸上競技大会が開催され多くの議員とともに出席しました。

29日、令和5年度ゆがふう塾市町村職員研修事業最終報告会が読谷村で開催され出席しました。

30日、北中城中学校総合学習発表会が開催され出席しました。

10月5日、中部地区町村議会議長会10月定例総会が中城村で開催され出席しました。

7、8日、第38回北中城まつり・令和5年度

北中城青年エイサーまつりがしおさい公苑で開催され多くの議員とともに参加し、オープニングテープカットを行いました。

10日、中部地区町村議会議員・事務局職員研修会が北谷町で開催され多くの議員とともに出席しました。

11日、議員全員協議会（NFT事業説明会）を開催しました。

20日、中部広域市町村圏事務組合議会議案説明会が開催され出席しました。

10月25日、議会活性化調査特別委員会が開催され出席しました。

10月29日、北中城幼稚園運動会が開催され出席しました。

同日は、西原町まつりが開催され出席しました。

30日、中部広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され出席しました。

10月31日、令和5年度北中城村イングリッシュコンテストが開催され出席しました。小中高校生のすばらしいスピーチに感動いたしました。

11月1日、議会報告会に向けて議員全員協議会を開催しました。

2日、第1回北中城村議会報告会・意見交換会を開催しました。初めての議会報告会、村民の皆様から大変貴重な御意見等もいただきました。それを今後また議会で精査して当局のほうへ提言していきたいと思っております。

6日、健幸長寿の村きたなかぐすく村民大会が開催され出席し、挨拶を行いました。

7日、県町村議会議長会定例役員会及び定例総会が那覇市で開催され出席しました。

8日、県町村議会議員・事務局職員研修会が読谷村で開催され多くの議員とともに出席しました。

10日、中部地区町村議会議員事務局職員スポーツ大会が西原町で開催され多くの議員とともに出席しました。

11日、北中城村文化協会第29回文化祭「展示部門」オープニングセレモニーが開催されテープカットを行いました。

17日、村社会福祉協議会会長、事務局長から福祉施策及び予算充実の要請書の提出があり、要請書を受け取りました。

18日、屋宜原老人クラブ創立50周年記念式典が開催され出席し、挨拶を述べました。

19日、北中城小学校運動会が開催され出席しました。

22日、北中城村海外移住者子弟研修生修了式が開催され出席し、挨拶を述べました。3名の研修生の3か月間の成果、すばらしい成果の発表があり感動いたしました。

24日、第7回11月臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

27日、第7回11月臨時議会を開催しました。

同日は、中城村・北中城村共同まちづくり計画の概要説明会が開催され出席しました。

そして、中城北中城消防組合議会臨時会と中部広域市町村圏事務組合議会議案説明会、そして臨時会が開催され両方とも出席しました。

そして11月28日から12月1日までの日程で、第67回町村議会議長全国大会・中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会が東京都、埼玉県で開催され出席しました。

全国町村議会議長大会は東京都NHKホールにおいて、要望・決議・特別決議を採択後、事業創造大学院大学客員教授でフリーキャスターの伊藤聡子氏による「地域から輝く日本へ、未来への選択と責任」の演題で特別講演会が開催されました。中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会は埼玉県寄居町において、議会活性化、そして災害時の議会への対応ということで行政視察研修を行いました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、12月5日に議会運営委員会を開きましたので報告します。

また、令和5年9月定例会以降に受理しました請願・陳情は、配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年9月から令和5年11月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしておりますので御参照ください。

また、村教育委員会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定による令和4年度北中城村教育事務点検教科報告書が提出され、お手元にお配りしておりますので御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、大城律也議員及び上間堅治議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日火曜日までの12日間になりたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月19日までの12日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（比嘉義彦）

日程第3．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

おはようございます。では、私のほうから行政報告を行います。9月から11月までの行政報告でございます。

9月3日、第33回北中城村長杯沖縄県選抜少年サッカー大会に出席いたしまして、挨拶を述べました。

9月5日、最上広域圏少年少女派遣交流団歓迎交流会がうるま市で行われ、出席いたしました。

9月8日、北中城村海外移住者子弟研修生歓迎会を役場のほうで行いました。ペルー、ブラジル、アルゼンチンからそれぞれ1人研修生として参加しております。

9月16日、水道水・土壌のPFAS汚染に関する講演会に出席いたしました。

9月18日、カジマヤーパレードがイオンモール沖縄ライカムで行われまして、そこで挨拶を述べました。

同じく18日に新百歳の慶祝訪問を行いました。今回は村内に該当する新百歳は4名でございます。

9月20日、老人の日・老人週間イベントを中央公民館で行いました。

9月22日、喜舎場合同祝賀会で挨拶を述べました。

それから同じく22日、JAおきなわ北中城支店新店舗竣工式が行われ挨拶を述べました。

9月23日、島袋合同祝賀会に案内を受けまして出席し、挨拶を述べました。

9月24日、北中城村陸上競技大会が沖縄市営陸上競技場で行われまして出席いたしました。

同じく24日、島袋小学校音楽発表会があり出席いたしました。

9月27日、佐敷中城漁業協同組合北中城支所・オキコ株式会社・北中城村コラボ新商品、中ゆくりんのボン・デ・アーサの発売報告を村長室で行いました。パンとアーサをコラボした製品の発表会ございました。

9月28日、沖縄地区安全なまちづくり推進協議会が沖縄市で行われ出席いたしました。

9月30日、北中城中学校総合学習発表会が行われ出席いたしました。

10月1日に和仁屋合同祝賀会がございまして、出席し挨拶を述べました。

10月2日、沖縄県町村会町村長視察研修を石川県のほうで2泊3日で行いました。

10月6日、沖縄公庫・市町村パートナーシップ推進会議が那覇市で行われ出席いたしました。

10月7日から8日、2日間、第38回北中城まつり・北中城村青年エイサーまつりがしおさい公苑で行われました。大変盛況な祭りだったと感じております。

10月14日、第59回沖縄県身体障害者スポーツ大会がコザ運動公園で行われ、激励にまいりました。

10月15日、第51回中頭郡陸上競技大会が北谷町で行われ出席いたしました。

同じく15日、県営北中城団地まつりが団地のほうで行われ出席をし、挨拶を述べました。

10月17日、東海岸地域サンライズ推進協議会県外視察研修として兵庫県のほうに17日から19日の間視察を行いました。

10月21日、村内のカジマヤー慶祝訪問をいたしました。

同じく21日、字美崎誕生20周年記念式典が美崎集会所で行われ出席をし、祝辞を述べました。

10月26日、元気っ子運動会が村総合社会福祉センターで行われ挨拶を述べました。

それから同じく26日、沖縄ハワイ協会にマウイ島火災に係る寄附を、目録贈呈をいたしました。村からの寄附、そしてまた職員、さらには

住民から募った募金等で寄附の目録贈呈を手交いたしました。

10月29日、北中城幼稚園の運動会に参加いたしました。

同じく29日、仲順自治会の慰霊祭がございまして挨拶を述べました。

同じく29日、北中城村イングリッシュコンテストが中央公民館で行われ挨拶を述べました。

11月1日、北中城村公営墓地説明会を中央公民館で行いました。そこで公営墓地等住民生活課と一緒に説明を行いました。

11月3日、沖縄県功労者表彰式典・祝賀会が那覇市で行われまして、県の功労者として本村の字仲順の糸村さんが表彰を受けました。

11月4日、第33回島くとうば語やびら大会が中央公民館で行われまして挨拶を述べました。

11月5日、ふれあいニュースポーツ大会（モルック）がしおさい公苑で行われまして参加いたしました。

11月6日、「健幸長寿の村きたなかぐすく」村民大会、「健幸長寿の村きたなかぐすく」を宣言いたしまして、健幸の「こう」については幸せの「幸」を用いた大会にいたしました。

11月7日、無縁仏慰霊祭として城徳寺のほうで行いました。

11月9日、農健福祉の里づくり推進事業の実現に向けた協定書締結式を上下水道庁舎のほうで行いました。

11月10日、沖縄県農林水産部との行政懇談会を沖縄市のほうで開催し、要請等を行っております。

11月11日、文化協会主催による第29回文化祭「展示部門」がございまして、テープカット等の出席をいたしました。

11月13日、中城村・北中城村共同まちづくり計画について、県庁において記者会見をいたしまして、共同のまちづくりの計画発表をいたしました。

11月14日、沖縄県町村会全国町村長大会に出席いたしました。11月14日から16日まででございます。

11月18日、屋宜原老人クラブ創立50周年記念式典に参加いたしました。

11月19日、北中城小学校運動会があり出席いたしました。

11月20日、中部広域市町村圏事務組合第3回理事会が行われまして参加いたしました。

11月21日、大型MICEエリア振興に関する協議会が沖縄県庁で行われ、副知事をはじめとして意見交換会がございまして、出席いたしました。

同じく21日、地域懇談会、喜舎場地区から始まって、今行政懇談会を進行中でございます。

11月22日、北中城村老人クラブ連合会のゲートボール大会に参加いたしまして、今回は職員からも2チーム派遣して参加いたしました。

同じく22日、北中城村海外移住者子弟研修生修了式を中央公民館のほうで行いました。研修生3名の方が大変優秀な方々で、三線から踊り、大変いい発表会、修了式だったと考えております。

11月23日、県民平和大会に参加いたしました。

11月24日、熱田地区の地域懇談会。

25日、大城スージグラー週末美術館に参加いたしまして挨拶を述べました。

同じく25日には菟道総合展示会も開催されまして出席いたしました。

11月27日、安谷屋出身の比嘉守光氏の叙勲伝達式を村長室で行いました。

11月28日から29、30日、地域懇談会を瑞慶覧、和仁屋、渡口のほうで行いました。

以上で行政報告といたします。

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4. 議案第48号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

日程第5. 議案第49号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第6. 議案第50号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について

日程第7. 議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第8. 議案第52号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9. 議案第53号 北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第54号 北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第55号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12. 議案第56号 北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13. 議案第57号 北中城村あやかりの杜の指定管理者の指定について

日程第14. 議案第58号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について

日程第15. 議案第59号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第16. 議案第60号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第17. 議案第61号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について

日程第18. 議案第62号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第4. 議案第48号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第18. 議案第62号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約についてまでの15件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第48号から御説明申し上げます。

議案第48号

北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

北中城村手数料条例（平成12年北中城村条例第13号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村手数料条例第2条の各種手数料に係る別表を明確にし、事務の効率化を図るため、改正するものである。また、更なるマイナンバーカードの普及促進を図るため、コンビニ交付に係る各種証明書手数料の経過措置（1件あたり200円）の最終日を、令和6年3月31日から令和9年3月31日に延長する。

北中城村手数料条例の一部を改正する条例

北中城村手数料条例（平成12年北中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事項及び金額 _____は、別表のとおりとする。 2～4 省略	(手数料の種類及び金額等) 第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料 の名称及び額は、別表のとおりとする。 2～4 省略
第3条～第4条 省略	第3条～第4条 省略
(手数料の免除) 第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。 (1)～(5) 省略	(手数料の免除) 第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。 (1)～(5) 省略

(6) 戸籍に関し、無料で証明を行うことができる旨を規定する法令に該当する者が請求したとき。

(7) 前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めたとき。

2 削る

新規

(6) 前各号に規定するもののほか、村長が特に免除する必要があると認めたとき。

2 次に掲げる者に対して戸籍事項の証明をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第45条の規定に該当する者

(2) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第32条の規定に該当する者

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第6条の規定に該当する者

(4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第95条又は第172条の規定に該当する者

(5) 農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）第78条の規定に該当する者

(6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第114条の規定に該当する者

(7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第112条の規定に該当する者

(8) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第104条の規定に該当する者

(9) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第92条の規定に該当する者

(10) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第26条の規定に該当する者

(11) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第27条の規定に該当する者

(12) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の25の規定に該当する者

(13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第34条の規定に該当する者

別表（第2条関係）

区分	手数料を徴収する事項	手数料の金額	
戸籍	戸籍の謄本抄本又は記録事項証明書の交付	1通につき	450円
	除籍の謄本抄本又は記録事項証明書の交付	1通につき	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明の交付	1件につき	350円
	除籍に記載した事項に関する証明の交付	1件につき	450円
	届出、申請の受理又は届書 その他書類に記載した事項の証明	1通につき	350円
	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出の受理証明	1通につき	1,400円
	届書その他書類の閲覧	書類1件につき	350円
住民基本台帳	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき	300円
	住民票の写し又は住民票記載事項書証明書の交付	1件につき	300円
	住民票の写しの特例交付	1件につき	300円
	住民票の除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	1件につき	300円
	戸籍の附票の写しの交付	1件につき	300円
	戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき	300円
狂犬病	犬の登録	1頭につき	3,000円
予防	狂犬病予防注射済票の	1件につき	550円

別表（第2条関係）

事務	名称	手数料の金額	
1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本交付手数料	1通につき	450円
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	350円
3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条	除籍の謄本交付手数料	1通につき	750円

	交付			の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている		
	犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円			
	狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき	340円			
鳥獣	鳥獣飼養の許可証の交付又は更新若しくは再交付	1件につき	3,400円	事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
税	住宅用家屋証明	1件につき	1,300円	4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき 450円
	諸税及び納税に関する証明	1件につき	300円			
	土地・家屋・償却資産に関する証明	1件につき	300円			
	地籍図等の写しに関する交付					
	地形図を重ねた地籍併合図A3判	モノクロ 1枚につき	300円			
	衛星写真又は航空写真を重ねた地籍併合図A3判	モノクロ 1枚につき	400円			
	衛星写真又は航空写真を重ねた地籍併合図A3判	カラー 1枚につき	800円			
国民健康保険	諸税及び納税に関する証明	1件につき	300円	5 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付。ただし、6号の事務を除く。	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	1通につき 350円
農地	農地に関する証明	1件につき	300円			
建設	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき	86,000円	6 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む）若しくは第126条の規定に基づく届書に記載した事項のうち、（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	1通につき 1,400円
	優良住宅新築認定申請手数料					
	新築住宅の床面積の合計が					
	100平方メートル以下	1件につき	6,200円			
	100平方メートルを超え500平方メートル以下	1件につき	8,600円			
	500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件につき	13,000円			
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件につき	35,000円				

る住民票の写しの交付		
13 住民基本台帳法に基づく住民票記載事項の証明	住民票記載事項証明手数料	1件につき 300円
14 住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳閲覧手数料	1人につき 300円
15 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第48条の4第4項第7号イ若しくは第28条の5第2項第3号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての優良宅地造成認定申請に係る事務	優良宅地造成認定申請手数料	1件につき 86,000円
16 租税特別措置法第28条の4第4項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第9号ニ若しくは第62条の3第4項第9号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての優良住宅新築認定申請に係る事務	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは1件につき 6,200円 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1件につき 8,600円 新築住宅の床面積の合計が500平方

		<p>メートルを超え 2000平方メートル 以下のときは1件 につき 13,000円</p> <p>新築住宅の床面積 の合計が2000平方 メートルを超え 10000平方メート ル以下のときは1 件につき 35,000 円</p> <p>新築住宅の床面積 の合計が10000平 方メートルを超え るときは1件につ き 43,000円</p>
17 租税特別措置法 第28条の5第2項第 3号ロ又は第63条の 2第3項第3号ロに 規定する住宅の新築 が良質な住宅の供給 に寄与するものであ ることについての良 質住宅新築認定申請 に係る事務	良質住宅新築認 定申請手数料	<p>新築住宅の床面積 の合計が100平方 メートル以下のと きは1件につき 6,200円</p> <p>新築住宅の床面積 の合計が100平方 メートルを超え 500平方メートル 以下のときは1件 につき 8,600円</p> <p>新築住宅の床面積 の合計が500平方 メートルを超え 2000平方メートル 以下のときは1件 につき 13,000円</p> <p>新築住宅の床面積 の合計が2000平方 メートルを超え</p>

		10000平方メートル以下のときは1件につき 35,000円 新築住宅の床面積の合計が10000平方メートルを超えるときは1件につき 43,000円
18 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることの証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円
19 租税公課に関する証明	公課証明書交付手数料	1件につき 300円
20 資産に関する証明	資産証明書交付手数料	1件につき 300円
21 土地又は建物に関する証明	土地・建物に関する証明書交付手数料	1件につき 300円
22 諸税に関する証明	税に関する証明書等交付手数料	1件につき 300円
23 土地現況に関する証明	土地現況証明手数料	1件につき 300円
24 農地転用に関する受付証明	農地転用に関する受付証明手数料	1件につき 300円
25 図面の交付に関する事務	図面の交付手数料	白図1枚につき 500円

		色図1 1,000円 枚につ き
26 公文書等の閲覧	公文書等の閲覧 に関する手数料	1件に 300円 つき
27 地籍図等の写の 交付	地籍図等の写し に関する交付手 数料	地形図を重ねた地 籍併合図A3判 (モノクロ)1件 につき 300円
		衛星写真又は航空 写真を重ねた地籍 併合図A3判(モ ノクロ)1件につ き 400円
		衛星写真又は航空 写真を重ねた地籍 併合図A3判(カ ラー)1件につ き 800円
28 狂犬病予防法 (昭和25年法律第 247号)第4条第2 項の規定に基づく犬 の登録	犬の登録手数料	1頭に 3,000円 つき
29 狂犬病予防法第 5条第2項の規定に 基づく狂犬病予防注 射済票の交付	狂犬病予防注射 済票の交付手 数料	1件に 550円 つき
30 狂犬病予防法施 行令(昭和28年政令 第236号)第1条の 2の規定に基づく犬 の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交 付手数料	1件に 1,600円 つき
31 狂犬病予防法施 行令第3条の規定に 基づく狂犬病予防注 射済票の再交付	狂犬病予防注射 済票の再交付手 数料	1件に 340円 つき

32 履歴又は経歴に関する証明	履歴・経歴に関する証明手数料	1件につき	300円
33 契約、補助金等に関する証明	契約・補助金等に関する証明手数料	1件につき	300円
34 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（大正7年法律第32号）第13条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付（愛がん飼養を目的としたメジロ及びホオジロに限る。）	鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	1件につき	3,400円
35 地縁団体に関する証明に係る手数料	印鑑登録証明書 交付手数料又は 告示事項証明書 交付手数料	1件につき	300円
36 その他に関する証明	その他に関する証明書等交付手数料	1件につき	300円
37 行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等 ※ 片面を1枚として数える	複写機により用紙に白黒で複写したもの	1枚につき	10円
	複写機により用紙にカラーで複写したもの	1枚につき	20円
	電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したもの	1枚につき	10円
	電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したもの	1枚につき	20円

38 行政不服審査法 第81条の規定に基づ き同条の機関が行う 主張書面等の写し等 ※片面を1枚として 数える	複写機により用 紙に白黒で複写 したもの	1枚に つき	10円
	複写機により用 紙にカラーで複 写したもの	1枚に つき	20円
	電磁的記録に記 録された事項を 白黒で出力した もの	1枚に つき	10円
	電磁的記録に記 録された事項を カラーで出力し たもの	1枚に つき	20円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表に規定する手数料のうち、次に掲げる手数料については、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により、証明書を自動的に交付する機器を有するものをいう。）による交付に限り、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、1件200円とする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付

(2) 印鑑登録証明書の交付

(3) 諸税及び納税に関する証明（別表区分税に限る。）

以上で議案第48号について説明を終わらせて
いただきます。

続きまして、議案第49号 北中城村道路占用
料徴収条例の一部を改正する条例について。

議案第49号

北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

北中城村道路占用料徴収条例（平成21年北中城村条例第16号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村道路占用の占用料について、消費税及び地方消費税を含むことを明示するため。

北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北中城村道路占用料徴収条例（平成21年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
備考 6 短期（1か月未満）の占用料について、 消費税及び地方消費税を含む。	備考 _____

附 則

この条例は、公布の日から施行し令和5年10月1日から適用する。

以上でございます。

条例の一部を改正する条例について。

続きまして、議案第50号 北中城村都市公園

議案第50号

北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について

北中城村都市公園条例（昭和53年北中城村条例第16号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村都市公園の占用料及び使用料について、消費税及び地方消費税を含むことを明示するため。

北中城村都市公園条例の一部を改正する条例

北中城村都市公園条例（昭和53年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
備考 1 短期（1か月未満）の占用料及び使用料について、消費税及び地方消費税を含む。	_____

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年10月1日より適用する。

以上でございます。

続きまして、議案第51号 北中城村国民健康

保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第51号

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険税条例（昭和47年北中城村条例第59号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）」が令和5年7月20日にそれぞれ公布されたため、北中城村国民健康保険税に関する条例の一部を改正する必要がある。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例（昭和47年北中城村条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(保険税の減額)	(保険税の減額)

第17条 省略

2 省略

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（3）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（4）国民健康保険の出産被保険者に係る後期

第17条 省略

2 省略

新規

高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第5条の2の規定に
より算定した被保険者均等割額（第1項に規
定する金額を減額するものとした場合にあつ
ては、その減額後の被保険者均等割額）の12
分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後
期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得
た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護
納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者
につき第5条の3の規定により算定した所得
割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の
産前産後期間のうち当該年度に属する月数を
乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護
納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産
被保険者につき第5条の3の規定により算定
した被保険者均等割額（第1項に規定する金
額を減額するものとした場合にあつては、そ
の減額後の被保険者均等割額）の12分の1の
額に、当該出産被保険者の産前産後期間のう
ち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 省略

(出産被保険者に係る届出)

第18条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出
産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げ
る事項を記載した届書を村長に提出しなければ
ならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び
個人番号（行政手続における特定の個人を識
別するための番号の利用等に関する法律（平
成25年法律第27号）第2条第5項に規定する
個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及
び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他村長が必要と認める事項

3 省略

新規

- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、村長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

続きまして、議案第52号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第52号

北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年北中城村条例第31号）の一部を改

正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めらる。

令和5年12月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、本村の医療費給付事務等における特定個人情報による医療保険給付関係情報の照会を可能とするため。

北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第3項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び村長又は北中城村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 村長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び村長又は北中城村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 村長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄</u></p>

	<p>会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	<p>支援事業の実施に関する情報であり、本人及び本人と同一保険加入者の所得情報及び国民健康保険加入者情報に関するもの</p>		<p>会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	<p>事業の実施に関する情報であり、本人及び本人と同一保険加入者の所得情報及び国民健康保険加入者情報に関するもの</p>
省略			省略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第53号 北中城村あやかり

の杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第53号

北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村あやかりの杜の施設の使用料について、消費税及び地方消費税を含むことを明示するため。

北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
別表第2（第11条関係） 省略 1 使用料の算定において100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。 2 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。	別表第2（第11条関係） 省略 ※ 使用料の算定において100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年10月1日より適用する。

以上でございます。

続きまして、議案第54号 北中城村立学校施

設の使用料に関する条例の一部を改正する条例
について。

議案第54号

北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村立学校施設の使用料に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村立学校施設の使用料について、消費税及び地方消費税を含むことを明示するため。

北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

北中城村立学校施設の使用料に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
備考 1 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。	_____

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年10月1日より適用する。

以上でございます。

続きまして、議案第55号 北中城村立体育施

設設置及び使用料に関する条例の一部を改正す

る条例についてでございます。

議案第55号

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例（昭和61年条例第11号）の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出

北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村立体育施設の使用料について、消費税及び地方消費税を含むことを明示するため。

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例（昭和61年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<u>備考</u> 1 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。	_____

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年10月1日より適用する。

以上でございます。

続きまして、議案第56号 北中城村立中央公

民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部

を改正する条例について。

議案第 56 号

北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和 57 年条例第 14 号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 8 日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村立中央公民館の使用料について、消費税及び地方消費税を含むことを明示するため。

北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和 57 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
備考 1 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。	_____

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日に適用する。

以上でございます。

続きまして、議案第 57 号 北中城村あやかり

の杜の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案第 57 号

北中城村あやかりの杜の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

北中城村あやかりの杜

2 指定管理者となる団体

名称：特定非営利活動法人あやのふぁ

代表者：當銘 由紀夫

所在地：沖縄県中頭郡北中城村字渡口1029番地

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

令和6年4月1日から北中城村あやかりの杜を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

以上でございます。

続きまして、議案第58号 令和5年度北中城

村一般会計補正予算（第7号）について御説明

申し上げます。

議案第58号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,661,895千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		80,000	△3,050	76,950
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	80,000	△3,050	76,950
11 施設等所在市町村調整交付金		243,000	824	243,824
	1 施設等所在市町村調整交付金	243,000	824	243,824
17 国庫支出金		1,720,458	79,139	1,799,597
	1 国庫負担金	1,048,706	67,132	1,115,838
	2 国庫補助金	476,490	12,007	488,497
18 県支出金		1,001,950	53,469	1,055,419
	1 県負担金	473,356	33,565	506,921
	2 県補助金	490,861	19,904	510,765
20 寄附金		250,201	30	250,231
	1 寄附金	250,201	30	250,231
21 繰入金		636,341	79,551	715,892
	2 基金繰入金	635,000	79,551	714,551
23 諸収入		92,625	62	92,687
	3 雑収入	91,024	62	91,086

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
24 村 債		127,561	12,700	140,261
	1 村 債	127,561	12,700	140,261
歳入	合計	9,439,170	222,725	9,661,895

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,875,266	25,465	1,900,731
	1 総務管理費	1,699,163	24,235	1,723,398
	2 徴税費	113,700	1,230	114,930
3 民生費		3,454,243	152,750	3,606,993
	1 社会福祉費	1,653,484	98,520	1,752,004
	2 児童福祉費	1,800,759	54,230	1,854,989
4 衛生費		1,053,746	8,501	1,062,247
	1 保健衛生費	681,393	8,501	689,894
5 農林水産業費		155,724	5,895	161,619
	1 農業費	148,553	1,055	149,608
	2 林業費	3,197	4,840	8,037
6 商工費		179,856	69	179,925
	1 商工費	179,856	69	179,925
7 土木費		536,602	5,111	541,713
	2 道路橋梁費	204,981	△1,899	203,082
	3 都市計画費	281,815	7,010	288,825
9 教育費		1,337,799	24,174	1,361,973
	1 教育総務費	93,508	140	93,648
	2 小学校費	404,237	20,392	424,629
	3 中学校費	91,875	9	91,884
	4 幼稚園費	62,996	774	63,770
	5 社会教育費	438,381	1,962	440,343
	6 保健体育費	246,802	897	247,699
13 予備費		33,851	760	34,611
	1 予備費	33,851	760	34,611
歳出	合計	9,439,170	222,725	9,661,895

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
北中城村立地適正化計画策定業務委託料	令和6年度 ~ 令和6年度	9,741

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共事業等債（村道北中城高校127号線道路護岸整備事業）	14,500	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。	5%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができ。	21,500	変更なし	変更なし	変更なし
学校教育施設等整備事業債（北中城小学校トイレ改修工事）	61,900	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)		67,600			
計	76,400				89,100			

それから補正の内容等については、副村長より御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、私より令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案第58号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）につきまして、まず4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。追加が1件ございます。北中城村立地適正化計画策定業務委託料についてであります。期間が令和6

年度、限度額は974万1,000円となっております。詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正、変更が2件ございます。公共事業等債（事業名：村道北中城高校127号線道路護岸整備事業）、限度額が1,450万円から2,150万円に変更となっております。続きまして、学校教育施設等整備事業債（事業名：北中城小学校トイレ改修工事）、限度額が6,190万円から6,760万円に変更となっております。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

続きまして、歳入について事項別明細書で主

な補正について御説明いたします。

まず8ページでございます。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金305万円の減と、次の11款施設等所在市町村調整交付金82万4,000円の増につきましては、交付決定によるものであります。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費国庫負担金2,047万3,000円の増及び11節障害者自立支援給付費等の国庫負担金4,644万1,000円の増につきましては、それぞれの給付費見込みが増となったことによる補正でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、8節保健衛生費補助金680万3,000円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費見込みが減となったことによるものであります。

同じく26目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金1,739万2,000円の増につきましては、マイナンバーカードに係る住基システム及び戸籍システム改修に係る国庫補助金となっております。詳細につきましては歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、10ページをお願いいたします。

18款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節子ども医療費助成事業県補助金725万9,000円の増につきましては、助成費見込みが増となったことによる補正でございます。

同じく4目農林水産業費県補助金、24節沖縄型森林環境保全事業補助金419万円の増につきましては、リュウキュウマツの害虫防除に係る県補助金となっております。

同じく9目沖縄振興公共投資交付金446万3,000円の減につきましては、中城公園アクセス線整備事業に係る用地取得が難航しております。今年度の事業完了が見込めないことによ

る減となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金6,500万円の増につきましては、財源不足を補うための基金繰入金となっております。

5目ふるさと応援基金繰入金1,455万1,000円の増につきましては、そのうち1,045万1,000円は、8月の台風6号の影響で破損などした公園、学校などの修繕費として、当時予備費で対応いたしました。その対応分に充当しております。残り410万円につきましては、今回の歳出補正において小学校2校の事業に充当しております。

続きまして、24款村債、1項村債、3目と6目、土木債、教育債それぞれの増減は、債務負担行為補正でも御説明しました内容となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費、11節役務費、364万9,000円の増につきましては、窓口収納等手数料のうち、口座振込手数料の見込みによる増となっております。

続きまして、8目電算費、12節委託料1,938万2,000円の増のうち、1,905万2,000円が戸籍情報システム及びマイナンバーカードに係る住基・戸籍附票システム改修に係るものとなります。これは住民基本台帳及び戸籍の名前に振り仮名を表記するためのシステム改修となっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料123万円の増につきましては、その内訳といたしまして、訴訟関連検討業務委託料が81万2,000円、相続財産清算人選任申立委託料に41万8,000円となっております。訴訟関連

検討業務は、現在係争中であります固定資産評価審査委員会決定取消請求事件訴訟に係る追加の業務委託となります。相続財産清算人選任申立委託は、相続人が不在の場合に、相続財産の清算人が申立てによって選定をされますが、村として申立てに係る調査・書類等の取得が困難になったことから、弁護士にその業務を委託するものであります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、8目障害者自立支援費諸費、19節扶助費9,288万5,000円の増につきましては、障害福祉サービス、障害児通所給付費の今後の支出見込みを計上しております。

22節償還金、利子及び割引料、280万5,000円の増につきましては、過年度委託業務費用精算償還金となります。これは障がい者相談業務委託料において、本来は消費税課税対象となるべき委託料を非課税扱いとして錯誤していたことから、今回過年度分、平成30年度から令和4年度までの委託料を精算いたしまして、その差額、消費税分でございますけれども、これを支払うものであります。

続きまして、16ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費262万円の増につきましては、母子・父子家庭等医療費助成費162万円と低所得の子育て世帯生活支援特別給付金100万円をそれぞれ今後の支出見込みとして計上しております。

続きまして、2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金4,984万8,000円の増につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく特定教育・保育施設等の各種運営負担金を今後の支出見込みにより補正で増減しております。

17ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目子ども医療費、19節扶助費1,451万8,000円の増につきま

しては、子ども医療費助成金の今後の支出見込みとして計上してございます。

続きまして、10目新型コロナウイルス感染症対策費、ワクチン接種関連でございますけれども、3節職員手当等から17節備品購入費まで、合計680万3,000円の減につきましては、歳入のほうでも説明いたしましたが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業規模が縮小見込みであることから減としております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、10節需用費125万1,000円の増につきましては、大城地区の農道21号の修繕費となっております。

19ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費、12節委託料484万円の増につきましては、リュウキュウマツ松くい虫防除のため、薬剤を樹幹に注入する作業委託料でございます。財源といたしましては、県補助金、補助率10分の9を活用しております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、10節需用費382万9,000円のうち、道路修繕費といたしまして372万円を増しております。修繕等の箇所といたしまして、社会福祉センター裏の村道のり面対策と、島袋交差点付近の村道島袋17号線ののり面の伐採の費用となっております。

2目道路新設改良費、16節公有財産購入費583万4,000円の減につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、中城公園アクセス線に係る用地買収が難航しておりまして、今年度の事業完了が見込めないことによる減となっております。

22ページをお願いいたします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料417万4,000円の増につきましては、北中城村立地適正化計画策定業務委託

料となっております。現在、中城村と共同まちづくり計画を策定いたしまして、中部広域都市計画区域移行の取組を行っているところでありますが、両村において無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導等により具体的な方針を定める計画を策定する必要があります。委託料総額1,391万5,000円のうち、本年度分といたしまして417万4,000円を補正計上してございます。残り974万1,000円につきましては、次年度の債務負担行為限度額として計上しております。

3目公園費、10節需用費262万2,000円の増につきましては、村内公園の施設修繕費となっております。主な修繕箇所といたしましては、しおさい公苑グラウンド赤土補充整備、同じく、しおさい公苑保安灯修繕などとなっております。

9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、私のほうから教育委員会の歳出につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目村史編纂費、1節報酬233万6,000円、3節職員手当47万7,000円、8節旅費13万6,000円につきましては、調査業務に係る専門職の会計年度任用職員が確保できず、残り期間でも確保できる見通しがないうことから減額をいたしております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目村史編纂費、12節委託料19万4,000円につきましては、北中城村の旧公図地積図、全部で100枚分の修復委託に係るものでございます。これにつきましては、6月にも資材高騰による補正を行い、既に作業に取りかかっておりますが、貴重な資

料の劣化を防ぎ、長期保存や資料の展示に耐えられるよう保護シートフィルムで覆う作業を追加したいということで増額をしております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、光熱水費175万円につきましては、電気料金高騰による不足分の補正となります。同じく10節、体育館放送設備修繕費84万7,000円、体育館舞台スクリーン27万1,000円、体育館2階空調機器修繕費82万5,000円は、機器類の故障による取替え修繕となっております。

14節工事請負費308万円は、トイレ改修工事に附帯する工事の追加分と擁壁工事に伴って撤去しました用具小屋の移設工事費となっております。

17節備品購入費61万9,000円は、次年度北中城小学校で児童が増える見込みであることから、机・椅子25セットを購入するものでございます。2目教育振興費、17節備品購入費1,300万円は、令和6年度に小学校の教科書が4年に1回の改訂となることから、教師用教科書指導書を購入するものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、光熱水費63万円につきましては、電気料金高騰による不足分の補正となります。運動場フェンス修繕費マイナス106万8,000円は、フェンス基礎を流用して修繕を行い、安く済んだことによる減額となります。扉取替え修繕費44万7,000円は、プールの扉の取替え修繕を行うものであります。

26ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、10節需用費、光熱水費48万円につきましては、電気料金高騰による不足分の補正となります。施設修繕費29万4,000円は、雨水量水器の取替えを行うものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、1節報酬3万5,000円、8節旅費1万円につきましては、学校部活動の地域移行の推進に向け検討部会を立ち上げ、教育委員会、学校以外にも現在活動中の中学校部活の外部コーチや少年野球、サッカーの指導者、また保護者として父母教師会の方にも意見を聞きたいということで5人分の報酬と費用弁償を新たに補正計上しております。

同じく27ページ、9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、10節需用費125万2,000円につきましては、主に中央公民館のホール暗幕の取替え及び公民館利用者の増加に伴う光熱水費や消耗品費等の増加分を計上してございます。

同じく27ページ、9款教育費、5項社会教育

費、4目あやかりの杜運営費、10節需用費47万3,000円につきましては、あやかりの杜図書館側空調設備の修繕費でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、8節旅費25万8,000円につきましては、九州地区スポーツ推進委員研究大会への派遣旅費で、スポーツ推進委員15年以上の功労者表彰者お一人と随行員お一人、計2人の旅費を計上しております。

私からは以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

では続きまして、議案第59号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

議案第59号

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,023千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,401,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 県支出金		1,446,603	2,340	1,448,943
	1 県負担金・補助金	1,446,602	2,340	1,448,942
12 諸収入		279,054	5,683	284,737
	4 雑入	279,049	5,683	284,732
歳入合計		2,393,736	8,023	2,401,759

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		70,041	2,507	72,548
	1 総務管理費	55,774	167	55,941
	2 徴税費	14,013	2,340	16,353
2 保険給付費		1,383,252	1,280	1,384,532
	1 療養諸費	1,163,549	1,000	1,164,549
	5 葬祭費	600	280	880
9 諸支出金		3,007	4,236	7,243
	1 償還金及び還付加算金	3,007	4,236	7,243
歳出合計		2,393,736	8,023	2,401,759

詳細については、所管課長のほうで御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第59号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入、6款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金234万円につきましては、国税の免除措置に係るシステム改修費に対する交付金でございます。

12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収

入568万3,000円の減につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものでございます。

続きまして、歳出7ページをお願いします。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、12節委託料231万円につきましては、産前産後期間において国税の免除措置を行うためのシステム改修費となっております。

8ページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費、18節負担金、補助金及び交付金の100万円につきましては、生活保護者に対する中部福祉事務所における医療費負担について遡って国保での負担すべき費用と判明した分でございます。

9 ページをお願いします。

2 款保険給付費、5 項葬祭費、18 節負担金、補助金及び交付金の28万円につきましては、当初の予想よりも件数増となっているためでございます。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第60号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について御提案申し上げます。

議案第60号

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月8日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度北中城村水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	589,497千円	0千円	589,497千円
第1項 営業収益	537,763千円	0千円	537,763千円
第2項 営業外収益	51,732千円	0千円	51,732千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	545,097千円	13,200千円	558,297千円
第1項 営業費用	542,909千円	13,200千円	556,109千円
第2項 営業外費用	1,186千円	0千円	1,186千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「85,620千円」を「90,420千円」に、過年度分損益勘定留保資金「73,581千円」を「78,381千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	5,954千円	0千円	5,954千円
第1項 企業債	1千円	0千円	1千円
第2項 出資金	1千円	0千円	1千円
第3項 他会計からの長期借入金	1千円	0千円	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第5項 国庫補助金	4,550千円	0千円	4,550千円
第6項 工事負担金	1,400千円	0千円	1,400千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	91,574千円	4,800千円	96,374千円
第1項 建設改良費	84,022千円	4,800千円	88,822千円
第2項 企業債償還金	6,551千円	0千円	6,551千円
第3項 国庫補助金返還金	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

この詳細については、担当課長のほうから御説明を申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第60号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用1,320万円の増となっております。2目配水及び給水費1,320万円の増で、内訳としまして、1節備用品費が20万円の増で、内容としまして、自前で行う漏水修繕に係る資材費であります。6節修繕費が1,300万円の増で、本管から分岐する給水管の漏水修繕等や県道工事に伴う給水管撤去及び仲順地内仲順大主の墓付近の外人住宅地域におい

て既設鋼管材からのさびの出水により、仮設配管の切り直しによる緊急修繕となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費480万円の増となっております。4目委託料480万円の増で、内訳としまして、1節委託料が480万円の増で、内容としまして、和仁屋地内配水管改良工事の進捗に併せて現場技術業務を2か月間延長することと、JA給油所裏手の今年度建設課発注予定の村道喜舎場萩道線水路改修工事に伴う配水管移設設計及び設計書作成業務であります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第61号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約についての提案説明を申し上げます。

議案第61号

村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5） 改定契約について

下記のとおり工事改定契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：北中城村字渡口地内
村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）
2. 改定契約金額：¥104,500,000－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥9,500,000－）
3. 契約の相手方：沖縄市字登川2989番地
（株）基土木
代表取締役 仲宗根 貢

令和5年12月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

工事請負改定契約が次の別紙につづられておりますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

また、契約変更内容等についても別紙に添付してございますので、お目通しのほうをお願い

したいと思います。

続きまして、議案第62号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約について御説明申し上げます。

議案第62号

北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約について

下記のとおり工事改定契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求め

ます。

記

1. 契約の目的 : 北中城村字喜舎場地内
北中城小学校トイレ改修工事 (建築)
2. 改定契約金額 : ¥56,827,100-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 : ¥5,166,100-)
3. 契約の相手方 : 沖縄県中頭郡北中城村字島袋495番地
(有) 美工開発
代表取締役 池間 勝

令和5年12月8日 提出
北中城村長 比嘉孝則

工事請負改定契約書について添付してごさいますので、お目通しのほうをお願いいたします。

そしてまた、工事変更協議等についても別紙添付してございますので、御参照のほどよろしく願いたします。

以上でございます。

○議長 (比嘉義彦)

以上で説明を終わります。

しばらく休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○議長 (比嘉義彦)

再開します

日程第19. 決議第2号 米軍横田基地所属
CV22オスプレイの鹿児島県屋
久島沖墜落事故に関する抗議決
議

○議長 (比嘉義彦)

日程第19. 決議第2号 米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

伊集守吉議員。

○7番 (伊集守吉議員)

決議第2号

米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月8日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

伊 集 守 吉

賛成者：北中城村議会議員

平安山 和 美

喜屋武 功

比 嘉 悟

山 田 晴 憲

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

屋 良 朝 春

川 上 龍 太

大 城 律 也

名 幸 利 積

比 嘉 義 弘

喜屋武 すま子

米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する抗議決議

令和5年11月29日鹿児島県屋久島の沖合において横田基地所属のCV22オスプレイ1機が墜落し、搭乗員8人全員が死亡するという誠に痛ましい事故が発生した。

今回の事故は、屋久島空港付近海上で発生し一歩間違えば屋久島の住民及び屋久島空港利用者に対し、大きな被害となる可能性もあった。

V22オスプレイは、トラブル発生時に機体を軟着陸させるオートローテーション機能の欠如が開発当初から指摘されていた、まさに今回の事故は目撃情報より構造的欠陥が露呈されたことと考えられる。

このような中、事故発生後も本村上空を飛行していた、基本性能は同じである米軍海兵隊のMV22オスプレイが運用し続けることは看過できない。

このような状況は村民に不安や事故の可能性をあたえている。村民の生命、財産を守る立場の北中城村議会は令和5年11月29日に起きたCV22オスプレイの墜落事故に対し厳重に抗議し下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 事故原因を究明し、速やかに公表することを求める。
2. 国内すべてのV22オスプレイの運用を停止し撤去を求める。
3. 普天間飛行場の一日も早い返還を実現することを求める。
4. 日米安全保障条約の抜本的改定を求める。

以上、決議する。

令和5年（2023年）12月8日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在沖米四軍沖縄地域調整官

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号 米軍横田基地所属CV

22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。決議第2号 米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する抗議決議については可決されました。

日程第20. 意見書第3号 米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する意見書

○議長（比嘉義彦）

日程第20. 意見書第3号 米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

伊集守吉議員。

○ 7 番（伊集守吉議員）

意見書第 3 号

米軍横田基地所属 CV 2 2 オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

伊 集 守 吉

賛成者：北中城村議会議員

平安山 和 美

喜屋武 功

比 嘉 悟

山 田 晴 憲

比 嘉 正 志

上 間 堅 治

屋 良 朝 春

川 上 龍 太

大 城 律 也

名 幸 利 積

比 嘉 義 弘

喜屋武 すま子

米軍横田基地所属 CV 2 2 オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する意見書

令和 5 年 1 1 月 2 9 日鹿児島県屋久島の沖合において横田基地所属の CV 2 2 オスプレイ 1 機が墜落し、搭乗員 8 人全員が死亡するという誠に痛ましい事故が発生した。

今回の事故は、屋久島空港付近海上で発生し一歩間違えれば屋久島の住民及び屋久島空港利用者に対し、大きな被害となる可能性もあった。

V 2 2 オスプレイは、トラブル発生時に機体を軟着陸させるオートローテーション機能の欠如が開発当初から指摘されていた。まさに今回の事故は目撃情報より構造的欠陥が露呈されたことと考

えられる。

このような中、事故発生後も本村上空を飛行していた、運用は違うが基本性能は同じである米軍海兵隊のMV 22オスプレイが運用し続けることは看過できない。

このような状況は村民に不安や事故の可能性をあたえている。村民の生命、財産を守る立場の北中城村議会は令和5年11月29日に起きたCV 22オスプレイの墜落事故に対し嚴重に抗議し下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

1. 事故原因を究明し、速やかに公表することを求める。
2. 国内すべてのV 22オスプレイの運用を停止し撤去を求める。
3. 普天間飛行場の一日も早い返還を実現することを求める。
4. 日米安全保障条約の抜本的改定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月8日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第3号 米軍横田基地所属CV 22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（比嘉義彦）

起立全員です。意見書第3号 米軍横田基地所属CV22オスプレイの鹿児島県屋久島沖墜落事故に関する意見書については可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時56分 散会

令和5年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日						
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	比 嘉 義 彦	
	散 会	令 和 5 年 1 2 月 1 1 日 午 後 1 時 0 1 分			議 長	比 嘉 義 彦	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名		出 席 等 別	議 席 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太		出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春		出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟		出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志		出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美		出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功		出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉		出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員			大 城 律 也			
	9 番 議 員			上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也			
	議 事 係 長			仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則		教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁		教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦		生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一		建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二		健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹					
	福 祉 課 長						
議 事 日 程	別 紙 の と お り						

議事日程第2号

令和5年12月11日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第48号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第49号	北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第50号	北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第51号	北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第52号	北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第53号	北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について	〃
7	議案第54号	北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する 条例について	〃
8	議案第55号	北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改 正する条例について	〃
9	議案第56号	北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の 一部を改正する条例について	〃
10	議案第57号	北中城村あやかりの杜の指定管理者の指定について	〃
11	議案第58号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について	〃
12	議案第59号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3 号）について	〃
13	議案第60号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）につい て	〃
14	議案第61号	村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約 について	〃
15	議案第62号	北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第48号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第48号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、お尋ねをします。

手数料条例の改定ということで、マイナンバーを取得して窓口の事務の効率化と普及を図りたいという提案理由ですが、これまでマイナンバーの取得率というのはどれぐらいなのか。

それから住民票をコンビニで取得する方と窓口で取得する方の割合というのはどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

名幸利積議員の質疑にお答えいたします。

11月30日現在で、マイナンバーの取得率は人口1万7,936名に対して1万792名、パーセントにしますと交付率は60.17%になっております。

窓口交付とコンビニ交付の取得率の割合ですけれども、窓口が70%、コンビニ交付が30%となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。必ずしもマイナンバーを取得

した方が住民票を必要だということには限らないので一概には言えませんけれども、印象としてはまだまだコンビニで取得する方は少ないのかなという印象を持っています。

それでコンビニで住民票を取得する方が少ないという中に、私はまだまだコンビニでそういう証明書を取得して、便利さとか効率性というのが住民側にはまだまだ感じ得られていない部分があるのかなと思うんです。どういうことかということ、例えばコンビニで住民票を取得して、やれ幼稚園の入学や学校の入学だと教育委員会、保育園の入園、あるいは福祉関係だと福祉課、そして健康保険関係だと健康保険課に提出しに行くという、取得まではいいんだけど、提出するにはまた役場を訪れないといけない。そういうのが実態として私はあると思うんですね。ですから、これは広く全国的なそういうデジタル化の取組も必要かと思うんですけれども、やはりこの利便性を感じられるためには一日でも早く庁舎内で一元化をしていく、そういうような大きなDX化の取組とも関わるとは思うんですけれども、その辺の見通しというのはどうなんでしょうか。今のままではまだ住民側が便利だということが感じられないことになっていないのかと感じますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

確かに名幸議員の言うとおりのDX化の今後の取組は強化しなければいけないと思っています。そういう意味ではこのマイナンバーのメリットとなった場合、今は住民側にもコンビニ交付しか知らされていない部分がありますので、今後庁舎内でもそういう話をしながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、今名幸議員からはマイナンバー関係についてでしたけれども、私のほうからはまた別の考え方から質疑をさせていただきます。

提案理由の中で事務の効率化を図るためということで、結構な文言が削除されている。別表の中でも削除されているということですが、社会的にも省く作業というのめだんだん浸透されてきていいことだなというふうに思っているんですけど、条例というのはやっぱり見やすく、分かりやすくというのが本来の条例の在り方だろうなというふうに思っているんですけど、今回この条例で、5条の2を省いて、5条の6を新しく制定して、省いた部分をひとまとめにしてやったというイメージではあるんですけど、この中で、私からの視点からすると住民サービスからしてちょっと欠けているんじゃないかなと。本人も、私はこの申請に当たって免除の対象なのかというのを、多分分からないと思うんです。その中でこういった災害とか労災とかに関わる戸籍の請求は免除ということになっていきますけれども、その対象が、私がどうか分からないということも今まで分からなかったということでもあるんですけど、今日の朝、戸籍の証明書も見ました。この中にも、じゃあ免除の対象ですよと書く欄はないんですよ。目的は何ですか、詳しく書いてくださいだけがあって、自分からしても、目的は何ですかといたら、職場に提出するものですということでは書かないと思うんです。労災に遭ったから何とかかんとかといういろいろ詳しく書いても大変だと思うので、この辺の住民サービスに関してどういうふうに取り組むのか。また削ったことに対して住民サービスに少し問題が出るんじゃないかなというのが私の考え方

です。この辺に対して1点ですね、お願いします。

もう1点は、条例、法律を作る場合にはルールというのがあると思うんですよ。その辺のルールで上位法を、今別表の中で上位法とかが結構削除されています。だからこの根拠となる法律がこれだから手数料を取りますという話だと思えるんですけど、この根拠がなくなった場合に何の根拠で手数料を取るのかというのが見えなくなってくる。この辺の条例の文言、文章、条文に対して問題がないのか。この2点をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

この5条に掲げる免除の、載っている規定ですけれども、現行の条例に載っている法令以外にも戸籍に関しては無料で証明を行うことができるとちゃんと法令にあって、請求の際、そういう中で無料で証明を行うことができる旨の法令に該当するものであることの、ちゃんと証明した証明書や資料の提示をもってそういう中で審査しながら無料で行っています。受給資格者であるちゃんとした証明も必要としながら、こちらも確認を行いながらそういうのをしていますので、やはり申請する側がちゃんとした証明する、資格等そういうのを証明する資料を持ってきてからしかこちらは証明しませんので、そういう中で、これを請求する側もちゃんとそれを分かりながら恐らく証明を請求していると思いますので、この辺は大丈夫じゃないかと考えております。

2点目の根拠となるものですね、やはりそういう中で、これまではいろいろ、これが全部、法令が改正すると常にそういう条例の改正を行うとなると、やはり事務のそういった部分での効率化のために、条が変わるたびに省いたり削

除したり、ずれが出てきたりするもので、今回
そういう中で見やすいために、効率化のために
改正を行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

初めの住民サービスに対しては、申請する方
も分かっている、その書類も持ってくるから問
題ない。職員もそのような対応をするから問題
ないということで分かりました。

2つ目の質疑で、私が言いたいのは、法律的
にということか、つくりかた。もちろん見やすく
するというのはあると思います。しかし、つく
るときにルールもあるんじゃないかということ
を私は念頭に考えています。このルールに対
して合っているのか合っていないのか。また、こ
んなルールはないよというのであったら、その
辺の答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質疑にお答えいたします。

まず、手数料等に対する根拠というのは、地
方自治法の228条の中に、これは条例で定めな
ければならないというものがございます。です
からそれぞれ細々とした手数料条例が、手数料
の区分がありまして、それについて大本の根本
はここに自治法の228条に該当するわけで、こ
れで私たちはこの条例の根拠としているもので
ございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

根拠は分かります。私も自治法をしょっちゅ
う見ますので分かります。その根拠であるん
ですけれども、条文を書くに当たって、これを
入れないといけないんじゃないかという話なん

すよ。我々が先週の金曜日に意見書、決議案を
出したときにも、自治法第何条の規定によりと
いう話をしながら出しています。だから条例の
中でもそういった根拠の、この根拠のために、
例えば見たときで分かりやすいのが狂犬病の法
律の中で、ちゃんと登録しないとイケないです
よねという話の根拠の中なんですよ。だからこ
の根拠を書かないといけないんじゃないか、表
記しないとイケないんじゃないか、この条文を
入れないとイケないんじゃないかという、こう
いったルールがあるんじゃないかという話をし
ていて、それがなければ、そういったルールが
ないよというんだったら、それで構いません。
という話です。その辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議案提案の説明の中で、見やすくするために、
分かりやすくするためにこの法律は、今までの
現行例規については根拠がございました。根拠
をうたっていますね。ただ、それを見やすくす
るためにそれを改正した。今までこの法律を細
かく言っても当該本人がそれを申請するときに、
私はどこに該当するのかな。そこがなかなか分
かりづらかったと、そういう反省も含めてこの
表に改正したと思っておりますので、御理解い
ただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間議員の御質疑にお答えします。

大本の条例の第1条に趣旨で徴収規定、個別
の法律ではなく自治法に基づいて徴収すること

ができますというのを大本でうたっています。それぞれの細かい金額、例えば住民票だったら根拠法令、記載されている自治体もありますし、記載していない自治体もあります。それぞれ自治体によって違いますので、必ずしもそうしなさいというのは決められていないと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第48号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第49号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2．議案第49号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ではお尋ねをします。

この条例を含めてあと残り3件、トータルで4件の条例改正が出ています。この理由は恐らくインボイスへの対応だと考えます。それで特別会計で取得しているのは分かるんですが、一般会計で税務署へ申告をして番号を取得したのはいつでしょうか。

それから公共施設の占用料、使用料というのはもともと消費税が含まれていると私は考えていたんですけども、課税対象である。しかし、消費税法でそれが免除をされて市町村は申告義務がないということだと思います。ですからもともとこの条例に、その消費税を含むという文言があつてしかるべきではなかったのかなと考えますけれども、この2点をお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員のまず1点目の一般会計の番号取得の日付ですけれども、すみませんちょっと日付が分からないんですけれども、10月1日開始なのでその何か月前にはもう取得、財政のほうで一般会計分全ての一本の番号は取得済みであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

会計課長。

○会計課長（喜屋武のり子）

名幸議員の御質疑に対してお答えいたします。
手数料のほうに消費税が含まれているんじゃないかという質疑だったんですけども、おっしゃるとおり消費税のほうは内税ということで含んでおりました。これまでは買い手側の、課税事業者が帳簿とか売り手からの請求書など保管をしていれば、申告で控除を受けることが可能だったんですけども、インボイス制度が開始した後は登録業者のほうからのインボイスの請求書を発行しないと、仕入れ控除をすることができなくなったというところもありまして、今回、課税業者の方に分かるように手数料のほうに、この料金に対しては消費税及び地方消費税が含まれていますよという表示と、また一般会計のほうで登録をさせていただいていますので、業者のほうでインボイスが必要ということがあれば、担当課のほうでインボイスを発行することにしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員の御質疑にお答えします。
そうですね、インボイス制度が始まる前でもこういう使用料とか占用料を含めて消費税含むという条文を入れておかないといけなかったかと思えます。今回インボイス制度が始まったものですから、慌ててこういう条文の提案をしているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

それで私、このインボイス制度、実際私自身もインボイスが世間一般でいろいろ騒がれて学んだことが多いので、皆さんの対応が遅れたことを強く申し入れるつもりはないんです。ただ気になるのは、今の答弁にもあったようにこのインボイスに対する職員同士の意思の情報の共有とか、そして対応が図れるような体制が今取られているのかなということなんです。例えば、これから請求書、領収書とかとなったときには、消費税の内訳とか、そしてそれに対する番号を記入したり、そういうことが起こるはずなんですよね。そういった場合には末端の職員までそういうことを浸透しておかないと、結局後手に回ったときにはその事業者が困ることになりかねないので、その辺のインボイスに対する周知徹底は職員で図られているのか。それをお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

インボイスが始まる前に税務署等をお呼びして研修等は開かせてもらっています。それとインボイスに対応した領収書を出せるようにシステム改修も今行っております。ただ、本当に末端まで含めてインボイス制度を全職員が細かく分かっているかということ、ちょっとそれは曖昧なところはありますけれども、ただ財政係と会計課のほうで一緒にですね、こういうときが来た場合の相談というのは乗っているところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第49号 北中城村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第50号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第3. 議案第50号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第50号 北中城村都市公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第4. 議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第51号 北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第52号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(比嘉義彦)

日程第5. 議案第52号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第52号 北中城村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第53号 北中城村あやかり
の杜の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第6．議案第53号 北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

度々すみません。これもインボイス絡みのことだと思いますけれども、今度あやかりの杜、新しく指定管理者が更新になりますけれども、このインボイスの対応はあやかりの杜を管理している指定管理者が登録をして番号取得をしているのか。それともこれは先ほどの話で言ったように、村の一般会計として村の対応になるのかお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

名幸議員の御質疑にお答えいたします。

この条例で上げているものについて、村に収入が入るものについてを上げております。あやかりの杜単体として収入がある場合もございますので、それはそれであやかりの杜単体で登録しているということです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、これは村の条例でその改正、インボイスの対応ということになってはいますが、その指定管理者を受けているNPO法人もインボイスに対応するという事なんですけれども、その辺をもう少し明確な御説明と答弁をいただけますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

今提案している条例ですね、指定管理をお願いしている法人のほうに影響を与えます。この大本となる条例というものが村で定めないとけないものですから、村でまず消費税を含むということを明示してですね、指定管理している法人のほうに対応していただくということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの名幸議員の御質疑に対して、条例は当然村がつくるべきですね。そこで指定管理者がその収入を収受できるか。これは協定書の中身の問題でございます。その協定書の中にNPO法人も収入について収受できるという文言が出てきますので、そこは収入はNPO、そして例規を定めるのは村。それはまた村とNPOとの協議が出てきますので御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

ほかに質疑はありますか。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

議案第53号についてですけれども、やはり皆あやふやに聞いているのかなと思うところがありまして、具体的に言いますと、条例に例えばホール代とか施設、キャンプ場とか宿泊施設とかありますよね。これ全部条例の中にありますよね。その部分については要するにこの条例にあるわけですよね。それであやかりの杜が自主的に講座を開催していろいろ収入を得ますよね。個人個人に負担をさせて、受講料幾らとか自主事業がありますね。そういう部分についてはあやかりの杜の、消費税とかそういうのを取るという話ですよね。これは。そういう意味ですか。条例に、要するに施設の利用料が具体的に書かれていますよね。お部屋とかホールとかあって、キャンプ場とか宿泊施設とかありますけれども、そのほかに、あやかりの杜独自のインボイス制度のものについては、要するにあやかりの杜が自主事業する講座とかいろいろありますよね。そのことを言っているんですよね。あやかりの杜がこういう制度を取るとするのは。そういう意味ですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

ただいまの喜屋武議員の御質疑にお答えします。

喜屋武議員おっしゃるとおり、このあやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、消費税の部分について提案してございますけれども、今喜屋武議がお

っしゃったようにあやかりの杜の施設については個別にホール、あるいは部屋についての、時間当たり幾らだというような形で使用料を定めております。これについては村のほうで指定管理している法人と話し合っ、それを収受できるようにするという規約も交わしております。それと別に法人が独自で開催する講座については、村が間に入るとか金額を決めるといことはしませんので、そのあたりは全てその法人の収入になるというような仕組みになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

この提案理由ですけれども、北中城村のあやかりの杜の施設の使用料についてとあるので、みんなそこら辺でもこんがらがっているのかなというのがあるんですね。要するに、指定管理者がやるにしてもあやかりの杜という施設なんですね。条例自体もあやかりの杜の施設になっているので、そこら辺がちょっとこんがらがっているのかなと思うので、例えばここを北中城村あやかりの杜の施設の管理条例とかとあるので、これ管理とか入れるとちょっと違いが分かってくるのかなと思うんですけれども。あやのふあ自体がやるにしてもそこ自体はあやかりの杜の施設なので、それから村独自の条例で決めた施設もあやかりの杜ということがあるので、そこら辺の提案理由の表記の仕方をもうちょっと工夫してもいいのかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

ただいまの喜屋武議員の御質疑で、提案理由にちょっと分かりにくさがあったんじゃないかということですので、このあたり、以後気をつけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第53号 北中城村あやかりの杜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第54号 北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 議案第54号 北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第54号 北中城村立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 55 号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第 8. 議案第 55 号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 55 号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第 55 号 北中城村立体育施設設置及び使用料に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 56 号 北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第 9. 議案第 56 号 北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 56 号 北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第 56 号 北中城村立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり

り可決されました。

日程第10. 議案第57号 北中城村あやかりの杜の指定管理者の指定について

○議長（比嘉義彦）

日程第10. 議案第57号 北中城村あやかりの杜の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

提案理由の中に、委託料が出ていなくて資料をもらいました。その中で今回は年間6,000万円というふうになっていますけれども、上限があったと思うんですね。前回の委託料と。もし、減額なり増額なりあった場合の理由ですね、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

今回、このあやかりの杜の指定管理の指定について、仕様の中で、今上間議員がおっしゃったように6,000万円ということで上げております。これは昨今の光熱水費、あるいは人件費の増によって、この5年間の中でも結構金銭的に苦しい部分もあったというところで、新たに見積りを取って、その中で6,000万円というふうに決定しました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

増額した理由は分かりました。

あと、プロポーザルをやって1社しか来なかったという話なんですけれども、情報ですけれども、その理由ですね。また1社でしっかり、

何て言うのか比較できたのか。例えば毎年こういった委託業者は計画なり報告なりすると思うんですけれども、その辺の書類等も加味されての決定なのか。この辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

おっしゃるとおりプロポーザルを公開してですね、一応この1か所以外にも3か所ほど問合せはいただいております。ただ、募集期間中に応募があったのは1社だけであったということです。

それとあやかりの杜については、これまで指定管理を受けていただいて、定期的に報告書も出していただいております。そしてかなり評判のいいというところもあって、図書館賞もいただいております。住民の方からも非常に運営等、応接に関してもかなり評判がいいというふうに聞き及んでおります。

一方で、我々がこの指定管理者を選定するに当たっては、庁内の課長で構成する委員会を設けておまして、一定の基準、我々の中では6割以上の評価があれば選定するというふうな形を取りました。そこで、それ以上の成績があるということをお認めしたので今回も同じ指定管理者になりますけれども、決定したということにしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今の上間議員の質疑である程度分かりはしたんですけれども、今指定管理者が前に出した事業計画の中で、評価であるとか実績等を含めて、住民からもそういう評判の声も聞いて、私が聞きたいのはこの事業計画を基にした達成率とか

はどうなっているかというのと、今回委託料が6,000万円ということで、前回から上がった。どれくらい上がっているのかというのも聞きたいんですけども。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

ただいまの喜屋武 功議員の御質疑にお答えします。

まず事業費、前回から幾ら上がったかということで、前回5,300万円から今回6,000万円ということで、700万円増額しております。

それで事業計画の実績の達成率ということですけれども、すみません。ちょっと手元に資料がなくて、報告はあると思いますので、後でリストにしてお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

ちょっと手元に資料を持っていなかったの、お答えするのにちょっと煩わせてしまいまして申し訳ございません。

喜屋武議員の御質疑にありました事業計画の中で、その実績の達成率はどうかというところでもあります。毎年、事業報告書ということで年度末に受けている資料を確認したところ、自分でやっている全ての講座について100%以上の

稼働率を受けておりますので、達成率としては全て事業計画どおり行っているというところで

す。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

先ほど前回5,300万円から今回6,000万円に上げた理由というのが物価高騰とか人件費に対応するという形の理由を、先ほど答弁していたんですけども、じゃあ上げたことで今いる職員の皆さんが確実に給料が上がるということの認識を持っていいのかなと思っています。

それと先週、あやかりの杜の指定管理募集要項及び仕様書というのを頂いて、ちょっと見たときに、10ページにあやかりの杜の施設の配置図があるんですね。配置図で2階のほうに研修室、会議室、ボランティア室、倉庫とかというふうに表記されていて、これは琉米が今会社置いていますよね。これには反映されていなくて、ちょっとゴースト化しているところもあるんですよ。またネットで調べたら、施設のフロアガイドとかを見たらいまだ、この仕様書の中ではボランティア室か倉庫かな。倉庫となっているところが、ネットではマルチメディア室になっているんですよ。これ村長理解していますか。見えますか。これちょっと。何でこれ整合性が合っていないのか。これが別に普通だったら、これはちょっとこんな表記の仕方じゃないんじゃないかなと思うんです。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

今回6,000万円に指定管理料を上げております。これは見積りを取ってこういった形にしておりまして、人件費も含めて増額というふうにしておりますので、この増額分の中に人件費が

上がるであろうということは我々も期待しております。

一方で、もう一つの御質疑の中で、我々の仕様書の中にフロアのガイドがあって、倉庫とボランティア室というふうにあって、一方でネットを調べるとマルチメディア室というのがありますということです。実はですね、これ現在、マルチメディア室については条例の中にも載せてありまして、その条例を変えようということだと思っております。現在の使い方が民間の会社にお貸ししておりますので、その書き方ですね、フロアガイドの書き方で整合性が取れないところにはなっておりますけれども、今後はマルチメディア室がなくなりましたので、これは条例にも載せていますので、そのあたりは変更したいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

前にも一般質問で琉米、ちょっと別のニュアンスで質問したんですけども、いわばネットの情報とも違う。我々に出す資料上というか、仕様書的なものも違うとなったときに、やっぱりきちんとした資料の下でやらないと議論ができないところがあるんですよ。だからこの点はしっかりお願いしたいなと思っております。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

御指摘のところは改善したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしく申し上げます。

この指定管理の仕様書の中に、指定管理委託料が年間6,000万円。この期間が2024年の4月

1日から2029年の3月31日までの5年間ということで、これは長期継続契約に基づいていくのかなと理解しているんですけども。先ほど担当課長のほうから説明がありました、昨今の物価高を受けてこの予算の増額を決定してきた経緯があるということですが、例えば物価高が解消されて景気が回復されてとか、この5年間に景気が良好な状態に持っていったときに、この指定管理委託料は年度の途中から減額とかそういうことも考えられるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

比嘉議員の御質疑にお答えします。

議員おっしゃるとおり5年間の長期継続契約を考えております。ただその間、物価が下がったので下げるといような契約は、中には入れてごさいませんので、今後必要があれば話し合っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

確かに長期継続契約というところで、この5年間はずっとこの6,000万円が5年間、出続けていくのかなと理解はするんですが、ところでこの仕様書の中の7ページのほうですね。管理運営に関する基本的な考え方というところで、5番目に効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。事業を行っていく上で経費の節減は当然考えていくところなんですけど、そこで経費の節減が行われたとき、物価高が解消してより経費の節減ができた場合に、その浮いたお金はどこに行くのか。先ほど説明ありましたとおり長期継続契約の中では多分本村のほうに補正でお返しするというような考え方はないと思うんですが、経費の節減に努めた場合にその浮いた経費、それはどのように有効活

用されるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

現在のところ、経費節減に伴って浮いた金額というのが発生してないものですから、これは一概に今すぐ言えることはないんですけども、もちろんその経費については、これは我々の報告対象になってございますので、そのあたり報告が出たときに協議したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 北中城村あやかりの杜の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第57号 北中城村

あやかりの杜の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第58号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第11. 議案第58号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

2点ほどお願いします。

まず11ページ、24款村債、3項土木債、6目教育債。8日の副村長の説明では債務負担行為補正で説明した内容ということでしたが、地方債補正ではないのか。議事録に載るので確認です。

次、21ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、10節需用費、道路修繕費372万円。これは説明では社協裏の村道のり面対策と、島袋17号ののり面の伐採ということですが、この2件だけでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

ただいまの比嘉 悟議員の御質疑にお答えいたします。

村債の説明のことですけれども、11ページ、村債の中で2つの土木費と教育費、この説明を、私の当初の説明では債務負担行為で説明したと記憶してございます。詳しくは、地方債の補正、5ページに村債の詳しい説明がございまして、ですから当初説明をいたしました債務負担行為ではなくて、地方債の補正で説明をす

るといのが正しいかと思ひます。大変失礼しました。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうから21ページ、7款2項1目10節需用費の道路修繕費についてお答えいたします。

これは372万円は社協裏の仲順のり面対策と、ライカム交差点島袋側ですね、これは徳洲会病院の前になりますけれども、そこののり面の除草の2件になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

てっきり道路修繕費があるので、昨年工事した仲順ライカム線、その中央療護園付近に亀裂が入っていますよね。日に日に亀裂が大きくなっているんで、そこの修繕が入っているのかと思っただけなんですけれども。もう年末にもなりますし通学バスも通るし、早めに対策等ができるのか。昨年4,600万円ぐらいかけて修繕したので、この保険というか補償みたいなものはないのか、もう1回お聞かせ願ひます。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

仲順ライカム線の舗装工事、昨年度、修繕をしまして、その後今年に入って亀裂が見えるようになってきました。これについて、これまで施工業者も含めて原因究明をしていたところであるんですけども、いろいろ調べた中で、その施工の瑕疵を疑うものが見つからないという状況です。施工自体は適切にやられていたものだろうというふうに考えます。現在、その修復方法について検討しておりまして、できるだけ早い段階で修復はしていきたいというふうに考

えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

その道は通学バスが通りますし、また年末年始交通量も増えると思ひます。早めに対策をお願いします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では15ページ願ひします。

15ページ、3款1項8目22節、過年度委託業務費用精算償還金についてお尋ねします。こちら障害者相談の非課税世帯、計算していた分の増ということで御説明がありました。そこで質疑なんですけど、過年度はいつからいつまでなのか。それからこの計算方法はどいうったものなのかお尋ねします。

あと、もう1点願ひします。

24ページ、9款2項1目14節、北中城小学校トイレ改修工事。それからその下に北中城小学校トイレ改修工事附帯工事という似たような文言がありますが、この附帯工事というのが建物以外に必要な工事費用のことだと思うんですけど、この辺どいうった内容なのか具体的にお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

15ページ、3款1項8目障害者自立支援諸費の22節の過年度委託業務費用精算償還金280万5,000円についてでございますけれども、これは障害者の相談支援事業の委託に係るものでございまして、本来であれば消費税が課税の業務

でございましたけれども、それが非課税として扱われていなかったというところで、過去5年に遡りまして、平成30年度から令和4年度までの5か年分の追加で消費税に係る部分を計上しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質疑にお答えします。

24ページ、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、同じトイレ改修工事と附帯工事というのが出ているんですけども、この数字の中には表れていないんですが、この上のトイレ改修工事のほうはマイナス800万円という金額が入っております。この附帯工事、関連する工事ですけれども、ここでまたプラス800万円しています。この内容としましては、体育館のトイレを改修する際に一部床のタイルの張り替えが発生するんですが、更衣室とか別の部分も結構タイルが剥がれていてその部分を追加したり、あと屋上のほうに雨水利用をする水タンク、ファイバー製のものがあるんですけども、そちらのほうがもう古くなっていて、それは一部トイレで使っていたんですが、これについては使わないで撤去ということでそれを計上しております。あと体育館のトイレと学校全体のトイレの中のほうを新しくしたんですけれども、外に流れていく配管、これが尿の結石というんですか、石灰みたいなものが溜まっていて、その部分を掃除とかそういったものをしております。あと北棟の入り口のサッシのほうが開かない部分があって、その修繕も含めた形での附帯工事となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では1つ目の質疑の15ページお願いします。

こちら答弁のほうでは、過年度が平成30年から令和4年度、5年間分ということでありました。この計算方法の内容というところで、本来、消費税課税するところを非課税として計算し、その課税分というところでありましたが、これは、今の答弁を聞いた限りでは、もしかしたらミスがあったのかなというところもちょっと疑念に残るところでして、その辺お聞かせください。

2つ目の質疑、24ページをお願いします。

ちょっと私の認識ではこのトイレ改修工事、本来の工事が、建物とかそういったものに含まれる、後ほど契約書も出てはくるんですけども建物だけの工事、附帯工事に関してはそれに付随するものという認識でありました。建物自体を新しくするというので恐らくマイナス800万円。それから附帯工事というところで、いろんな箇所が修繕が必要というところでプラス800万円という認識になりましたが、その辺でよろしいのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

15ページの過年度委託業務費用精算償還金についてでございますけれども、これは今年10月に新聞報道で我々も知ったところではあるんですけども、本来、障害者相談支援事業、今回の事業でございますけれども、これについては本来であれば課税事業でございました。似たような名称で特定相談支援事業という非課税の事業もございまして、これが一般的に障害者の福祉サービスを利用する際のプランを立てたりする業務ですけれども、それが課税業務と非課税業務が混同しやすいというところで全国でミスが発生しているというところで、今回マスコミで取り上げられました。我々といたしましては

事業を委託する際にこの事業が、課税であるのか非課税であるのかというところは明確にしないまま事業者からの委託の明細、見積り等に応じて予算計上して委託していた関係で、実際は委託している事業所のほうが、本来課税であるものを非課税としてこちらのほうにも事業費見積りをしていたというところで、我々としても事業費の見積りのチェックが甘かったというところがございますので、あと近隣市町村においても今回の事業については、各市町村のほうでも補填する方向の市町村が多いということもございましたので、我々としては村のほうで負担すべきものであろうということで今回予算計上しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質疑にお答えします。

今回の小学校トイレ改修工事の減額については、後で契約の案件もあるんですけども、その中では増額はしているんですけども、当初予算より入札執行残とかがありまして、その分を減額して附帯工事ということで、また別で工事費のほうを計上しております。

今回使う工事がトイレ改修工事に関連するかということですが、トイレ改修工事に併せて、関連というか施設自体が古いものですからいろいろ補修が必要な部分もあるので、今工事が入っているこの機会に関連する部分は修繕していく形で一応計上しております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、15ページの過年度委託業務費用精算償還金については、委託業者の見積りにまず間違いがありまして、村のほうでもチェックが甘かったというところですので、その辺のチェック

体制もぜひしっかりとよろしくをお願いします。

24ページの北中城小学校トイレ改修工事についてですが、恐らくトイレ改修工事と附帯工事と書いているんですが、別物だと私のほうでは認識しました。というところで、この文言が適正なのかどうか、別の形で載せるべきではないのかというのを最後に質疑したいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

今回、工事に関連する工事ということで附帯工事という文言で記載してはいますが、この分ちょっと分かりやすいようにということで、今後、文言のほうは検討したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは補正予算のほう質疑させていただきます。

まず、4ページ、債務負担行為、北中城村立地適正化計画策定業務ですけれども、歳出にも今年度、同じような業務委託ということでやっています。合わせて1,500万円程度の金額だと思えるんですけども、この事業の進め方ですね、できたら予算が決まってから記者会見なりをやってほしかったなというふうに思っています。村長の公約ならば、もちろん公約で立ててある事業をしっかりとやるということでしたけれども、予算も何も決まってないまま、そういった記者会見をやると、もうやらないといけなくなるようなイメージで、議会の議決はどうなるのかなというふうな気持ちがあります。この辺、村長はどういうふうに思っているかお聞かせください。

続いて歳出14ページ、2款2項2目賦課徴収

費、12節委託料、相続財産清算人選任申立委託料ということで、説明では41万円でしたか、この程度あったかと思えますけれども、この委託料ですけれども相続財産清算人、財産を処分とか管理するに当たって、相続する人がいない場合に誰かがやらないといけないということで、どこにかな、裁判所のほうにかな、やると思うんですけれども、この財産というのが、見た感じ個人の財産のような私は認識があるんですよ。個人の財産をなぜ村のお金を使ってやらないといけないのか。この辺もう少しちょっと曖昧な部分があるので、この辺詳しい説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

最初の4ページの債務負担行為のほうですけれども、あれについては私たちが記者会見しましたことについては、共同のまちづくりの発表ということですので、これは一部は今年度予算で措置されていると思います。

ただ、適正化計画については、計画の事後の問題でございますので、今私たちが発表した、それとはまた別個の問題として捉えていただけませんかでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

2款2項2目12節委託料の相続財産清算人選任申立委託料の件ですけれども、この相続財産清算人の選任、まず選任としては、相続人の存在不存在が明らかでないとき。もう一つが相続人全員が相続を放棄し、結果として相続する者がいなくなったときに家庭裁判所へ申立てをするということですが、今回の件については固定資産の所有者がお亡くなりになって、この相続人も全くいないということで、最終的には清算人を立てて固定資産についてを清算して

いただくという形になるんですけれども、今回の場合は、通常だと固定資産税自体が死亡者に課税することができないということで、村としては家庭裁判所へ申し立てて、新たな固定資産所有者を立てなければならないということになりますので、手続については、通常村が手続して裁判所へ申し込むという形なんですけれども、今回の件については、この方、所有者の戸籍とかいろいろ資料を収集して申し込むわけですが、この方の証明書と登記所に掲げられている個人の証明書。その突合が結構難しく、そこについてうちの職員では申し立てをする資料作成ができないということで、今回については弁護士の先生に専門の手続を依頼して、清算人選任を申し立てているということになります。

なぜ村がしないといけないかというと、先ほど説明したとおり固定資産税自体が死亡者に課税することができないということなので、村としては新たにまた所有者を選任して、そこに課税するということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは立地適正化計画というのは、北中城村、中城村でやるまちづくりには関係しないという考えでよろしいのか。

それと、固定資産の清算人ですか、申立て委託ですけれども、例えばこの亡くなられた方がほかに債務を持っていたりとかすると、少し問題なところもあるんですよね。この債務を持っている人もいたりすると、じゃあ誰がやらないといけないのか。ましてや、どのぐらいの固定資産税が発生しているのかという考えで、費用対効果というのも必要だと思います。今の答弁だと、誰がいるかも分からない、いないかも分からないというところだと、また少しおかしな部分が出てくるんじゃないかな。しっかり

いないというふうに分かっていた時点で、こういった債務もないという時点で、じゃあもう村がやらないとこっちから固定資産税取れないですよねという話だったら分かるんですけども、この辺の、何か問題が起きそうな部分だなというふうには私は理解しているんですけども、この辺はどういうふうに考えるかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

過去に共同のまちづくり計画策定についても予算化されて、それを計画として仕上げた。ただ、今後これから立地適正化計画をつくらないといかん。それで今回の補正予算等にこれを計上したということでございますので、もしそれが採択されなければ、当然にその共同のまちづくり計画自体が絵に描いた餅になるということになると思います。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

今回の申立て、通常家庭裁判所へ申立てする場合には村のほうもいろいろ調査して、固定資産を、例えば公売したり競売したり、もしくは別の所有者に売買した場合に、その売買価格について固定資産税をそれで補うということが分かれば、村が申し立てるといような流れになります。

今回の件については諸事情がありまして、この方の財産については村が管理しておりました。この件は、今まで長期にわたって村のほうで管理して、村のほうで固定資産税のほうもお支払いしていたという経緯がありまして、それをそのままにしておく、ちょっと村の負担にもなりますので、これを清算人を立てて申し込んで、裁判人の方に選任していただいて、そこで新しい所有者を見つけていただくというようなこと

になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

村長は、先ほどの質疑ですけども、初めは共同のまちづくりとは別で考えてくださいという答弁でしたけれども、今はまた一緒のような答弁になっているんですけども、この辺はちょっとはっきりさせていただきたいなというふうに思っています。

税務課のほうの、今おっしゃっていた委託ですけども、もし見つからなかったら、今この財産をどうにかするための申立てなのかな、清算人を立てて。でも今話すると、清算人を見つける作業というふうに話しているんですけども、清算人が見つからなければどうするのかという問題もあります。今、村がこの財産を管理しているという話ではあったんですけども、じゃあ村が管理しているんだったら、村がそのまま管理していいんじゃないか。清算していいんじゃないかというふうに思うんですけども、この辺はちょっとごめんなさい、法律的な部分がかこまでちょっと詳しくないので、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の御質疑にお答えします。

予算自体は、あれとは別個の問題です。ただ、関係ないというのも別個の問題で、これはまずは共同のまちづくりの計画を策定し、それ以降また新たに県との対峙、説明等の根拠としてのこういう立地適正化計画というのが出てきますので、これは後で共同のまちづくり計画を策定した後で、今後この計画策定がまた新たに出てくるということです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほどの税務課に関する質疑ですが、息子さんがいらっしゃって、お母さんも財産があったんですね。お母さんがお亡くなりになって息子さんが相続人として確定していたんですよ。ただし、この息子さんが亡くなってですね、息子さんの、本来であればそこでいろいろ財産分けておけばよかったんですけども、この息子さんは諸事情でうちに管理を任せると、そういうふうな文書があるんですね。生前であれば、管理委託されていますので、それから固定資産税だったりここに係る清掃の費用を捻出していたんですね。ただしこの息子さんが亡くなって、息子さんの相続する方がいないから、この財産を勝手にまた、息子さんは亡くなっているのに勝手にまたこちらで固定資産税を取ることはできないので清算人を立ててですね、この財産はもう処分する形になると思います。固定資産税だったり今までかかった経費だったりというのを納めていただくという流れになると思います。以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

15ページ、3款1項1目12節、行旅死亡人等葬祭業務についてですけども、徳洲会が北中城村に来て、行旅死亡人の件数は確実に増えていると認識はしているんですけども、件数が増えているだけじゃなくて、それに関わる負担も増えていると思うんですけども、その増えている理由とかを教えてくださいんですけども。それが1点です。

27ページ、9款5項4目10節、施設等修繕費、これはあやかりの杜の運営費の中の修繕費ですけども、どこを修繕したのか。実は8月中旬

ぐらいですか台風が過ぎた後に、ある父兄からあやかりの杜に前はWi-Fiがあったけれども、このWi-Fiが使えなくなっているという話を聞いてですね。もしかしたら、それなのかなと思ったんですけども、それも聞かせてもらえますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

15ページ、3款1項1目社会福祉総務費の12節委託料、行旅死亡人等葬祭業務という形で、今回は60万円の補正予算を計上してございます。まず死亡人等というふうに記載しておりますけれども、行旅死亡人という場合には氏名とか住所が分からないような方が行旅死亡人という扱いになります。もう一つ「等」という中に、墓地埋葬法に依じて、お名前とか御住所とかは明らかになっているんですけども、亡くなった際に引き取り手が無いというところで、そういう方に関しては亡くなったところの市町村が引き取るというような業務になってございます。どちらかと言いますと、墓地埋葬法に基づく遺体を引き取る方がいらっしゃらないという事例が現在増えている状況でございます。今年度に入りまして、もう既に8件受けておりまして、それは議員御指摘のように村内の総合病院でお亡くなりになった方。あるいは沖縄警察署のほうから村内で亡くなられた方の引き取り手が無いというふうな事例の両方がございます。

その増えている要因でございますけれども、病院等であれば、氏名等は明らかにはなっているんですけども引き取る方がいらっしゃらないというところで、詳細については我々としても今個別に皆さんの事情を戸籍等をかけながらその親族を探していくという作業を続けてはいる状況でございますけれども、正直ここまで増えている現状というものに対して、我々として

何が原因はというところの明確な答えを持ち合わせていないということが現状でございます。要するに、疎遠社会になってなかなかお亡くなりになった後、引き取ってくださる方がいらっしやらないという方が増えているというふうな認識であろうかとは考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

喜屋武議員の御質疑にお答えいたします。

27ページ、9款5項4目あやかりの杜運営費、10節需用費47万3,000円についてですけれども、これは図書館側と事務所、あとサーバー室の空調が故障をしまして、特に図書館側はやはり感染症予防の観点からも換気が必要ですので、早急に修繕が必要であるなどということで補正予算を上げさせていただいております。

続いての、先ほどWi-Fiのお話がありましたけれども、あやかりの杜図書館単独でWi-Fiは設置しておりません。恐らく昨年まであった北中城村内で企画振興課が担当していましたけれども、北中城のフリーWi-Fi、恐らくそのことかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武議員の御質疑にお答えします。

今、Wi-Fiの話がありましたので。このWi-Fiは観光インフラ整備事業ということで、村内に50基、設置施設とかいろんなところで50基設置して、これは観光客も含めて人がどういう動きをしているというデータを取るために、平成28年から令和4年度で行った事業です。ただ、もう7年やってレンタルのWi-Fiだったものですから、新たにWi-Fiを入替えないといけないという事業があったものです

から、我々としても令和4年度で一度止めて全部撤去したという経緯でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

まず、行旅死亡人の件からですがけれども、私が聞きたいのは、疎遠社会になっているから増えているとか何とかというのではなくて、今、これに反映されているのは8件でのこの180万円なのか。それに付随して、何が言いたいかというと、今火葬需要がとても増えているので。四、五日待ち、1週間待ちというのが今現実とてもそれに該当する方々を苦しめているところがあって、それも一種この委託料にも反映されているのかということが聞きたいんですね。それはどうなっているか。

それと修繕費があやかりの杜に関しては、理由分かりました。Wi-Fiは、さっきも言ったように父兄のほうからそういうふうにご利用していたけれども急に使えなくなったから、台風なのかという。ちょっと調べてみるという話から今回の質疑になっているんですけれども、どちらかという今、Wi-Fiというのはユニバーサルサービスの一つだと思っているんですよ。各公共施設もWi-Fiがあつて、またスマートフォンを通してすごい情報も取れるものになる。災害のときにも皆さん逐一スマートフォンで情報を取っているんです。じゃあ認識としては北中Wi-Fiが令和4年度で止まって、今後、新たなWi-Fiを北中で設置整備していくという考え方でいいのか。その点もちょっと。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

行旅死亡人等葬祭業務についてでございます

けれども、件数自体がまず増えているということと、あと議員御指摘のように火葬までの安置する日数も増えておりますので、今回は30万円の2件分という形で計上してございます。以前よりも遺体を安置する日数が増えるということも想定されますので、それに応じて単価を今回30万円というふうな形に上げている現状もございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武議員の御質疑にお答えします。

我々としての、観光としてのWi-Fi事業というのはもう終了しています。今後、やっぱり喜屋武議員がおっしゃるとおり、Wi-Fiというのは時代に合ったものということから考えると、指定管理者と障害福祉課が協議して、本当にあやかりの杜に必要なかどうかということをやりながら予算化する必要があると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今の答弁からあったように、村長あれなんです。前回私が一般質問でも上げたように、火葬需要が本当に増えて、もうすごい費用負担。安置費用で1日1万円から1万5,000円。安置するだけじゃない。ドライアイスも入れるということで、だからこれを打開する政策的な、スピード感を持った取組がないと、私はとてもこれは福祉の停滞だと思っているので。この間島袋の地域懇談会でも火葬場を造ってくれという要望があって、それに対して村長がドライアイス代に対する補助も検討するという話をしていたんですが。これは宜野湾市もやっていますよ。だけど私はこれはもう抜本的な解決にならないと思っています。

実はですね、恩納村が単独の火葬場を持っていて1日2件から3件なんです。対応する本数というんですかね。恩納村外の人が予約するときには早いもの勝ちです。業者がどうしているかとなったら、前日から車中泊して予約入れるんですよ。でも8時半に予約しても3時までとりあえず待って。3時の間に村内の人の予約が入らなければオーケー。でも途中で入ってきたらもう次に回されるんです。だから安置費用も含めてドライアイス代に補助とか何とかじゃなくて、火葬場を持っている自治体に対して、北中城村枠を作ってもらおうとか。私質問もしましたよ。予約日数を緩和するという。これをしないと、もう絶対住民の負担増というのは大きいですよ。今、行旅死亡人だけでもこんなにどんどん出てくるので。その人たちに対する負担も大きくなってくる。ましてや、村民、該当する方々の負担にどう応えるかというのが行政の仕事ですよ。だからこれを己のこととしてやってもらわないといけないと思っています。もう細かいところは今言わないんですけども、あちこち回っていますよ、私。恩納村も行ってきました。だけど、やっぱり北中城村だけじゃなくてどの市町村も死亡数が増えて、これにアップアップしているんです。でもそこで北中城村が踏み込んでということをお願いしたいです。もうぜひ。火葬場、宜野湾市とこれも早急に、両輪ですよ。この取組をしながら火葬場をどこに造るかということも含めて。ただ、場所も決まって合意したとしても、できるのは5年後、6年後、7年後、もしかしたら10年後ですよ。でもその間の対応というのが必要なので、それに対して村長の答えよろしくお願いします。

Wi-Fiに対しては、いわばインバウンドも含めて、北中城村を観光立村として盛り上げていこうとなったときに、Wi-Fiが施設に標準装備されているのが利用者に対するサービスだと思っています。でも宜野湾市とか他の市

町村の公共施設、図書館等に聞いたら、Wi-Fiをつけたことで、本来利用する人たちに支障があるという声もあります。本来図書館だったら本を読んでそこで過ごすのを、Wi-Fi泥棒でもないけれども、Wi-Fiだけ利用して駐車場を占拠したりとか、その施設を長らく利用するというのも実際弊害があるというのもあるので、ただその点のルール決め、何時間とか、これちょっと技術的なところは分からないんですけども、まとめて言っちゃえばそういうのも含めてユニバーサルサービスという考えの下で整備しないとということは思っています。これに対して。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

火葬場の建設、あるいは利用について御指摘がございました。確かにおっしゃるとおりでございます。これについて所管課長ともかなりこれは議論、検討はしています。今恩納村というお話が出てきましたので、もし恩納村がそういう頻度で可能というのであれば、我々近隣市町村は別に聞いております。ただ恩納村という自治体が出てこなかったものですから、議員から指摘あったように2、3件の待ちということであれば恩納村と協議していいかと思っておりますので、その線について、まず恩納村に尋ねてみたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

喜屋武議員のあやかりの杜のWi-Fiについての御質疑に対してお答えします。

答えからというか、前向きに検討したいと思っています。と申しますのも、やはりあやかりの杜が観光に資する施設というもの。あるいは学習に資する施設でございますので、Wi-Fi

iの必要性はあるなと思っています。ただし、喜屋武議員から情報があつたように、Wi-Fi泥棒というんですかね。Wi-Fiが届く施設の駐車場に長期に占拠してゲームとかそういったものをしてしまう。全国でもコンビニ等で問題になっていて、Wi-Fiを廃止するということも出てきているというところがあります。なのでこのあたり、やはり公共が設置するWi-Fiですので、そういったルール決め、あるいはセキュリティーの問題もあります。単に公共Wi-Fiと言ってもセキュリティーのないWi-Fiですと非常にまずい。情報の漏えいとかピッキングというのがあるというふうにも聞いておりますので、このあたりのルール決め、あるいは予算等を勘案しながら判断して、設置に向けては前向きに検討したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お尋ねします。

まず14ページ、2款2項2目12節委託料です。先ほどから質疑があります相続財産清算人の委託料についてですが、私の相続清算人の認識では、分かりやすい話をすると、財産の持ち主が亡くなったりあるいは相続人がいなければ、清算人が本人らに代わって清算をして、債権者がいればその債権者に支払いをするというのが清算人ではないのかなと思っていますけれども、それどうなのか。もしそうであれば、村は固定資産税を納める側と、先ほどの答弁からするともらう側の二役をこれまで務めていたんですが、清算されてもらう側になった場合には、村はこれまで支払いをしていた村が肩代わりをしていた固定資産税をもらう側に該当するのか。このことをまずお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

この相続財産清算人選任についてですけれども、これは相続財産清算人を申し立てることなので、こちらが清算人になるわけではなくて、清算人を裁判所へ申し立てて、裁判所が清算人を選任するという流れになっています。清算人を選任した場合に、名幸議員おっしゃったように財産を処分したり、債務があれば債務を返済していくというような形になりますので、今回の場合は、村が今まで相続被相続人が亡くなった方の相続人がいらっやあって、相続人から村が委託を受けていたというような形になるので、村が支払って、村が収入を得るというような流れになっているんですけれども。この清算人はあくまでも財産についての清算をするというような形ですので、ちょっと難しいんですけれども、支払ってもらうというわけではないです。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今ですね、被相続人、亡くなられたお母さんの持っているとする財産は昔の屋号で登記されているんですよ。皆さん確かにこの人ののだというのは分かるんですけれども、それを実際ひもづけするのがかなり困難で、それを専門の清算人にやってもらって、これをひもづけして、相続人の財産に持ってくると。持ってきて、相続人は亡くなっていますのでそれを清算する。結果的にここに入るはずなんですけれども、そういった業務を行ってもらうために選任するという流れだと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 0時16分 休憩

午後 0時18分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

相続財産清算人を家庭裁判所へ申し立てるんです。その清算人が家庭裁判所のほうで清算人を選任して、その選任した清算人の方がこの方の固定資産の処分、処分という言葉でいいんですかね。それをまた別の所有者に選任するというような形で、そこでもし固定資産に債務があれば、その固定資産の売買価格からそこに埋める。その清算が終わった後に何もこの債務がなければ、残った分を国庫に返上するというんですか、国庫のほうに納めるというふうな形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

この清算人を立てて清算する目的というのは、ひもづけをしてこの方であるということをして、その財産がこの方であるということが明確になったときに、これを処分をして、今までの固定資産税の滞納だった、あるいは肩代わりしていた分を村は支払ってもらうということが最終的な目的なんですか。これがまず1つ。

そして、これは委託料ですけれども、委託して、弁護士ですかね答弁でいう。弁護士に委託をしてやって、このいろんな手続を踏まえていったときに、この委託料の中にそういう手続の報酬も含まれますか。私の考えでは、もし報酬が含まれていない、今から報酬も発生するといふんだったら、この財産の処分の中にこの弁護士の報酬分を含めて、そして債権者がいればこれを分けて、残ったものを国庫に返納すべきだと思うんですよ。報酬がこれからも発生するのであれば、この財産を処分した中にこれも含めべきだと私考えるんですけれども、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

まず今回の補正についてはですね、相続財産清算人を申し立てている以前の委託料で、通常でしたらうちの職員のほうでこの申立てに要する資料作成をやって職員のほうで申し立てすることができるんですよ。今回の場合においては、先ほど総務課長のほうからも説明があったように、この方の身分を証する書類と登記簿に関する書類のほうマッチングできなくて、この方が同一人物ですよという資料作成を弁護士に依頼するという作業を今回計上しております。名幸議員おっしゃったように、この資料を作成して家庭裁判所のほうで申立てができれば、その後、清算人が清算するわけですけども、そのときに弁護士費用とかいろいろかかった場合には、その固定資産の売買価格等で、この弁護士費用等も補うことはできるというふうになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。あのですね、くどいようなんですけども、この委託をするひもづけをするということはよろしいことです。しかし、その先に村は何をすべきか。その先に何があるかということをもっと吟味をして、ここで明確に答えられるようにして、一番ここに費用もかかるわけですから、税金も投入されるわけだから、その先々まで読んで何をすべきかと。そういう計算も弾いて少しで滞納している部分ももらう。そして弁護士費用がかかるのであればこうなる。少しでも出費を抑えるというようなことまで議論をして、予測をして、そういうことに取り組んでいただきたいと思いますけれども、答弁お願いします。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

名幸議員おっしゃるとおりですが、税務課としても結構な費用がかかりますので、この費用に相応するような村としての税収入があるかというのはやはり計算して、見込みがなければ申し立てする必要もなくなりますので、今回の場合についてもその見込みがあるということを経験して申し立てるといような流れになっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

もう時間たっておりますが、手短に3点ほど質疑をさせていただきます。

まず歳入のほうです。8ページのほうで2点質疑をさせていただきます。国有提供施設等所在市町村助成交付金というのがあります。305万円減額になっております。その理由をお聞きしたい。それから、先ほどの10款1項1目1節です。305万円の件で、その減額の理由。

それから同じく8ページ、下のほうですが、11款1項1目1節施設等所在市町村調整交付金82万4,000円が増額になっておりますが、その配分内容についてお聞きをいたします。

それから歳出のほうで14ページ、訴訟関連検討業務委託料が80万円ぐらい予算組まれておりますが、これの訴訟対応として具体的にはどういう業務を指すのか。その内容についてお聞きをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城律也議員の御質疑にお答えします。

私のほうからは8ページ、10款国有提供施設

等所在市町村助成交付金と11款施設等所在市町村調整交付金のそれぞれの減と増の理由ですけれども、本来、組むときには前年度の確定額でまず予算を組みます。今回ですね、交付決定が決まったものですから、減があったり増があったりということです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

私のほうからは14ページ、2款2項2目12節委託料、訴訟関連検討業務委託料についてですが、これについては固定資産評価審査委員会決定取消請求事件訴訟における鑑定業務に関する、これ専門分野ですね。鑑定業務における準備書面作成及び助言等を不動産鑑定士へ依頼するものでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

最初の1点目、2点目で再質疑します。

これに該当するのは、本県におきましては19市町村に米軍基地があったり、いろいろあるわけですが、その関連だろうというふうに思いますけれども、その19市町村とかというのは、それぞれの情報交換とかそういうのはなされているのかをお聞きしたいと思います。

それから2点目の増額になった件ですが、これについて、どういう内容で82万4,000円増額になったかというものをお聞きしたいのですが。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城律也議員の御質疑にお答えします。

まず、基地内関連19市町村と情報交換をやっているかということですが、基本的には中部はある程度中部の市町村で、基地関係であ

れば情報交換はあります。また首長クラスであると、県全体を通した中で情報交換はあると思います。ただ今回ですね、ここに示している増とか減とかは、私らが申請して決定通知とかに基づいて増するとかじゃなくてですね、もう国がある程度市町村に幾ら配分するということがあって初めて私らは受けるものですから、その詳細まではこちらで把握はしておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

今回の補正についての内容ですが、まず当初5月から3月末まで10.4月間で、月約6時間の計算で見積もっておりました。しかし、実際この訴状等の中身を見ていますと、まず原告の訴状が660ページ、その内容の解読に要する時間、また、この訴状に対する被告準備書面の作成及び時間ですけれども、これは5月で19.5時間、6月で12.44時間、7月で18.11時間、トータル3か月で約50時間を要しています。さらにその後、原告からの申立書177ページ、同じく原告からの追加書面44ページ、原告からの準備書面に556ページのその全ての内容解読、これは3か月トータルで776ページになるんですが、それに要する時間、またその書面に対する被告の準備書面の作成、163ページの作成及び助言に要する時間を合算してトータル77.12時間を今現在利用しております。この原告からの訴状等の総ページ数が1,436ページで、これは小説に例えると大体5冊分に相当するページとなっております。ですので、訴状の内容が少し多過ぎたということで、当初予定していた委託料より時間数がオーバーしているということで今回補正しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

大変お疲れさまであります。せっかくああいふふうに商業施設として基地を返還してもらって、すばらしい地域が誕生しているわけですね。そこでこういう問題が発生するというのは非常に残念だなというふうに思っております。ぜひこれはできるだけ早く解決していただくように取り組みをしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくお願ひします。

資料の14ページ、2款2項2目、名幸議員から今質疑のありました相続財産清算人選任申立委託料の件ですが、先ほど当局、担当課長の答弁で、これから弁護士費用も補っていくというような説明があったかと思われまふ。この財産を受けた清算人の方はほかの債務を返していつて、残った額を国庫に納めるといふふうには認識してはいますが、本村の今回かかったこの委託料、そういったのもこの清算人の方に支払っていただくようにはお願ひすることができるとか。その件をお伺ひしたいと思ひます。

あともう1点。資料の24ページ、9款2項2目教育振興費の備品購入費の中で小学校教師用教科書・指導書購入費が1,300万円となっております。かなりの額になっておまして、こういったものは当初予算で組めなかつたのか。当初予算作成後に改訂とかそういったのがあつたのか。必要なものだと思いますので補正にかかつてきていると思ひますが、なぜこの時期に上げないといけなかつたのかというのをお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

私のほうから14ページ、2款2項2目12節委託料、相続財産清算人申立書の費用が清算できないかということなんですけれども。先ほども説明したとおりに、申し立てする前の委託料ということです。通常だと村のほうで資料を作成して、その資料を基に家庭裁判所のほうへ申し立てるといふ流れになるんですけども、今回の場合においては、この資料を作成する時点で、本人が所有者だよという、この資料の作成ができない。作成することが困難なために、今回の委託料については弁護士の先生へ委託をするといふ流れになっています。この清算する弁護士、清算人自体がこの弁護士かといふとそうではなくて一般の方も清算人になることはできます。なので、申し立てて家庭裁判所が清算人を選任した場合にこの清算にかかる費用については売買等で収入を得た固定資産の額といひますか、この額で補うことは可能かと思ひますが、今回の場合はあくまでも申し立てをする以前の委託料ということですので、それがその部分まで補い切れるかといふと、多分厳しいかと思ひます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

9款2項2目教育振興費の備品購入の教師用教科書・指導書購入ですけれども、これは4年に一度ありまして、どの教科書を使うというのが夏ぐらひに決まっておりますね、それに基づいて見積りなりを取つて、これは4月から使う教科書なので、どうしてもこの時期の計上となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では14ページの相続財産清算人の件ですが、今、申立て以前のということで委託料を請求することができないということでしたが、今回の財産のひもづけするために、今屋号であるものを息子さんの名義に変えて、それを清算人に変えてというややこしい段階があるかと思うんですが、そういうややこしい段階を整理していくための委託料だと思うんですね。それはやはりこの方の財産、最終的にはこの方の債務になっているんじゃないかなと思うんですが、そこをなぜ請求できないのかがちょっと、法律的なものが絡んでくるのか分かりませんが、この財産を整理するために一連の中で出てきた委託料ですので、これは法的に弁護士に相談して、それを請求できないのかどうか聞いてみていただきたいなと思います。

あと4年一度の改訂ということで、実際この、9款の備品購入費の件ですね。本の購入については、夏にそれが発行されて、来年の4月から使用するという認識しました。今年度、急ぎで使わないといけないものなのかなというふうに思っていたんですが、事前に購入して、新年度に備えて、今で勉強しておくというふうに理解しました。そのような理解でよろしければ備品購入費の件についての回答は結構ですが、また戻りますが、14ページの選任申立委託料、これは財産の整理、それにかかってくる費用ですので、弁護士に相談してこれまで請求できないかどうか、それ確認することは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

税務課長。

○税務課長（玉栄幸憲）

比嘉議員御提案のとおり、委託を受けた弁護士と相談して、財産をこの委託料に充てることのできるかどうか、ちょっと相談したいと思

います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第58号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第59号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第12. 議案第59号 令和5年度北中城村

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第59号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第60号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第13. 議案第60号 令和5年度北中城村

水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第60号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第61号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第14. 議案第61号 村道北中城高校127

号線道路護岸整備工事（R5）改定契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは村道北中城高校127号線の護岸工事の改定契約ですね。資料、改定契約書、また協議書等、あと明細書が出ていますけれども、詳しいのがこの資料では、追加の工事内容ですね、詳しいのが分からないので説明ですね、どういった工事を追加するのかというのと。

あと完了予定日が、もう改定になっています。令和6年3月29日というふうになっていますけれども、工事が完了するのが3月29日、早ければそれでもいいんですけれども、検査とかをしないといけないと思うんですよ。事業が完了するのが29日というふうになると、カレンダーを見ると金曜日。土、日曜日挟んで月曜日が4月に入る。この辺、この改定事業の完了はそれでいいのか。検査まで年度内に入らないということで。もともともう繰越明許をやる予定なのか。この辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず今回の変更内容ですけれども、明細のほうを見ていただくと、増減という項目で数字の入れ替わりが出ている場所があります。主な内容としましては仮設工ということで、河川での作業ということで水の切り回し作業を行うんですけれども、その切り回しに当たって施工方法について、漁業組合との相談も含めて濁水が出にくいような工法変更を行っています。見ていただきますとバイブルハンマーという鋼矢板打ち込みの作業が、これが硬質地盤用油圧式圧入工法というものになっています。要はバ

イブルハンマーというのは叩きつけるような工法ですけれども、これだと濁水が出やすいということで違う工法、出にくい工法に変えています。

それと今回の架渉、高圧電線がすぐ近く、沿道に通ってしまっていて、重機を作業するときに高圧電線にかなり近づいて危険が伴うというところで、作業を対岸側から行うような形に変更しています。今回の主な工法の内容というのがそういう形になっています。

それと工期についてですけれども、議員御指摘のとおりですね、年度末いっぱいを変更として計上させていただいているんですけれども、本音のところでは年度明け、繰越しが必要ではないかということで年度末まで今工期は取らせていただいていると。今後、ちょうど今、県のほうと調整は進めているんですけれども、繰越し手続をさせていただきたいということで、これが決まりましたらまた改めて工期も含めて繰越しの手続をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

こちらの村道127号線ですね、橋を架ける工事一度あって、この辺も同じような濁水というんですか、あんまり土砂を流さないようなというふうに今話していたんですが、そのときはこういった漁業関係者と話し合わなくてそのまま進んでいったのか、なぜこの時期になって、こういったのをやるのかというのが、多分近い箇所だと思うんですよ。それなのに前回の工事も見ながら多分予算というか設計すると思うので、その辺の考慮はなかったのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の設計に当たっても前回の記憶というの、当然実績も含めて検討の中には入ってきます。ただし、施工時期というところで大きく、ちょっと気になるところで、今回作業を特に水換えの作業で入っていくというところが11月頃がかなりピークになってくるという状況が起るんですね、その時期がアースの種付けの時期になってくるというところが起る、より慎重に行うということから今回変更を行ったという状況です。

○議長（比嘉義彦）

ほかには質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第61号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第62号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第15. 議案第62号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

よろしくをお願いします。

この補正については、現状あるトイレでは足りないということで、追加というふうに説明を受けたかと思っております。今トイレ改修工事の中で仮設のトイレが校舎の南側に位置するところに今あると思うんですが、今回の新たな仮設トイレですね、設置場所はどちらのほうに設置する予定でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

今回改定契約で上げているんですけども、これ自体、最後の精算というか、今置かれている南棟側のトイレ部分が入っていますので、新たにトイレを設けるとかそういったものではございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

先週、説明があったかと思うんですが、今あ

るトイレだけでは何か対応できないというような、私聞いた覚えがあるんですけども、それは私の聞き間違いだったのでしょうか。今あるトイレだけでは足りないのを新たに増設することではないのでしょうか。念のためもう一度確認します。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

工事に伴って一部トイレが使えなくなるものですから、代わりにほかの階とかほかの棟のトイレを使う計画ではあったんですけども、それではやっぱり足りないということで、仮設のトイレを設けたということで、このトイレについてはもう前に設置は終わっていて、工事の精算での改定契約ということになっております。

○議長（比嘉義彦）

副村長、議案の説明をしていますよね。これ、今正志議員の質疑に対して何か答弁ありますか。ごめんなさい、教育長。答弁じゃないけれども、議案説明していますよね。提案理由。やっていないですか、改定契約は。一般会計と関連していたんじゃない。一般会計と関連しているから。

休憩します。

午後 0時50分 休憩

午後 0時52分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、今トイレ改修工事に伴う仮設トイレが校舎の南側に設置されているのは分かります。ちなみに、1年生、4年生、6年生の教室が校舎北側にあって、間に校庭があって、そして南側校舎があります。1年生、1組から4組まで大分離れたところにあるんですが、そこから今の仮設トイレまでは、まあまあの距離があると

思います。そこでトイレコントロールできない低学年の子、1年生の子に何らかのそういったお漏らしとか、そういった件数が増えていなかったのかどうか、それをお聞きしたいと思いますし、まだ工事がかかるようであれば仮設トイレの設置がすぐ必要じゃないのかというところをお聞きして最後にしたいと思います。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

トイレの場所については、校庭敷地の問題とか、下水道を接続するに当たってその接続場所とか、ちょっと設置場所には大分苦勞をして今の場所に設置しているところでありまして。お漏らしなどが増えてないかということですけども、一応そういった話は今のところは確認できておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の質疑ですけども、ちょっと確認したいんですけども、仮設トイレというのはそもそも初めの計画であったのか。なぜ今頃から仮設トイレが出てくるのかというのがちょっと疑問になっているんですよ。建築法とかそういった部分では人数によってしっかりトイレの数は決められているはずだと思うんですよ。その辺、当初の契約の中になかったのか。それでもやっぱり足りないから増やしたのか、その辺を確認したいのでよろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

当初の計画では建物が北と南に分かれていて、棟ごとにやるのか、また階数ごとに分けてやるのかということで、例えば1階を工事していれば2階のトイレを利用したりとか、そういったのも当初は考えていてですね、仮設トイレ自体が一応見られてはいませんでした。それもあって、先ほど正志議員からもあったようにお漏らしする子が出ないかとか、トイレ待ちとかそういったのが出ないかということで学校側ともありまして、それで追加している形になっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私が言いたいのは、建築法にもあるように、そういった人数によってトイレの数というのは必要だというのは法律でも決まっています、そこで当初そういった形で棟が分かれているから、工事しているところできるようなという話になっているんですけれども、計画の段階で甘かったんじゃないかという話をしてるんですよ、要は。しっかりこういった法律もあるのに、初めから仮設を置いておけばこういった改定契約も必要なかったということなんです。この辺をどういうふうに考えているかということですね。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

当初の計画が甘かったのではないかということですが、その点に関しては配慮というか、考えがちょっと不足している部分があつて抜けていた部分があるので、次年度、島袋小学校等もありますので、そこら辺も当初の計画に盛り込んで、今後対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今のものと関連しまして、今契約では、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決後は本契約書に変わり効力を有するものとするということで、日付が11月30日となっています。課長の答弁ではその前から増設がされていた。当初の計画にはなかったけれども増設したということで、いつ頃増設したのか、この辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質疑にお答えします。

増設した時期ですけれども、ちょっと今、具体的な資料は持ち合わせていないんですけれども、6月21日に一応工期のほうが始まりまして、トイレの工事を始めるに当たって、トイレは使用停止にしないといけないものですから、早い段階で仮設トイレのほうは設置しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今の答弁でちょっと気になるところが、当初の計画には入っていなかった。もともと校舎は北と南があつて1階、2階、3階、4階がある中で、工事しているときは下を使うとかという計画があつた。それにもかかわらず、この増設が早い段階というのはやはり想定不足。かなり大きいものと認識しますが、この辺の御説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質疑にお答えします。

早い段階で増設ということで、着手に当たり

まして学校と工事業者と役場側ですね、実際どういうふうにして工事を進めるというのは、ある程度工事業者のほうが、北と南で分けてやるのか、1階部分、2階部分、3階部分を連続してやるかとかそういった実際の工事の進め方というのは工事業者との調整というか、進め方というのはある程度工事業者のほうに調整を行ってやっておりますので、当初の認識不足はあったと思います。そういった調整の中でやっぱりトイレは必要だということで仮設を早い段階で設置しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）改定契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第62号 北中城小

学校トイレ改修工事（建築）改定契約については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1時01分 散会

令和5年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 5 年 1 2 月 1 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令 和 5 年 1 2 月 1 2 日 午 後 3 時 0 4 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和5年12月12日(火曜日)

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	喜屋武 功	1. 公営墓地に関わる課題への対応について 2. 台風6号による被害への対応と課題について 3. 米寿・トーチカの祝い方について
2	比 嘉 悟	1. ライカム自治会について 2. 村陸上競技大会について 3. 女性長寿・高齢者の健康対策について 4. 北中城村の観光について
3	伊 集 守 吉	1. 公営墓地の管理について 2. 沖縄県土地開発公社で先行取得した土地の買い取り財政計画について 3. 比嘉孝則村長2期目出馬の決意について
4	屋 良 朝 春	1. アンテナショップしおさい市場について 2. 台湾有事の備えについて 3. 総合施設について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

皆さん、おはようございます。通告に従いまして、3点の一般質問を行います。

まず初めに、公営墓地に関わる課題への対応についてということで、北中城村公営墓地は令和4年7月から供用開始し、墳墓地、納骨堂、合祭室を備え、墓地や納骨管理が困難な住民に対して、村が使用許可申請、その他管理等事務を行うとなっています。

また、今年度4月からは有識者を2名を公営墓地整備検討運営委員会に加えており、今後村民が利用しやすい公営墓地へと進むものと期待しております。

そこで公営墓地の在り方については様々な意見、要望がありますので、今回は主に3つのことについて伺います。

①生前墳墓建立についてでございます。

②公営墓地内の維持管理と環境整備について。

そして、③男女別に分けたトイレの整備と駐車場の追加整備についてでございます。

次に2番目、台風6号による被害への対応と課題についてでございます。

令和5年8月、二度にわたって沖縄本島に接近した台風6号は、約1週間にもわたって県内全域で猛威を振るい、村内外、各地域で多くの被害をもたらしました。その被害への対応について幾つかの課題が出てきたのではないかと考

えますので、そのことについて伺います。

その中での項目①村道南部延伸線167号線の植栽の倒木被害とその対応について。

②植物ごみ資源化ヤードへの被害木の搬入規制について。

③ヤード整備の必要性についてでございます。

次に3番目ですが、米寿・トーカチの祝い方についてであります。

今年度の米寿・トーカチ祝いは、これまでの祝い方とは違ったものになっておりました。村長の慶祝訪問もなく、これはトーカチ祝いですね。訪問もなく、写真入り祝い額もアルバム式に変更になり、郵送対応となっていたと聞きました。なぜそのようなやり方に変えたのか理由を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の公営墓地に関わる課題、対応についてですけれども、①の生前墳墓建立についてですけれども、現段階では生前墳墓建立については時期尚早と考えております。

②の公営墓地内の維持管理と環境整備についてですけれども、公営墓地の維持管理と環境整備については、シルバー人材センターにおいて主に墳墓地周辺の草刈り等、景観の保全に努めているところであります。

③男女分けたトイレの整備と駐車場の追加整備についてですけれども、トイレの整備と駐車場の追加整備についてですが、トイレについては墓地公園基本計画において利用頻度が少ないということで、最小規模で障害者男女と健常者男女が兼用する多機能便房、男子の小便器として整備した経緯があります。維持管理されているシルバーの会員から、男女分けられないかと

声がありましたが、今後、利用状況を見て考えていきたいと思います。

駐車場の整備については、公営墓地基本整備計画において現台数38台を整備しておりますが、お墓の建立が進むにつれて、清明祭等の行事により駐車場の確保は必要ではないかと考えていますが、近隣周辺の用地も含めて調査していきたいと考えています。

2番目の台風6号による被害への対応、課題についてですけれども、①の回答といたしまして、台風6号の影響により、当該路線で植栽クロキ31本の倒木があり、その後、根元から伐採し撤去しております。今後伐根等と植替えを予定しておりますと回答しておりますが、これについては植替えの時期を待っておりましたが、12月4日の週に植替えを完了しているものでございます。失礼いたしました。

そして②の植物ごみ資源化ヤードへの被害木の搬入規制についてですけれども、8月の台風後、3週間ほどの間、処理が追いつかない状態が続いていましたが、この期間中、被害木の搬入を規制したり、住民の搬入を規制した対応は行っておりません。

③のヤード整備の必要性についてですけれども、草木の資源化ヤード搬入において、幹の太い木や長い枝は破砕機で処理できる規格を超えた場合、住民に受入れ可能な規格に切断するよう呼びかけているのが現状です。今後、利用者の負担を軽減できるよう処理可能な機械の導入も、補助金も含めて検討する必要があると考えております。

それから3番目の米寿・トーカチの祝い方についてですけれども、慶祝事業につきましては、敬老の日に新100歳、数えて97歳のカジマヤー及び88歳のトーカチの生年祝いに合わせて行っております。御質問のありますとおりトーカチ祝いにつきましては、今年度より訪問を取りやめ、従来のフォトフレームつきの額から賞状へ

変更しております。

まず訪問を取りやめた理由といたしまして、対象となる高齢者の増加が主な理由であります。今年度のトーカチ祝いの対象者は112名でございました。また、賞状へ変更した理由につきましては、従来の額を希望されない方が増えており、その背景として住宅事情の変化により額を飾る場所がない、ガラスが使われ重量もある額でございますので、地震による落下の懸念から希望されない等であると考えております。

いずれにいたしましても、村としてはトーカチの慶祝事業を今後も継続していくための変更であり、多年にわたり本村の発展に御尽力いただいた諸先輩方への敬愛の念と長寿を祝福する気持ちには変わりはありません。御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

じゃあ最初の公営墓地の生前墳墓建立のほうからですけれども、時期尚早という答弁ですけれども、もっと具体的に何をもって時期尚早なのか、ちょっとこれ聞かせてください。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

喜屋武 功議員の再質問にお答えいたします。今現在、公営墓地の墳墓地については364区画、それを50区画ずつをA区間、B区間、C区間、サイクルを回しながら7年計画で364区画を埋めていこうと考えております。

今、時期尚早というのはA区間、そしてB区間、C区間、一応サイクルを回して応募が少なければ検討委員会に諮って、そういう中でまた考える必要があると考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

村長、課長、これですね、この生前墳墓建立に対しての希望、要望というのはかなり耳に入ってくるんですね。例えばこの政策を進める、事業を進めるに当たって住民のニーズがないとか、希望、要望がないんだったら、これはやる必要はないですよ。要望がなければ。ただ、要望があるのに、それをそこに組み込んでいかないという、このスタンスが私としてはとても理解に苦しむ。

言え、生きているうちに墓を造りたいという、何ていうんですかね、ちょっと感情論的なアプローチで申し訳ないんですけども、この墓を造るといのは、言え、その思いを持っている人たちは死に対する意識、死と対峙するという、そういう心持ちだと思えますよ。私、自分がいつ死ぬかとかこんな難しいこと考えたことはないですよ、年齢的などころもあって。ただ、でもこういう方々は北中城村に住んでいる。墓も、この住み慣れた北中城村がいい。言え、民間の墓はメモリアルパークとかいろいろありますよ。だからそういうのを考えたときに、「じゃあ、そこ行けばいいさ」ではなくて、やっぱり北中城村、公的な墓が、公営墓地ができたんだたらそこについていう思いが強いものですから、私もこれを聞いたら、確かなにぜ生前墳墓建立ができないんだらうってとても不思議なんです。生前墳墓建立するのが村益を著しく損ねるんだたら、周辺住民に迷惑をかけるとか、何かこれ大きい課題、問題がありますか。この生前墳墓をやることで。

何かできない理由というの、さっき時期尚早の理由は聞きましたよ。サイクルの中で応募が少なくなれば入れるという。ただ、等しく多分生前墳墓建立も、今現状亡くなった方の墓を造るといのも、そんなに数的には同じぐらいだと思えますよ。なぜできないかがちょっと

私は分からないです。ちょっと聞かせてください。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

昨年の令和4年度から、この公営墓地の供用を開始して、昨年度が応募数が88件、そして今年度は応募が28件ありました。まず最初に、やはり自分の代で造りたいという気持ちは理解はしております。そういう中でまず、もし生前建立した場合に、もしそういう中で全部これが決められて、今そしてまた実際この50区画も村が指定してやっているものですから、ただ、そういう中で今後事務的にももっと精査する必要があるということで、今はまだ時期尚早ではないかなということ考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

これですよ、例えば応募をかけたときに、生前墳墓建立の方々のほうが多くなってってこと懸念があるんだたら、あくまでも提案なんですけれども、例えば50区画のうち20区画を生前墳墓建立の枠で、残りを通常のっていう形でも何も問題はないんじゃないか。バランスは取れますから、計算的に。しかも年齢制限的なものも加えて、70歳以上だたらオーケーだよ。75歳以上、80歳以上とか、これがあまりにも30、40で早めに造っておきたいってなったら、ちょっと待ってくださいっていう、生前墳墓建立に対してその物言いはできると思えますよ。

だからできない理屈じゃなくて、できる理屈を探すというのが行政であって、我々議会、村長ですよ。我々っていうのは住民から負託をもらった立場だから、言え「あなたに任せますよ」ってことなんです。それを住民の声を聞かないってのが、これが政治とか政策に反

映されないっていうのが私はとて、だからできる理屈をちょっと課長、研究してほしいんですよ。

もうこれはある程度、75歳とか80歳を超えている人は一日でも早く造って、どちらかというと私が眠る墓を見てみたいっていう気持ちもあると思いますよ。それも尊重すべきじゃないかなと思うんですよ。ワラバーターンカイ マカシミネー、どんな墓ヤガヤーって。これは亡くなったら見えると思うんですけども、現実世界では見えないから、だからそこをできる理屈をぜひ研究して、次年度に向けて村長、これはやるって言ってください。

この形というのは前村政の考え方が反映されて、もちろん検討委員会でもされていると思いますよ。だけど、もうそういうのは継承する必要はないですよ。孝則村長が新しい村長になって、私がこの生前墳墓建立を進めていきますっていう、これは大きい成果ですよ。どんなですか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

最初の回答のように時期尚早と書いてあります。時期尚早ということは、後年度また時期が来るかもしれないという意味合いもあると思います。そこを理解していただきたいなと思うんですけども、ただ、今当初計画の中で、ある意味で建設計画の中ではそういう、これは何年間というそれがあるわけで、そうしますと今生前墳墓建立を認めてしまうと、計画の中にはまず浦添市とか那覇市とか、あるいは近隣市町村をしんしゃくして計画をつくっているわけです。そこで我々が、ほかのところはほとんど生前建立を認めていないと思っています。だから私たちがそれを認めますと、私たちのところに意図的に墓を造るために他から入ってくる。そして、すぐにでも埋まってしまう。その条件を満

たしてしまうようなところが出てくるわけです。そして我々行政としては、公有墓地を頻りに造る羽目になるかもしれません。そういったあたりがちょっと懸念されるところで、基本計画はそのようにつくられているわけです。

ただ、今回答として時期尚早ということを示し上げましたけれども、その中にはこれからそういう墓の申込みとか、そういったのが非常に少ないとか、計画どおり行っていないというような状況があると、そこは検討されていいんじゃないかなと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

計画うまく進んでいないとか、この応募者が少ないから、だったらやりましょうという、そういう後ろ向きのなもので進めるんじゃないくて、強い要望があるから、公園造りなさい、道路整備しなさい、何とかという地域懇談会でもいろんな提案はあると思うんですけども、そういうものとレベルが違うんですよ。もう本当に切実なんで。

課長、ちょっと答弁をほしいのが、できる理屈。他の市町村、浦添市とか那覇市と、そこを一つのモデルにしているというのも分かりますよ。だけど、北中城モデルをつくれればいいんです。これが、だからさっき言ったバランス。50区画のうち20は生前墳墓とか、だからそういうできるオペレーションというのを考えてやれば、これはとてもいい、今でもいい村だけど、よりいい村になると思いますよ。簡単にでもいいんで答弁をよろしくお願いします。できる理屈で。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当初の計画はできないという、それでやっています。じゃあ、できる理屈というのはどこで構築できるかという、ある意味で時期的に見

ていただきたいと思うんですが、回答で時期尚早という、タイミングはあるはずですので、そこを見て検討すればいいかと思っております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ちょっと岸田政権の話になるんですけども、岸田政権が最初、私は聞く力をポリシーとしていますとか、聞く耳を持つ政治とかって言って、今もう約1年過ぎて支持率22、21%、新聞社によっては20%切っていますよ。政党支持率も含めたら、足しても50%に満たないような。これはなぜかとなったら、国民が求めている政治とは違うんですよ。だからそういうふうに支持率も低くなって、もう内閣自体もレームダック化している。

だから地域懇談会もしながら、住民の声をどう拾い上げて反映させるとというのが、ある意味政治に対する意識の芽生えと信頼。だから、この生前墳墓も含めて、こんなに声が強いのになぜこれができないかというのを、「もう北中はあまりよろしくないな」みたいなというのにもつながると思うんで、だからぜひこれは真剣に考えて、できるようにということを私は、この答えを求めているんで、できない答えは求めているので、今後、新年度に向けてぜひ進めていってください。よろしくお願いします。

次に環境整備についてなんですけれども、シルバー人材センターが今維持管理してというのは見ているんですけども、今年の8月、7月ぐらい、ちょっと暑い時期にたまたま公営墓地に行ったら、会員の方が座って草むしりしていたんですね。あんなだっ広い中で草むしりして、これはもう熱中症は大丈夫かなって思うところもあったんですけども、確かにあつちは草むしりしかできないんですよ。なぜかといったら、今から墓を建てるスペースを見たら、前にもちょっと予算質疑のほうで取り上げたんで

すけれども、砂利が敷かれているから草刈機が使えないですよ。石も飛ぶし、歯も駄目になるし、草むしりしかない。

でも、これはちょっと安全上よろしくないということを考えて、私はこの間、楚南課長にも話ししたんですけども、シルバーの方々が安全に、健康上もある程度対策する中で除草できる方法があって、実は金武町がツルヒヨドリ対策で高温の水を吹きかけて、高圧洗浄機を使って、それで雑草を除去するやり方があります。それも一つの方法。

この間、楚南課長に提案したのは、太陽光除草と言ってビニールハウスに使われている透明マルチを敷くんですよ。結構長くてもいいですよ、草が。敷いたら1日で草が枯れるんです。しかも太陽光の光と熱で土の中の害虫まで殺すんで、これを楚南課長に提案したんですけども、私、今日朝見に行ったら、まだ手でむしろうとしていましたよ。これはそのほうが絶対楽だと思いますよ、今後。これについてどんなですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

喜屋武議員からそういう提案をいただいて、シルバー人材センターのほうにもすぐ事務局とそういうお話をしました。そういう中で、またいろんな道具とかそういうのを準備したり、そういう中でやっぱり研究する必要があるということで、確かに本当に毎日、除草作業がメインになっていますので、その辺は今後検討していく必要はあると考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

どうしても作業する方々の、シルバーの方々なんで、年齢的にもあれなんで、現役世代でも

やっぱり7月、8月、9月、もう10月ぐらいまで暑いですよ。その中で作業するというのはやっぱりちょっと厳しい、過酷だと思うんで、ぜひ効率的に安全上も兼ね備えた、私の提案以外にもっといいものがあるんだったら、それはそれで取り入れてくださいということで、よろしくをお願いします。

それとトイレなんですけれども、これは改選前の議会からも、また答弁にもあるシルバーの会員からもトイレが今、一つの建物の中にしかないという、これを男女分けるようにという提案は議会からもあったと思います。これは私もぜひ進めてほしいなというのがあるんですけれども、答弁の中に利用頻度が少ないから、このトイレの形になったということがあるんですけれども、これはいつの利用頻度ですか。364区画ができて、シーミーでたくさん人が来ているところを想定しているのか。今現状を想定して利用頻度が少ないって言っているのか、いつを想定したのですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

このトイレの設置については、都市公園技術基準に基づいて、マックス今駐車場が38台ありますけれども、35台の大体1家族が4名ということで来た場合に、そういう中であくまでもシーミーを設定した中で男女兼用の健常者用と身障者用の男女兼用と、そういう中でまた小便器ということで、そういう中で設置基準に基づいて建築しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。何か一つの基準に基づいてということですね。ちょっと分かりやすかったん

ですけれども、村長、こういう男女兼用トイレを、今話題の表現があるんですよ。何て言うトイレって表現するか分かりますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

存じておりません。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ジェンダーレストイレって言うんですよ。例えばSDGsが進む中で、性の多様性も尊重した形でのトイレの在り方。実はちょっとこういうのが広がりつつもあって、ただ、今年の4月に歌舞伎町のセンタービルというのがあって、そこにジェンダーレストイレを置いたんですよ。そしたら女性の方は怖くて使えない。4日後には警備員も配置するぐらい。しかも、その4か月後には廃止になりました。なぜかといったら、周辺の人たちからも「これは性犯罪の温床になるよ」みたいな、という懸念があちこちあります。これを置いているところは。

まさに公営墓地のトイレはジェンダーレストイレなんです。性の多様性というのは認めますよ。ただしかし、万が一ここで事件・事故が起こるかもしれないよという、このにおわせるものがあつたら、これは早めに対策して対応を取らないと、何かあつてからは、さっき言った前の議会でも指摘された。男女別に分けなさいって。今回、私も男女別にしなさいというふうなものを指摘しました。その後何か、これは別に今、このトイレも時期尚早ですという答えで進めて事故でもあつたら、もう今はテレビ、新聞だけじゃないですよ。SNS、YouTubeから、北中はこんな声に、女性の安全に関心だったという形にもなりかねないと思いますよ。

ちなみに、2022年7月にはイギリスで、公共

施設のトイレは男女別に分けなさいということが義務化されたんですよ。それぐらいやっぱりジェンダーレストイレに関わる問題というのがかなりあるんですね。だから、今は利用者が少ないですよ、公営墓地は。だけど今後364区画できた後に、ばーっと来たときに何かあったら。

また、見たらトイレ、大便するほうの鍵はコインで開きますね。安全上、違う意味での安全上だと思えますよ。だから、それも含めてこれはもう男女別に、駐車場の整備も含めて、駐車場も今38台しか停められない。これはたくさん利用者が増える中で、後から文句が来たら、もうその対応に追われて大変だと思うんですよ。それも含めてちょっとお願いします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

トイレの設置については、そういう中で今喜屋武議員がおっしゃっているように、ただ、すぐやっぱり設置ではなくて、少しまたこの改善の仕方とか、今実際じゃあ健常者用と、そういう身障者用のトイレに分かれていますけれども、この辺をまず男女別に分けたり、それでもやっぱり利用頻度が多くてそういう別っていうことでありましたら、プレハブ式とかいろんなそういったトイレ等も検討していく必要はあると考えております。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御指摘で、ただ、この計画があって、さらに国庫補助事業を導入して、さらに国庫補助事業の採択の条件としては、その規模決定等のそれはちゃんとした理にかなった規模決定をしているはずなんです。その男女兼用トイレでも、あるいは駐車場台数についても、それは規模決定等については国庫補助の基準にかな

ったそれで持っていつていると思うんですよ。

ただ、今現実としてそういう問題が起きているということでしたら、それはもう解消するということにつながると思うんですけれども、今、国庫補助事業で導入されていますので、そこがすぐにでも可能なのか。あるいは臨時的な対応でも現行としては僕はいいと思うんですけれども、しばらくは臨時的な対応をいたしまして、ある程度建立が多くのパーセンテージを占めるということでしたら、そこから本格的なトイレの整備になると私としては考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

確かに行政は法令遵守なんで、国庫補助の基準の中で理にかなっているというのは理解はします。ただ、でも安全上、それがきちんと利用者目線で、女性目線できちんと安全が確保できるトイレの利用形態じゃないとやっぱり、何か使いたくない、さっきおじさんが入っていったから何か嫌だとかそういうのもあると思うんで、これはぜひ進めていってほしいと思います。

次に台風6号の被害対応についてなんですけれども、1番目の当該路線でクロキ31本が倒れ、抜根と植替えを予定しておりますということで、確かに先週ぐらいですかね、倒れた木が掘り起こされて、小さい苗を植えているのを見ました。あれは適切な対応だったかなっていう、なぜかという、小さい苗から植えることで根っこがきちんと広がって行って、よりきちんと成長するという意味では、とてもよかったかなと思っています。定期的に肥料とかも入れればいいのかと思うんですけれども、ただですよ、対応の時期が適切だったのかなと思ったら、私はちょっとこれが疑問符でですね。

ちょっと遡って時系列で言えば、8月1日に本島全域に暴風警報が発表されて、3日に44時間ぶりに暴風警報が解除。しかし、翌日の午後

にはまた再び暴風警報が発表されて、6日の午前4時に本島中南部の暴風警報が解除されて、強風警報に切り替わったんですよ。だから言えば6日、1週間が台風にさらされた状況ってなったら、確かにクロキも何十本単位で倒れるのかなっていうこともあるんですけども、ただその後、どんなですかね。約3週間から1か月ぐらい、クロキが倒れたまま放置されていたというふうに私は記憶しています。これが見栄え上もよくなって、クロキって言ったら課長、あれなんですよ。北中城村の村木なんですよ。村木が倒れている。しかも、ある程度交通量の多いところで、本当にもうみつともなかったなって私は思っています。もちろんこの間、理由も聞きましたよ。人手がいなくてっていうことで。ただ、ここまで対応に時間がかかったのがなぜかっていうのを、ちょっと改めて教えてもらえますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その台風後、倒れた樹木、できるだけ我々もその区画整理で植えたという経緯も含めて、できるだけ戻したいという思いがございまして、それで復旧できないかというのを前提で業者のほうとも相談をさせていただいたと。なかなかその手配が難しいと。あのとき県内あちこちで同じように甚大な被害が生じておりまして、業者のほうもなかなか手が回らないということがございまして、結果としてその期間、夏の暑い時期でもありましたので、状況を見ますと、もう枯れてきていると。このまま復旧してももたないのではないだろうかということで、撤去に至ったという状況でございます。

その後の植替えにつきましては、涼しい時期がいいだろうということで、涼しくなるまで植替えはちょっと待っていたという状況です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

答弁のように確かに県内各地で、あらゆるところで被害があって、人手も含めて大変な状況だったっていうこと、もうそれも前に聞いたんで、実は業界団体の方に私、ちょっと話ししてみたいんですよ。沖縄県造園建設業協会、日本造園建設協会沖縄総支部に関わっている方に、ちょっとこういう人がいなくて村木が倒れたままで、人がいないということですずっと放置状態だった。これはどうにかできないですかって言ったら、行政のほうからアプローチを私たちにさせてください。県内各地から人を呼んで協力させますからっていう話はもらったんで、村内の業部会の手伝いする方がいないんだったら、そういうところにアプローチして、早めに戻せばクロキはなかなか死なないって聞いているんですよ。だから、もしかしたら30本のうち何十本かは生き返っていたんじゃないかなっていう思いもあって、だからその点も今後お願いしたいと思います。

それと、この倒れた理由は明らかに台風6号ではあるんですよ。ただですよ、ちょっと資料を議長のほうにも、皆さんのほうにもお配りしているんですけども、これは私、娘と一緒にみんな調べていったんですよ、あのクロキ。120本クロキがあって、110本が三脚鳥居支柱という3本足の支柱だったんですよ。この三脚鳥居支柱の110本のうちの30本が倒れています。30本、足がないところに倒れているんですよ。だから言えば、これは三脚が四脚だったら大丈夫だったんじゃないかなっていう、なぜかという、役場の前に県道がありますよね。81号線ですかね。そこはしっかり四脚鳥居支柱で木が植えられていて、倒れていないです、全然。

だから言えば、植替えもいいことですよ。だ

けどその分お金もかかっているし、ただ、そういうやり方もあったんじゃないか。だから多分、区画整理組合がこれは予算をつけたかどうかはちょっとはっきり分からないけれども、そのときに三本でもいいよとか、予算がかかり過ぎるから何本っていう感じの判断になったのか、ちょっと分からないですよ。ただ、今後今の状態のままだと、また来年台風が来て、向こうはただでさえ風が吹きますから、今の状態だとまた倒れますよ。また4か月後に掘り起こして、涼しい時期にまた植替えするっていうこんな繰り返しではなくて、今補強して足1本加えて対応するというのはできないですか。どんなですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

御提案いただきましてありがとうございます。確かに議員おっしゃるとおり3本より4本のほうがしっかりしている、強くなるというのは確かでございます。しかしながら、ちょっと県道81号線と今回被害になったらライカムの通りとでは、風の流れが明らかに違うのではないかなと。特に今回被害のあった場所、車の横転とかもございました。それだけ風が強く吹く場所であろうというふうに考えます。4点だったらもっていたかというところも明確ではないんですけども、確かに強くはなるというところで、ただ、それを全部直すとなるとそれなりの費用も伴ってまいります。

実は今回植替えのところもそうなんですけれども、苗木よりその支柱の設置のほうが結構高額になったりする場合がございまして、ではどれぐらい本当に予算として投じるべきかというのも含めて、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

さっき120本のうち110本が三脚鳥居、10本が四脚鳥居支柱のところは部分あるんですよ、この当該道線ですね。そこは全て10本、大丈夫でした。だからそういうのも、もちろんどんな風が吹くか分からないから、吹いてみないとちょっと分からないところもあるんで、今後それをちょっと検討していただきたいと思います。

植物ごみ、もう時間が少なくなってきてあれなんですけれども、資源化ヤードの、これすみませんね。搬入規制というか、業部会の方々が災害木も搬入するときに、言えば丸太、腕の太さぐらいの木は60センチ以内に資源化ヤードは切らないといけません。機械に入れないといけませんからっていうこともあって、そこでちょっと搬入するのにこずったっていう、だから搬入規制ではなくて、言えば持ち込みする一種のルール。だけど私から考えても緊急を要するものなんで、植物ごみの資源化ヤードとやり取りして、災害時はそういう規制がなく、そのままスムーズに置けるようになっていってほしい。

その話をしたら、業部会もEMもそうだったんですけれども、そもそもヤードがあれば、仮置場があれば、そんなことはなかったよねっていう。だから、どこかにヤードを整備する必要があるんじゃないかって思ったときに、渡口に少年野球場があったじゃないですか。「あっち使えるさ」と思ってあっちを見に行ったら、もう盛土、すごい盛土があるんで、だからこれはどんなですか。今後あの盛土、そのまま放置しているのか。ヤードとして機能できていないですよ。それについてはどんなですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、渡口のヤード、熱田の少年野球がグラウ

ンドとして使用されていた場所でありまして、けれども、現時点で泡瀬の区画整理事業で発生した土砂を置いている状況になっていまして、実際あまり広さが確保できてないという状況になっております。そういう意味では、まとまった土地として使える状況ではないというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私も目視で見て、ちょっとスペースが置けるような感じじゃないんで、だから今環境問題で災害も大きくなっているんで、何かあったときには災害木とかの被害っていうのが、たくさんのもので出てくると思うんで、この仮置場的なものでやるとか資源化ヤードの、答弁でもそれがスムーズに切断できる機械も検討するってあるので、スムーズにできるようにというのはお願いしたいと思います。

次のトーカチ祝いについてですけども、これ実はそのお祝いの直前ぐらいに福祉課にも直接連絡したんですけども、言えば答弁を聞いたら人数が112名っていう人数なので、今回そういうこれまでのお祝い方を変えましたということは、財政がかかるから財政面で取りやめたというふうに、私はそれで理解しているんですけども、これは財政面なんですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回の変更につきましては、財政面という側面というよりは、基本的にその対象者が増えたということ、それに伴う事務負担もかなり増えるということも加味した上での判断でございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

課長が言っていることが、まさしく財政面ですよ。今言っていること、もう全くそのままの文言。人数が増えて、事務的にも費用がかかる。だから取りやめたってなったら、言えばこの答弁からしたら、「多年にわたり本村の発展に御尽力いただいた先輩方の敬愛の念と長寿を祝福する気持ちには変わらない」って言っているんですけども、いや、もうこんなに人数多くて、これは大変だから訪問も取りやめます。額縁も、あれは立派な額縁ですよ。金色でしたかね、これをアルバム式に変える。それで相当節減効果はあったと思うんですけども、ただ、この答弁の文言からしたら、もう全然違うやり方なんですよ。本当だったら、多年にわたって本村に御尽力していただいた方々には財政がちょっと厳しくても、トーカチって一生に一回しかないので、だからこれはちゃんと工面して対応するっていうのが村のやり方じゃないかなと思っています。

村長、副村長あたりの慶祝訪問も多いからやめたんですかね。どんなんですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

慶祝訪問につきましても、答弁にございますようにその対象者が非常に増えているという状況がございますので、それについては一時期そのコロナも流行した分、その受け入れる家庭の事情等もございましたので、そういったものを総合的に勘案して、トーカチに関しては村長訪問を一旦中止しようということで取り止めております。

その代わりにカジマヤーとか新100歳については、従来どおり村長訪問はぜひ継続したいということの村長の意向もございましたので、そこ

については引き続き継続していく考えでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この背景としては、住宅事情の変化により、額を飾る場所がないとか、額縁の重さもあって落下のおそれがあるとかっていう、だからそれを希望しない方がいるっていう答弁ですけども、これはそういう希望しない方々から意見をもらったんですか。112名のうち何名希望していなかったですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

実際にその額を希望されない方もいらっしゃいます。過去にその額を希望されない方の割合としては、2割から3割ぐらいの方がこういった額は遠慮したいというふうな形で辞退される方もいらっしゃいました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

言えば、じゃあ今の答弁では過去に、何年過去か分からないけれども、2割、3割ぐらいの人がそれを希望しないということを根拠に、今回人数も含めて取りやめになったということで私は理解するんですけども、でもちょっと面倒はかかると言うんですけども、どんなですか、訪問もありますよ。この額縁もこんなやり方、この形がいいですかって聞いて、それを希望する人たちも多いと思うんで。

慶祝訪問も多かったら村長と副村長は別。ごめんなさい、教育長も別に行くとか。あと議長も、4班に分かれて。議長、やったら行きます

よね。

○議長（比嘉義彦）

はい。

○6番（喜屋武 功議員）

だから、そんな感じで班を分けてやれば、「アイ、わざわざお祝いに村長チョータッサー」ってなったら、その家族、親戚、もういっぱい来ますよ。そこで北中城村の先輩の意見も聞いたら、ちょっとした地域懇談会になりますよ。そしたら、「アイ、村長は年齢からしたら、本物見たら若いな」とかと言われるかもしれないです。これについて。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

慶祝訪問をする意義については重々承知しております。ただ、これは当該本人からもいろいろな意見等を聞いていると思っております。そして、私ども起案の中ではそういう声というのがかなり多かったということも聞いておりますので、その判断に至ったわけでございます。

ただ、これからさらにアンケートを取って、さらに望む声が多くあれば、それは考え直してもいいと思いますけれども、現段階では今そこに落ち着いたというところです。

前々からこの話はございました。ただ、基本的には該当者の方々の意見等もありますよという、なくては駄目だから、そういったのを聞いて、意見を聴取してしましよう。そういう声も多かったということで、その判断に踏み切りました。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

もう最後にまとめるんですけども、言えば復活させることが一番、北中城で頑張ってきた諸先輩に対するねぎらいも含めて、当たり前の対応だと思っています。

だから、これを一般質問でこなして提案があつてで、もちろん終わらせることはないと思うんですけども、ぜひできる理屈、例えば次年度120名とか130名になるかもしれないけれども、人数が増えたときにどんなして財政も抑えながらこの事業を、とてもすばらしい事業だと思うんで、これはできる方向で。最後に答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

原課の調整、そしてまた所管課の職員の意見等も勘案し、検討してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、ライカム自治会についてです。

昨年12月定例議会にてライカム自治会発足に向けた質問をしました。村長は、草の根運動で接点を築いていきたい。また、残りの任期期間にしっかりライカム自治会の結成に向けて奮闘したい。との答弁でした。あれから1年が経過するが、その後の進捗状況を伺います。

2点目は、村陸上競技大会についてです。

今年9月24日に開催された村陸上競技大会ですが、小学生の参加がなく、また出場していない自治会もあり、寂しい大会と感じた。村としては大成功したとお考えか伺います。

3点目は、女性長寿・高齢者の健康対策についてです。

厚生労働省より5年ごとに発表される市区町

村別生命表において、これまで北中城村が15年維持してきた女性長寿日本一ですが、今年の発表では、女性長寿全国15位である。人口構造の変化を踏まえ、今回より算定方法が見直された結果だと承知している。結果だけ見るとがっかりする人も出る。しかし、沖縄県内では、女性第1位、男性も第3位と上位で喜ばしいことだと思う。これからの高齢者の健康対策へ向け、村民へ周知する必要はないか伺います。

4点目は、北中城村の観光についてです。

これまでの北中城村の観光についての見解は。また、今年度、北中城村観光振興基本計画を策定することですが、策定後、計画を次年度以降どのように反映していくお考えか伺います。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉 悟議員の御質問にお答えします。

1番目のライカム自治会についてでございます。

行政として、令和4年12月17日に「第4回アワセ街づくり勉強会ワークショップ」、令和5年3月5日に「第5回アワセ街づくり勉強会ワークショップ（ライカム地区内まちあるき）」を実施しました。また、ライカム区の小学生、中学生を会員として、沖縄の文化芸能の継承発信及びまちづくりに寄与することを目的に発足した「ライカムこどもエイサー」の11月18日のお披露目会において、仮設トイレ、発電機、給水タンク等の提供を行っております。

2番目の村陸上競技大会については、教育長でお答えいたします。

3番目の女性長寿・高齢者の健康対策についてですけれども、去る5月に発表された全国の市区町村別生命表において、女性の平均寿命が全国で15位に後退する残念な結果となりました。

村では、去る11月6日に村民大会を開催し、男女ともに長寿日本一を目指し、誰もが生き生きと健康で、共に支え合い、幸せを感じ暮らし続けられる地域を目指すべく、単に「健康長寿」だけではなく、「幸せ」という意味を加えた「健幸長寿の村きたなかぐすく」宣言を採択いたしました。

従来からの健康づくりや介護予防に加え、「健幸長寿の村きたなかぐすく」宣言に基づき、高齢者だけではなく、幅広い層の住民や民間事業者等の多様な組織・団体を巻き込んだ「健幸長寿の村」づくりに取り組んでまいります。

4番目に、北中城の観光についてでございます。

これまでの中城城跡、中村家住宅への観光が中心であったが、平成27年4月にイオンモール沖縄ライカムが開業したことで、多くの観光客が本村を訪れるようになりました。

また、平成28年8月より村観光協会が設立されたことにより、本村の観光振興に取り組んできているところであります。

今年度策定する北中城村観光振興基本計画では、新型コロナウイルスの感染拡大を経て、ターゲットや数値目標を再考し、目標達成に近づくための施策を計画に位置づけ、計画に基づいて魅力的な観光施策をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、比嘉 悟議員の村陸上競技大会についてお答えいたします。

今年度の村陸上競技大会においては、タイムレース方式を採用し、よりスムーズな運営を心掛け、運営役員の最小化についても図られております。

また、スムーズな大会運営ができたことも、

スポーツ協会、地域及び中学生ボランティアのおかげであり、大会としましては成功したと考えております。

しかし、幾つかの自治会が選手の派遣が難しいとのことで、参加がありませんでした。また、小学校の行事と重なり、小学生の参加が厳しくなったことは、今大会における改善点としまして対応を検討してまいります。

陸上競技以外の競技についても参加者の減少は感じられており、新型コロナウイルスによる中止となった3年間の影響が大きく、社会体育事業全体として活動が停滞していることは否めません。

今後、村陸上のみならず、各種目夏季大会やスポーツ推進委員活動についても、体育機会の創出として、魅力ある大会企画を地域と学校とともに検討してまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それではライカム自治会の件から再質問いたします。

まず、答弁の中に2か所「アワセ街づくり」とありますが、ライカムの街づくりではないか確認いたします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。正しくはライカムです。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

答弁書を作成したら、皆さんで内容は共有しないのか。誰も気づかなかったのか。担当者が作成しているから大丈夫だろうみたいな感覚でしょうか。これが村の答弁になるわけです。村長、どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変申し訳ございません。私も名称までは確認しておりませんので、ただ、事業としてあったことは承知しております。ただ、アワセ街、あるいはライカムということの確認はしておりませんでしたので、私の確認のミスでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

字ライカムが誕生したのが令和元年の9月です。もう4年が経過します。名称等がもし続いていたら変更をぜひお願いします。それが多分、村のこれまでの姿勢じゃないかと。ライカムに対する、この意識がないんじゃないかなと思っております。

ちなみに、令和4年12月17日に第4回のまちづくり勉強会ワークショップの参加者数は何名ぐらいですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

およそ5名です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

では、令和5年3月5日の第5回のワークショップの参加者数は。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

6名だったと記憶してございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

3月以降ですね、今年度に入ってからは何の

動きもない。奮闘したいとの答弁は覚えていますか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

はい、覚えています。ただ、これについては全課、これは1課だけで考えるものではございませんので、複数の課にまたがりますので、庁議のほうでもこのことについては報告しております。関係の課については、対応するようということでは話しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今年度に入ってから何の対応もされていないわけです。去年の12月に一般質問をして、あれから1年、村長も我々も任期は同じ4年です。1年の経過は4分の1が経過したことになる。答弁にはしっかり責任を持っていただきたい。できるなら進める。できないならできないと、期待を持たせるような答弁は要りません。できないなら、どうやったらできるか。こちらが勉強して、再度チャレンジします。

今まで行った質問も、これから進捗状況をどんどん確認していきます。これまで前向きな答弁をいただいた案件は、特に前進するように望みますが、村長、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私は、このライカムの自治会の結成に向けては確実に前進していると思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

11月2日に、我が北中城村議会初の議会報告会、意見交換会を開催しました。そこでライカムにお住まいの方から質問をいただきました。

ライカム自治会発足のために、議員方々の力のほうを必要とする課題ではないかという内容でした。しかし、議会としては自発を促す取組をどんどん進めて、機運が高まるよう一般質問、質疑等で当局へ求めていきたい。また、自治会結成までの流れを伝えるなどアドバイザー的役割を果たし、全面的にバックアップしていきたいというのが議会からの回答です。参加した方は、公園整備のワークショップに6回、福祉に関するワークショップに2回参加し、行政のアプローチだけで実現できるものなのかと疑問を持ち、議会がリーダーシップを持って取り組むことを検討願いますという内容もありました。

村長、我が北中城村のリーダーは誰でしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

一義的には村長だと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

そうですね。やっぱり村長がリーダーです。

その後、議会報告会に参加しての意見も後日届きました。その中に返還跡地利用の経緯を整理し、しっかりと問題意識を持っていただき、村長直轄の準備室を立ち上げることを提案しますとありました。村長、いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今子供会の結成に向けて、ある組織が頑張っておりますので、その支援をまず図りたいと。

ただ、そこでどういうふうにか考えるかということで、その戦略ですね。これについては複数の課にいろんな面で事業、公園の担当、社会教育の担当、そしてまちづくりの担当等含めて、そういった関係課が集まって、その話し合いを持っていきます。そのように今しておりますので、

私直属の室ということは考えておりませんが、先ほども申し上げましたように子供会の結成に向けての動きがあります。そして、またその支援等についても今検討しているものがございますので、そのプロジェクトチームというよりも、関係課が集まった話し合いで持っていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

議会報告会のアンケートの中に、自治会の立ち上げに議会として声を集めて当局に投げるでは、あまりにも無責任。村議会に期待しないでほしいと伝わったなど、厳しい御意見もいただきました。

私も昨年議員となり、1年が経過しました。これまで様々な研修等にも参加させていただきました。今年8月の中部地区町村議会議員研修では、議会は町村の意思を決定する機関である。具体的には、議案等の議決により町村の意思を決定するが、行政全般について権限があるわけではない。議会の権限には限界があるということを学びました。

今年7月には、1年目議員のための市町村議会議員研修で、住民は議会が怠慢と勘違いするので、議会ができること、できないことを住民に知らせることも議員の役目だということも学びました。議会は議決機関、村当局は執行機関、研修でそのように認識しました。勉強不足で間違っていたら申し訳ございません。

なので、私たち議員は自分たちができる最善の方法を一般質問で取り上げ、チェック・監視し、村へ提案・提言しているんです。

私が自治会長を14年経験して、コミュニティ、地域の力、結束力を一番感じる事ができたのは、どの行事よりも共同清掃作業でした。日曜日の貴重な休みの日に、家のことでもない地域の作業に参加し、共に汗をかく。住んでい

る地域をきれいにしたいとの思いで皆さんが集まり、コミュニケーションも取れ、住民同士の距離がぐっと近づく最高の機会だと感じました。

おとといの日曜日にも村内一斉清掃日で参加しましたが、ちょうどあやかりの杜のバスが琉銀から屋宜原に抜けるほうの道を通るんですけれども、途中木が生い茂って通行に支障を来しているということで、喜舎場自治会の皆さんと仲順の自治会の人で木を切って片づけたりして、これぞまさしく共同作業だと感じました。

でもライカムでは、そういう集まる機会もないということも懸念されてました。機会をつくってあげるのも、村長の腕の見せどころです。例えば、毎月第何日曜日は1時間程度ごみ拾いをしましょうとか、その後、休憩しながら交流の場とする。何か月かは村が寄り添ってあげ、そういうことを繰り返し、ライカムにお住まいの方々の考え方など時間をかけて徐々につくられていく、醸成する期間も大事だと思います。ライカム自治会をつくっていくのは、ライカムにお住まいの方々です。

今月の21日には、ライカム地区の地域懇談会もあります。初めての地域懇談会、絶好の機会だと思います。急ではありますが、村から投げかけてみてはいかがでしょうか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ライカムについては、我々も庁議として、我々行政の課題として非常に大きいものがあると思っております。そこで各課長等も、そういった面については認識をされていると思っております。今提案があった役場の職員等について積極的な対応、地域に入り込むということ。そういったあたりもこれから、特にライカムについてこれからみんなで話し合っていきたいと思っております。

ただ、美崎の前例として、美崎はまず子供会

からできたんです。それから子供会が、そういった自治会への結成に向けたと思っているんですけれども、ここも今ライカムのほうでは子供会の結成の動きがありますので、そこをしっかりと支援していきたいということ。そこからまた自治会発足へとつながっていくのではないかと考えております。

ただ、前段の役場職員の積極的なアプローチ、ライカムに対するアプローチを、これからもまた庁議のほうでもこのような話をしていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

やっぱり地区が違えば、中身も違うと思うんですよ。美崎はもともと熱田、和仁屋、渡口の方々が出て、顔の見える関係がもともと築かれていたから子供会から行ったと思うんですけれども、ライカムも子供会が立ち上がりそうということで、そこばかりに期待していたら、住んでいる方は全然顔も知らないってなってしまう。村長の公約でもあるライカム自治会結成に向けて、今こそリーダーシップを発揮し、努力されるよう望みます。

次に陸上競技大会について再質問いたします。

私も体協長を10年ほど経験して、体協の年度の最終競技、集大成でもある陸上競技大会、役場職員や関係者、中学生ボランティアの協力なくしては、大会は成り立ちません。毎年の御協力、この場をお借りし感謝します。

しかし、今年の大会は選手よりも関係者のほうが多かったのではないかと。当日は北中城小学校の発表会、村内一斉清掃日とも重なっていました。これまで陸上競技大会に向けた検討会議等は何回開かれていましたか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

特別に陸上競技大会についての会議というふうには設けておらず、競技大会自体が村スポーツ協会の行事でございますので、その理事会において会議、検討されるということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

小学校の学校行事等が変わっているのは、小学校が年間行事を作って、もうその日は入っているからってということだと思うんですけども、でも4月とかのスポーツ協会の総会の時期には体協の日程も決まっていますよね。そのときに調整はできなかったのか、教育長。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

悟議員の質問にお答えいたします。

競技大会の日時と学校行事の変更についてでございますが、学校側が年間計画を最終的に作られるのが2月末から3月の頭頃には1年間の学校行事が決まります。そのときに村陸の第1候補日はこの予定ですよという日を伺っております。その日を外して日程の調整を学校側には依頼させたところです。

実際に日にちが重なってしまったというのが分かったのが大分後のことで、2学期に入ってからのことだったので、ちょっと学校側のほうに日程をさらに変更って部分のところが、学校のその他の行事等も含めて難しいということがあって、同日開催に至りました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

やはり村の一大行事だと思うんですよ、陸上

競技大会はですね。多分学校は年間行事で決まって、多分スポーツ協会の年間行事も決まって、私も資料をもらったら、5月の段階ではもう9月24日って知っていたんですよ。多分見落としなのか、調整不足なのかなんですけども、私も小さいとき、中学校で陸上競技をやっている、選手ではなかったんですが、みんな応援しに行っていて楽しかった思い出もあります。最近そういった機会がなくなっているのが本当に残念に思います。

ちなみに、今回の大会はタイムレース方式を取ったということなんですけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

タイムレース方式にしたのはスムーズな運営をしたいということと、あと決勝はしないで、その1回で出たタイムに順位をつけていくというような方式ですので、予選のないことで選手の負担が少なくなるということで、やはり暑い時期でございますので、それを考えたということと、あとやはりスポ協の中でも役員の依頼というんですか、なり手というんですかね、ちょっと少なくなるという予想があったもので、タイムレース方式にしたほうが役員の縮減にもつながるということで実施というふうにしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

トラック競技ならタイムレース方式でもいいのかなと。でもフィールド競技あるじゃないですか。幅跳び、高跳び、やり投げとか、3回投げて、3回飛んで終わりなんです。普通は3回飛んで上位8名が決勝に進んで、残り3回で決

勝。今年の陸上世界最高峰のダイヤモンドリーグの女子やり投げ、5投目までは2位、6投目で逆転して優勝、世界一です。

競技としてやっている方も中にはいると思います。私、声を聞きましたよ。何で3回しか飛べないのかと。普通だったら1回飛んで休んで、この記録を超えなければ皆さんが決勝に行けるわけですよね。温存できるじゃないですか。でも今回みんなぼんぼん飛ぶから、どうせ3回しか飛ばんから、これ以上飛ばないじゃないですか。そういった話も聞きました。本当に競技としてやっている選手もいますので、トラックは多分いいと思うんですよね。特にフィールド競技なんかは来年以降、考えていただきたいなと思います。

我が村の陸上競技大会は、県総合運動公園、コザ運動公園、吉の浦陸上競技場と毎年固定された陸上競技場ではなく、これまで開催されてきました。近隣市町村には独自の陸上競技場があります。やはり自前の競技場がないのが原因ではないかと感じています。

村長公約の教育行政の中に、総合運動公園の整備とあります。今年3月の屋良朝春議員の一般質問の答弁で、本村の地形は起伏に富み、大規模な施設を建設する場合、検討が限られると答弁している。課長の答弁でも、平らな土地の広域な面積がなかったことから、これまで場所の問題が一番大きいと答弁しています。おっしゃるとおり村にはまとまった土地も、これから大規模施設を建設する財源もない。また、新たに施設を造るなど、村民の理解を得るのも容易ではないと思います。

ふとグーグルマップで上空から北中城村を見たら、我が村にも陸上競技場が存在することが分かりました。発見したんです。お気づきですか。キャンプ瑞慶覧内、喜舎場ハウジング先のほうです。石平から瑞慶覧のほうに向けて右手。新たに施設を造るのではなく、今ある施設を有

効活用できないか。米軍施設内というのは重々承知しています。交渉等やり取りは可能か、お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

陸上競技の件についてお答えします。

確かにフィールド競技の中で従来6投、あるいは幅跳びだったら6回飛ぶというような形を3回というふうにしておりました。フィールド競技の中でもタイムレース的なことの結果を求めていたというのも、この3回の中で全力を出して記録を持つというところで、実はタイムレース方式にした場合、これはトラック競技ですけれども、割と記録が出やすい効果もあるというメリットもございました。そこでそれを期待するところでありましたけれども、やはり議員おっしゃるように5投目、6投目で記録を出すということもあると思いますので、このあたりはまたスポーツ協会のほうにも確認をして、検討したいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、キャンプ瑞慶覧内の陸上競技場のお話もございました。この使用について今後話を持ちかけることは可能ではありますが、ただ以前、基地内のスクールバスの運行等について可能かどうかということでやったことがあるんですけれども、可能ではあるけれども、基地内を通すことについて逆に住民が反対した経緯もございまして、そこはうまく行かなかったんですけれども、ただ、その陸上競技場の使用について話しかけることはできます。

ただ、それでもそのまた安全性とかそういった問題は、いろんな問題が出てくると思いますので、そういう話合いもまた出てくると思

ますので、御承知おきいただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

昨年10月、県外の高校生が修学旅行で沖縄県に来た際、事前に生徒が基地内部を見たいと提案があり、教員が基地広報課とやり取りして、久場崎ハイスクールの授業を体験しています。県外の方がやり取りでき、県内ましてや地元北中城村がやり取りできないことはないと思います。ぜひ前向きをお願いします。

喜舎場ハウジングは、これからETC付近、県道沿い返還が村の発展にも大いにつながると思います。村だけで厳しそうなら、我が北中城村には国会議員もいらっしゃいます。前村長の新垣邦男衆議院議員です。共に行動し、前進することを期待しますが、村長、いかがでしょう。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

新垣議員も含めて一緒に行動するということがあればいいと思います。ただ、私も米軍との協議等について、今申し上げましたように可能ではありますけれども、向こうが安全面とかそういう、あるいは向こうの軍事上の機密とかそういうのはあるかもしれませんけれども、そういうところで可能なのか、ここでは今即答はできませんけれども、非常にそこが今懸念されるところでございまして、とにかくそこで一緒に動いていただけるということは大変うれしいものでございます。ぜひやっていきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

最悪借りるんじゃなくて、陸上競技場を返してもらおうという運動もぜひ。比嘉孝則村長は高校球児としても活躍し、村の陸上競技大会でも

活躍されたスポーツマンだと思っています。選挙が終われば対戦相手と健闘を称え合い和解する、ラグビーでいうノーサイド精神です。我が村のためです。村益になるよう、共に行動することを望みます。

それでは次に、女性長寿と高齢者の健康対策について再質問いたします。厚生労働省の5月の発表から11月までの村広報紙に掲載がなかったので、周知が必要だと思い、今回一般質問に取り上げました。しかし、11月6日に健幸長寿の村きたなかぐすく村民大会が開催され、15日は沖縄タイムス、29日には琉球新報にも記事として掲載されておりました。また、12月号の村広報紙にも掲載されました。一般質問の通告書を出したのが11月22日、うちは琉球新報なので、記事を見たのが29日なんです。さて、どうしましょう。しかし、取り上げたからには少し質問させていただきます。

まず答弁の中で、従来からの健康づくりや介護予防に加え、「健幸長寿の村きたなかぐすく」宣言に基づき、高齢者だけではなく、幅広い層の住民や民間事業者等の多様な組織・団体を巻き込んだ「健幸長寿の村」づくりに取り組んでまいりますとあります。なぜ村民大会なのに議員に案内がなかったのか、お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回の健幸長寿の村きたなかぐすく村民大会でございますけれども、まずこの11月6日の開催に至ったものに関しましては、11月11日が介護の日という形で、その関連事業として講演会を当初から予定しておりました。

今回のテーマとしてフレイル予防という、高齢者の方々の虚弱を予防する介護予防を中心に取り組もうということが決まっておりますので、まずはその高齢者の方たちにしっかりと参

加していただきたいということがございました。このフレイルチェックに関しましては、東大の協力を得て、村内にフレイルチェックサポーターという方々が約20名ほどいらっしゃいます。その方々を、実際に来場していただいた方に対してフレイルチェックの体験会という形で、その講演会と併せてやっております。その20名で対応できるキャパというものがございましたので、大体我々の想定では100名が限度だろうという形で、村民の方が80名、あと来賓等を含めて20名程度の方を含めて大体100名ぐらいが限度だろうということで、社会福祉センターで実施いたしました。

来賓の中で私どもとしても議員の方々もお呼びしたかったところではございますけれども、まずは自治会長、それから各課長と、それから議会のほうからは議長のみという形の来賓という形になってしまった次第でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

議員は14名以上増えませんが、ぜひ案内をお願いします。自治会長のときはいろんな案内が来て、いろいろ参加できたんですが、議員になって何も案内がなくて、そのような大会が行われていたのかと、ちょっと寂しい思いもしてですね。

その村民大会で算定方法が変わったとか、1位から15位に落ちているじゃないですか。これは算定方法が変わっているんですね。多分北中城村は0.8ポイント、一番多いポイントが下がって15位になっているんですけども、でも県内は女性1位で、男性3位じゃないですか。それは、この大会で周知しましたか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

今回の健幸長寿の村きたなかぐすく村民大会の中で、県内での順位というものは取り扱っていないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

せっかく県内の上位のほうに位置しているので、ぜひこれから周知していただきたいと思います。

「健幸長寿の村」づくりに取り組んでまいりますとありますが、具体的にどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回の取組については庁議でも何回か取り上げて、その大会宣言が採択されましたら、全職員に対して、こういった内容で採択されました。各課の事業等においても、その健康長寿の村というものをぜひアピールしていただきたいということでの波及効果を狙っております。

併せて、特に今回テーマでありましたフレイル予防という点については、特に後期高齢者の方々への周知・広報っていうものは力を入れてやっていきたいというふうに我々は考えておりますので、そういった面の取組と併せて、また次年度以降は健康長寿の村を使った事業がどういったものができるかというものについて、今現在、検討している段階でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

たしか2009年頃までは、老人・婦人運動会があったと記憶しています。各自治会のテントに多くの老人・婦人会員が集まり、にぎわい、活

気であふれていました。一三、四年前だと、今の80歳、90歳の方だとすると、その当時は60代後半、70代後半の人ですね。今の60代、70代前半の方々は、多分この老人・婦人運動会は未経験だと思うんです。その頃、運動会に参加していた方々が、今の北中城村の健康長寿を築いてきたのではないかと思います。

年に1回ですけれども、自分が住んでいる地域以外の友人・知人に会い、お互い元気になり、また来年元気で会おうと生きがいにもつながっていたのではないかと思います。村長、どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては高齢者だけの問題ではなくて、ある意味では今、先ほどからおっしゃっているコミュニティーの問題、各組織の問題、青年会、婦人会、子ども会、あるいは老人クラブ、そういったあたりの問題があると。そして、自治会の問題があると。

今、自治会の会員数が減ったとか、あるいは各種団体の会員数が減ったとか、まずはそこから充実させて、各種団体のほうをしっかりと充実させて、そこからいろんな醸成がされていくのではないかと私は思っておりますので、いきなりまたこれを復活させるとかそういった、今老人・婦人の運動会ということが出てきましたけれども、先日行われましたゲートボールの参加も少なくなったと。

そして今回また婦人会についても、今は仲順、喜舎場という、それしか村の婦人会に入っていないというような状況がございますので、まずはそこから、底辺のほうからしっかり育成したほうが私としてはいいのではないかと思います。それについて私は当初からそういう課題としては持っておりましたので、生涯学習振興計画とか、そういったあたりでいろんな事業を展

開できるのではないかと期待をするものでございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

コミュニティーが希薄になっているのも、この老人・婦人運動会がなくなったからかもしれませんよ。最近は陸上競技大会も含め、子供からお年寄りまでの競技、交流の場がないように感じます。先ほども村陸上競技大会に触れましたが、陸上競技大会にも子供からお年寄りまでが参加できる競技があっても面白いし、盛り上がるのではないかと思います。

老人・婦人運動会が開催されなくなったのは、風船割りだったか、けがをされた方が出たからだったと記憶しています。そういったハードな競技ではなくて、皆さんが楽しく集える機会が必要だと思います。

今回の村民大会宣言の4か条の中には、運動習慣を身につけ、積極的に社会参加をし、誰もが共に支え合う地域づくりに努めますとあります。

そこで提案します。子供からお年寄りが集える、以前の老人・婦人運動会のような大会の開催、村長公約の村民挙げての健康づくりの推進にもつながると思いますが、いかがでしょう。ハードなやつじゃなくて集まる、まず村歌斉唱から始まってラジオ体操、北中城音頭、玉入れ、輪投げをやったり、壮年会の課長たちのリレーを入れたり、いろいろ難しい競技やハードなものではなく、本当に若松公園あたりでできるコンパクトな大会。どうでしょう、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今おっしゃったような小規模程度の大会というのは、十分可能だと思います。ですから、先ほど申し上げましたように、まず運動会とかそ

ういった、ものすごい大きな組織が必要になる
とか、そういったものはまた大きな大会とか、
そういうのは今の状況では難しいと思いますの
で、私たちはそういう雰囲気醸成して、例え
ば先日行われました老人のゲートボール大会で、
うちの村職員も2チーム参加いたしました。あ
る意味では我々もそこに交流しようと、老人ク
ラブの皆さんが会員の減少ということをはどく
憂いでいましたので、じゃあ我々も参加して何
とか老人の活気を取り戻そうという、そういう
趣旨もありましたので参加をいたしました。

これからいろんな面でそれぞれの組織がコラ
ボレーションして、コミュニティーを盛り上げ
てくれればいいかなと思いますので、今提案な
されたことについてはそれぞれの事業でもやっ
ていると思います。また、これからできること
なら、今提案された事業についてもできると思
いますので、検討させていただきたいと思いま
す。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村長、ゲートボール大会には議会から私と名
幸議員も出ていますので、よろしくお願いま
す。同じチームだったじゃないですか。ぜひ各
課、波及効果でそういう皆さんが集まれる機
会をつくっていただきたいと思います。

それでは最後に、村の観光について再質問
いたします。10月13日の「北中城これからの観
光を考えるワークショップ～自分たちでつくる北
中城観光～」に参加しました。そこでは30名ほ
どの村民が参加し、北中城村における観光の現
状を共有し、村の問題や懸念点が出てきました。
今月4日に第2回のワークショップがあり、参
加しました。そこでは村の観光ブランドを一
緒に創ろうという内容で、今回も様々な面白い
意見が出ました。

これまで2回のワークショップの意見を参考

に、委員会が村観光振興基本計画を策定し、来
年2月の第3回目のワークショップでは計画が
完成するという認識でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

12月の後半に策定委員会を持つ予定で、3月
をめどに令和6年度からの基本計画を策定する
予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ちなみに、この策定委員のメンバーというの
はどういった方でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず有識者、大学の先生がお二人、漁業組合
関連、農業関連、観光分野関連、ビューローも
含めてですね。商業部会関連、商工会ですね。
イオンモール、プラザハウス、防災関係でサン
ダーバードとDX分野で通信関係のメンバーで、
11名のメンバーで今やっているところでござ
います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

次年度以降、今後5年間、その計画に基づ
いて観光施策を進めていくということによろ
しいですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

5年かけて進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

では、どのような体制でこの施策を進めていくのか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず目に見える指標を今つくる予定をしています。ただ観光客をたくさん呼ぼうとかじゃなくて、例えば観光客を1万人呼ぶとか、世代別にやるとか、体験型もいろんな体験型をやるとかじゃなくて、体験型を2つ設けるとかという数字目標を立てて、これを5か年かけて検証していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

平成28年8月より村観光協会が設立され、観光振興に取り組んでおりますが、村長の評価は。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

北中城村の観光協会については、今いろんな事業を手がけておりますが、非常に村の振興・発展に貢献していると思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

次年度以降、5年間はこの計画を基に進めていくということですが、その途中で一括交付金が終了しますよね。一括交付金終了後の財源のめど、観光協会と役場との役割分担もお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

令和8年度のことだと思いますが、一括交付金がなくなるというわけじゃなくて、ここで5年経つので再検証、後期の一括交付金をどうするかという話になると思います。額は減らせるのか分からないですけども、ただお互い、せっかくできた観光協会ですので、村としては守っていくべきだし、村の発展のためにはぜひとも必要な分野だと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

その後は終わりじゃなくて、考えていくということでもいいですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

自主財源も含めて、独自でやっぱり観光協会も成り立つような事業展開を含めて今いろいろ計画していますので、どうか自主財源でできる工夫も含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私個人的にはEMホテル等、村内のホテルに宿泊してもらって、徳洲会病院でハイレベルの人間ドック、普通の人間ドックじゃなくて、ちょっとハイレベル。ウェルネス思考の富裕層の観光客をターゲットに人数を限定したウェルネスツーリズムもいいかと思います。健診後はゆっくり村内で過ごしてもらおう。人数限定なので、観光客が集中しすぎて地域住民や自然環境、景

観などに悪影響を及ぼすオーバーツーリズムも防ぐことができます。すばらしい北中城村観光振興計画が完成し、北中城村の観光が発展していくことを期待します。

以上、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前 11時48分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

では通告に従いまして、3点ほど質問いたします。

まず1点目です。公営墓地の管理について。

公営墓地は令和4年度供用開始し、第1回募集が行われました。令和5年度に第2回募集があり、要綱では村が将来にわたって管理していくことになっています。そこで以下について伺います。

①第1回募集の墳墓地については50基で、応募者が多数のため、その後追加募集がありました。令和4年度と令和5年度の合計で現在、使用許可証を交付した件数について伺います。

②第1回で募集した墳墓地の区域は多くの墓が建立されています。墳墓地は使用許可証が交付された日から5年以内に建立することになっていますが、建立するまでの間、墳墓地の管理はどのようになっているか。

③使用許可を受けた村民に公営墓地管理費について説明会が行われたようですが、その内容について。

次、2点目です。沖縄県町村土地開発公社で先行取得した土地の買取り財政計画について。

沖縄県町村土地開発公社の令和4年度決算報

告書によると、北中城村が債務保証し先行取得した土地の次年度繰越金額は、サウスプラザ地区用地で約4億3,700万円、アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地取得事業で約5億3,400万円、この2地区合計で約9億7,200万円です。アワセスポーツ交流施設事業は国等の補助事業のメニューがなく、用地取得費は全額自己財源で一般会計からの持ち出しになります。年間80億円規模の本村の一般会計予算から、この2地区だけで10億近い買取り予算を積立しなければなりません。そこで以下について伺います。

①現在の公共施設整備基金の積立金額について。

②先行取得した2地区の買取り計画について。

③キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ地区は米軍住宅の解体事業も進んでいるようで、返還するまでの間、日米で共同使用し、緑地広場として整備する計画です。返還が遅れていくとサウスプラザ地区の開発も遅れ、先行取得した土地の買取金額がもっと膨大になります。そこで、サウスプラザ地区についての買取り計画をどう考えるか。

次、3点目、比嘉孝則村長2期目出馬の決意について。

前回の北中城村長選挙から早いもので3か年が過ぎ、次期村長選挙まで1か年を切りました。比嘉孝則村長が就任したときは、新型コロナウイルス感染症の対応に追われた大変な時期でした。今年に入り5類感染症に移行し、社会活動も流行以前に戻ってきた感じがします。比嘉村長は就任後、教育、村民福祉の向上及び行財政健全化等、村政発展のため奮闘努力してきました。

今後、多額の財政支出を伴う主な課題として、沖縄県町村土地開発公社を活用し、村が債務保証で先行取得した土地の買取り問題、またこれまで多くの議員の皆さんが議会で質問してきた

アリーナの問題等があり、それぞれの事案を解決していかなければなりません。アリーナ問題について、長い間進展しなかった用地交渉は比嘉村長が就任してから前進しました。しかし、既に多額の防衛省補助金が投入されており、これから防衛省との難しい折衝も想定されます。それ以外に、財政の様々な課題もあると思うが、選挙公約実現に向け頑張ってもらいたいと思います。今、北中城村は大変重要な時期だと考える。比嘉村長は総務、企画、教育、福祉の課長を経験し、財政の配分を含め、村行政全般に精通している。今後の北中城村発展に向け、私は比嘉村長の行政手腕に期待しております。そこで以下について伺います。

①2024年12月実施予定の次期北中城村長選挙出馬に向けて比嘉孝則村長の決意を伺います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、伊集守吉議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の公営墓地の管理について。

①の第1回募集の墳墓地については50基で、応募者が多数のため、その後追加募集。令和4年度と令和5年度の合計で現在、使用許可証を交付した件数についてということをお伺いしておりますので、許可証交付件数は令和4年度74件、1つ辞退がございます。令和5年度は30件、合計103件でございます。

②の墳墓地の管理についてお聞きしておりますので、②については使用許可区画において、建立するまでの間の管理は、おのおのの使用者で管理し、草刈りなど環境整備に努めるよう案内しております。

③について、既に使用許可を受けた公営墓地管理費について説明会の内容を聞いておりますので、令和4年度使用許可対象者に11月1日に、

管理費徴収について説明会を行いました。公営墓地の維持管理費について、当初管理費については使用料に含むということで案内しておりましたが、年間650万円程度の予算を捻出しており、令和6年度より管理費3,000円を徴収したいとの協力願いを行ったところでございます。

2番目の沖縄県町村土地開発公社で先行取得した土地の買取りについてでございます。

①について、公共施設整備基金の積立金額について聞いておりますので、①は令和5年11月末現在の公共施設整備基金の積立額は3億884万6,000円でございます。

②のその2地区の買取り計画についてですが、アワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地（現村民体育館用地）につきましては、今回の借換え時期が令和7年12月予定であり、そこで買収できればと計画しております。また、サウスプラザ用地については、ロウワープラザ地区との一体的な整備と併せて検討してまいります。

③のサウスプラザの用地についてですが、ロウワープラザ地区の返還に合わせて一体的に整備することにより、補助事業等導入により用地購入ができる可能性があるため、ロウワープラザ地区との整備計画を進めながら買取り時期を検討する予定でございます。

3番目に、私の2期目出馬の決意について伺っておりますので回答いたします。

議員の質問については、重く受け止めております。住民から期待されたこと、あるいは私がやりたいこと等については、いまだ実現に至っておりません。ただ、多くの村民からの要望もありますので、出馬については前向きに検討したいと思っております。今後、後援会とも相談して決断したいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時40分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

では、再質問に移ります。

1番目の公営墓地の管理について、令和4年度74件、令和5年度30件との答弁です。令和4年度は追加分を合わせ80件余りの申請者がいたと聞いたことがあります。辞退者が出たということですか。辞退者が出たのであれば、その件数をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

令和4年度の最初の募集の1期募集については88件の応募がありました。そして50件使用許可証を与えて、やっぱりまだまだ、これだけ応募者がいるものですから、追加抽選ということでも再度やって、その追加抽選で25件認めまして、辞退が2件となっております。

○議長（比嘉義彦）

辞退は1件じゃないですか。答弁は1件ですよ。

○住民生活課長（楚南兼二）

この1辞退というのは使用許可を出した後の辞退なんです。もう支払った後の。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

令和5年度の交付件数は30件との答弁ですが、何基募集しての30件ですか。50基ですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

募集は50区画を応募しました。この抽選会に来たのは28件で、後の2件は公共工事の立ち退きで、そういう中で2件許可しております。合計30件となっております。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

令和4年度分で辞退した人が、令和5年度に申請している可能性があるかどうか。どうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時44分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

令和4年度に応募して当選して辞退した方が、令和5年度に応募したことはございません。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

なぜ件数について質問するかといいますと、令和4年度の申請者全員がその年度で許可証を受けていたとした場合、令和5年度の許可証の発行が30件からもっと少ない件数になったのではないかと考えていますが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

応募方については、令和4年度も5年度も応募している方はいます。ただ、一概にこの許可を与えて、また今年度もどうかっていうことは、はっきり言えません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

今年はユンヂチで、申請件数をもっと多くなると思っていましたけれども、何か少ない感じですね、これだけしか応募していないということは。今後それほど申請者数が増えない場合は、別の応募方法も検討したらどうでしょうか。そこで次の質問に移りたいと思います。

公営墓地は、生前墳墓地建立について以前から村民の要望があります。次年度あたりから村で年度ごとに計画している申請件数も考慮しながら、この要望について例えば区画数を限定するとか、条件をより厳しくするとか、いろいろな方法を検討し、切実な要望、意見を実現させる必要があると思う。難しい面もあると考えるが、墓地検討委員会で検討したらどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今回件数が少なくなった理由の主な要因として、昔のそういう沖縄の事情で養子縁組とかそういう中で、養子縁組しながら戸籍が追えない。実際の仏壇とかそういったのはあるんですけども、この辺がこの資格要件でちゃんとした証明できる人がということで、何件か蹴っております。問合せも何件かあって、入れるのかと。

これは1期募集のときからありました。

そういう中で、でも今回これは検討委員会で、やはり今回検討委員に葬祭、葬儀屋さんとか、実際に民間でそういった墓地経営をしている方を、有識者を入れていきますので、その辺はやっぱり当初の目的が墓地の散在化防止ですので、墓じまいをするときに、そういう中できちんと村内に住所を有するか。そして、もし墓じまいする、その管理する人がそういう中でお墓が村にあるのであれば、その辺も考慮しながら見るべきかということで、次年度はまたそういう方も応募に来ると思います。今年度まではそういう蹴った経緯があります。

先ほども喜屋武 功議員から生前建立の話がありましたが、今現段階ではやはりちゃんとしたA区間、B区間、C区間、3区間ありますので、その3区間を回してそれを見て、これでも応募件数が少なければ、今後検討委員会でこの生前建立についても、そういったもので検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

ぜひよろしくをお願いします。

次に②に行きます。公営墓地の現場を見ますと、一部に雑草が生えているところが見受けられました。この前、見に行きました。使用許可証を交付した場所でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

今シルバー人材センターに維持管理をさせていますが、もう使用許可証を与えたら、この使用許可を受けた人の責務でそういう草刈り作業等は行ってくださいという、その案内もいたしていますので、雑草が生えているところは使用

許可証を与えたところだと認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

許可証を受けた区画は使用者が管理するのが、これはもう当然です。12平米の土地は、30分もあれば草刈りも十分できます。いつもきれいにしよう管理させなければならないが、どうでしょう。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

伊集議員のおっしゃっているとおり、やっぱり使用許可を受けた方が、そういう使用者が管理するのは当然ですので、その辺はまたちゃんと使用許可証の方に指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

説明会を受けた方々の反応はどうでしたか。また、③のほうです。説明会を受けた方々の反応、また納骨堂を使用している方からも管理費を徴収しますか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

この公営墓地の管理についての説明会は、第1期募集の使用許可を、墳墓地について使用許可証を交付した方々に説明会を行っております。

この反応はといいますと、やはり当初、伊集議員もおっしゃっているとおり使用料に管理費も含むという案内をしていますので、なぜ今になって管理費を徴収するかということではいろいろな意見でお叱りを受けましたが、ただ実際、当

初見込んでいた維持管理費が今、合計で650万円程度かかっていますので、それを村の税金で補っていくのは少し、今後どうなるのかということで、今回そういう中でお願いする立場で説明会を行いました。

実際この管理料については、これは平成25年の3月に北中城村公営墓地整備基本計画というのをつくっていますけれども、この中でも運営方法については、管理料については県内の事例では、管理料の徴収を設定している事例は比較的に少数であります。公営墓地の清掃や維持管理には費用がかかるため、管理料は年間の徴収が必要であると考えられます。

そして、管理料を年1回徴収すると設定することにより、墓地の使用者の所在などを定期的に確認することができるという利点がありますということで、当初の計画からそういう中で管理料については検討していたんですけども、ただ、担当課でやはりそういった事務のしごとかそういう面で、管理料の件についてそういう使用料に含むとやったことについては、これは事務の甘い計算でしたので、そういう中でそういったことを全部含んで、許可証の皆さんに謝りしながら、そういった経緯もあります。

納骨堂の管理料については考えておりません。以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。この件について、これからは条例の提案があるときに審議されると思います。それまでに使用許可を受けた村民に対し、丁寧に説明し、理解を得ておくよう要望いたします。では、次の質問に移ります。

では、2番目の質問です。沖縄県町村土地開発公社で先行取得した土地の買取り財政計画について。

質問に入る前に確認ですが、買取り計画のA

ワセゴルフ場跡地健康・スポーツ交流施設用地、現村民体育館用地との答弁があります。隣接する民間のスポーツクラブ、ルネサンス施設用地も土地開発公社が先行取得した土地に含まれていると認識していますが、どうですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

はい、含まれております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。私は令和4年度6月議会に、この積立金について質問しました。10億円近くの買取価格に対し、平成25年度から平成28年度までに先行取得した土地の買取りの積立金額が3,000万円しかないとの答弁に、本当にびっくりしました。今、積立額が3億884万6,000円との答弁ですが、それは全額公社から先行取得した土地の買取りに充てるということでよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

公共施設の基金ですので、いろんな公共施設関連の基金には該当はします。ただ、今財政課が思っているのが、まずこの村民体育館、ルネサンスを含めて、この買取りをするために全額そこにお金を出して、買取りしたいという今計画を持っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。よろしくお願ひします。ぜひお願ひしますね。

次、今回令和7年12月の借換え時期と具体的に時期を明示し、買取り計画を立て、この問題を解決したいとの答弁です。ようやく、この借金問題が解決に向け動き出したと思う。村当局の努力を私は高く評価いたします。

村長に伺います。毎年限られた財源の中から一般会計の予算編成をするわけですが、その中からこの数億円に上る買取り、積立てをしなければならぬ。一方で教育関係、村民、福祉関係、その他事業費等の予算計上にも影響しないか懸念するが、それはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

伊集議員の質問にお答えします。

この基金自体が、今課長から説明がありましたように土地開発公社の用地の取得だけのものではなくて、その他の公共施設の整備にも使える基金でございますので、ただ、公共施設に基金として繰入れするものでなければ、逆にこれは全て土地開発公社の経費に充ててもいいわけでございますので、しっかりと基金を積み立てておりますので、他の事業に対しての影響というのはできるだけ抑えるようにして、この基金の積立てをしていきたいと思ひます。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

私はこの用地の買取り問題は早めに解決する懸案事項だと思ひています。ぜひ予定の令和4年度までに買取りできるよう、頑張つてほしいと思ひています。よろしくお願ひします。

次にサウスプラザ用地についてですが、これは③と関連しますので一括して質問をしたいと思ひます。

ロウワープラザ地区の返還に向け、現在沖縄市、北中城村で地権者役員会や地権者全体が参加しての勉強会も行われています。2024年度以

降返還予定となっていますが、村当局に防衛局からの具体的な返還時期の情報などはありますか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今防衛から従来どおり、令和6年度またはそれ以降の返還ということしか聞いておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。

では、次はロウワープラザ地区の返還に合わせて一体的に整備することにより補助事業等を導入し、用地購入できるとの回答です。補助事業での用地購入は私も同感です。

しかし、懸念しているのは、ロウワープラザ地区の返還が大幅に遅れ開発まで長期化になると、一体的に開発が計画されているサウスプラザの開発も遅れ、先行取得した公社からの買取価格は膨大になることです。

令和4年6月議会の一般質問で申し上げましたが、サウスプラザ地区の公社からの買取価格は平成25年度、平成26年度で先行取得した価格から、令和2年度町村土地開発公社決算では1,851万5,861円も買取価格が上昇しています。この価格が上昇していく仕組みを公社の担当に確認すると、毎年金融機関に支払いしている支払い利息及び5年後に支払いする公社事務費が買取価格に上積みされていくそうです。長期間保有し続けると、膨大な買取価格になります。

そこで次世代に財政的負担を残さないため、サウスプラザ地区も一般会計で計画的に積立し、買取りすることも見据えて検討したらいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、公共施設整備基金を積立てしておりますが、その中にはやはりサウスプラザも含めて検討はしています。ただ、今ロウワーと一体的にやらないと土地区画整理ができないものですから、面積が小さくて補助メニューも余計なくなります。今、上物が建っていない状態もあるものですから、例えばここに公共施設という話になれば、土地も含めて買える可能性があるんで、まずはルネサンスと村民体育館側から買い取った後に、ここにはどんどん積み立てる予定はしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

分かりました。じゃあ、次の質問に移ります。

次に、3番目の比嘉孝則村長2期目出馬の決意について。

時期村長選挙出馬を決意し、今後後援会と相談し、決断したいとの前向きな答弁として受け止めました。答弁の中で、村民から期待されたこと、やりたいこと等について、まだ実現に至っておりませんとありましたが、それを含め村長が考える本村の財政問題、住民福祉政策、地域の活性化等、さらに村の将来像について率直な考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず村の将来像につきましては、私たちの基本構想にあります「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら」、その将来像の標語どおりに向かっていきたいと思っております。とにかくまず平和が前提で、そこにまた住民の活力がみなぎった村、元気のある活力のある村づくりをしてま

いたいと思います。

ただ、先ほどもおっしゃいました期待されたということは、まず1つは都市計画区域の変更の問題があります。それからまた総合運動公園の問題があります。それから塩漬け土地の問題等ありますけれども、そういったところに対する期待度があつたかと思います。

ただ、これはまだ総合運動公園にしても、そして都市計画区域の変更についてもまだ道半ばでございますので、これから誠心誠意努めて、精一杯努めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

今、村長から村行政全般にわたり答弁を受けました。今回の定例議会で私は、土地開発公社で先行取得した2地区の土地の買取り問題を中心に質問しました。何度も申し上げますが、村の予算規模からしてこの借金が多額であり、土地買取り、積立てのため、一般会計予算編成に与える影響は大きいと考えるからです。

それ以外にも村政の課題として、アリーナ建設計画変更に伴う新たな施設の防衛省折衝、また村長が精力的に取り組み、国に要請を重ね事業が始まった荻道地区「農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業」、これについては様々な補助メニューを活用し、この事業を完成させなければなりません。

村長は現在多くのソフト事業にも力を入れ、行政を推進しています。先ほど私の質問に対し、これからの課題についても答弁がありました。この解決には、村行政全般に精通し、村財政も熟知している比嘉孝則村長が次期村長に最適だと私は思っています。村長から答弁がありましたことも含め、後援会ともよく相談し、次期村長選挙出馬を決断してくださいますよう期待しております。

以上ですけれども、何か村長ありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

いずれにいたしましても、私の後援会と相談して決断してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

伊集守吉議員。

○7番（伊集守吉議員）

ぜひ頑張ってください。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では通告に従い、私から3点ほど質問いたします。

1、アンテナショップしおさい市場について。

①アンテナショップとしての初期の目的を伺う。

②設立から令和5年分までの経緯を伺う。

③今後の運営体制について伺う。

2、台湾有事の備えについて。

①住民避難計画について伺う。

②住民の受入先について伺う。

3番目、総合施設について。

①総合施設設置の進捗状況について伺う。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、屋良議員の御質問にお答えいたします。まず、1番目のアンテナショップについてでございます。

しおさい市場の当初の目的は、「北中城村産品アンテナショップの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第21号）」第2条のとおり、村民に地域で生産される新鮮で安全な農水産物の提供を促進し、村産品の生産奨励と特産品の加工開発、当該特産品の流通販売の拡大及び観光情報などの配信受信基地とすることでありませぬ。

②の経緯でございますけれども、平成25年（2013）、一括交付金を活用し、商工施設として字熱田2070番地7に建設に着手。7月30日、建設工事完了。同年11月1日、佐敷中城漁業協同組合代表理事組合長と指定管理協定を締結。期間は、平成25年11月1日から平成29年3月31日まで。

平成26年2月28日に、北中城村産品アンテナショップ「きた漁」として営業を開始しました。

平成27年1月19日、指定管理者から指定管理解除の申出があった。同年1月31日、経営状況を確認した上で、やむなくアンテナショップ「きた漁」を閉店した。同年2月10日、村より指定解除を通知した。指定解除日を平成27年3月31日とし、それまでを業務整理期間とした。同年7月、補助金を活用しているため、安易に閉鎖することが困難であるため、アンテナショップ運営と総合販売事業展開や経営体の再構築を最重点目標に、農産物販売部門を増設し、一時的に村地産地消出品者協議会運営の下、「しおさい市場」としてリニューアルオープンした。経営再開前より、指定管理を模索しておりました。

令和2年、現行の村運営及び地産地消出品者協議会による店舗運営及び展開がコロナ禍等の影響などもあり、限界が見え始めたため、所管課（企画振興課・農林水産課）による協議の結果、経営状況をより把握している農林水産課が、指定管理委託業務への切替えの準備に着手した。

令和3年、現体制である民間事業者による指

定管理へ移行した。そして現在に至ります。

③の今後の運営体制についてですけれども、今後の運営体制についてはアンテナショップ運営委員会で検討中でございます。

2番目の台湾有事の備えについてでございます。①は避難計画について、②は住民の受入先についてということで、まとめて回答いたします。

国の指示（台湾有事）に基づき避難するための住民避難計画及び避難者の受入れについては、各種研修には参加していますが、計画策定には至っておりませぬ。

3番目の総合施設について。

陸上競技場については、過去に東海岸地域に野球場などを含む複合施設が検討されたことがあります。土地確保や財政面など様々な要因により、現在まで具体的に進んでいないのが現状です。本村においては、今後陸上競技場のみならず、老朽化した公共施設の更新を含め、旺盛な財政需要が見込まれますので、これら公共施設の更新を含め、優先順位をつけながら検討していきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、1番について再質問をしていきます。

①のしおさい市場の初期の目的としては、当初の目的はすばらしいが、実際に目的は達成されているのか。まず、トップである村長の思ひを聞きたい。私から5つの観点から伺う。生産者の奨励は。特産品の加工は。特産品の流通は。観光情報について。観光協会との連携は。

よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今しおさい市場について経営としては、村か

らの毎年の補助、1,000万円の補助を3か年間今続けておりますけれども、大変経営状態としては厳しい状況かなと思います。

そしてまた、今おっしゃった初期の目的ですね。アンテナショップの初期の目的が果たして達成されているかどうか等については、まだ私としては把握しておりませんが、ここで村民の地産地消という趣旨もでございます。そういった面が的確に執行されているかどうか。そして観光振興についても、今、的確に配信受信等がされているかどうか。これは今、まだ私としても把握しておりませんが、これからまたこれは検証するものでございますので、ただ次年度以降については、この経営が非常に厳しいということは村としても承知しておりますので、今それを検討しているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

村長、特産品についてはどうでしょうかね。休憩します。

午後 2時33分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

特産品等の開発についてなんですけれども、今パッションフルーツのピューレ、それからパッションカレーとして今開発を進めてやっております。

そしてまた観光協会との関係につきましては、観光協会の会員でもありますし、その情報交換等については取ってはいる。そして情報の発信等を行っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長、流通についてはどうなんですか。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星）

村長の説明をちょっと補足させていただきます。

流通等に関連しましては、特に販売先の確保、特にイオン琉球との契約で村産品である野菜関係などの出店等に多大な力を注いでおります。

また、今インターネットを利用した村産品のパパイヤとかこういった分の販売ですね、こういったのにも昨年度から取り組んで、やはり取引実績も徐々に上がってきているというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ありがとうございます。

では、②の設立から令和5年までの経緯について伺います。経緯は紆余曲折あるが、当初の目的が達成されたとは私は思っておりません。令和2年の指定管理委託業務への切替えはコロナの影響とありますが、コロナのせいではないんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

ちょっと私が記憶している限りでのお話になるんですけども、当時アンテナショップの運営としましては店舗のみでの販売、もしくはこの店舗を介しての給食センターへの納品等が主なものでした。コロナの影響により、やはり店舗での営業が自粛されるというような状況もございましたので、実際の営業展開が困難であったという状況は否めないと思われま。そのため全てではないんですけども、やはり大きな影響を与えていったというのは事実だと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、平成27年から令和2年まで運営がうまくいかなかったように思えますが、当初の目的を達成するために所管課は何をしましたか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

当時の記録によりますと、このアンテナショップの運営に関しましては、当時の企画振興課と農林水産課で所管をしておりました。実際の野菜とかの商品の納品関係につきましては農林水産課で、あとこちらの備品関係ですね、備品とか設備、そういったものに関しては企画が担当しており、やはり管理自体が2課にまたがってしまうと、どうしても業務自体も煩雑になり、指示系統もやはり煩雑になるかというふうに思われます。当時の記録とかも見ますと。

このあたりのまだ整理が、村内の対応の仕方でもちょっと追いついてなかったのかなという、当時の御苦労された記録が結構残っておりますので、今ようやく農林水産課に令和3年度より絞られて運営に当たるということになってきましたので、ようやくある程度指定管理などにつきましても、こちらからの意図が浸透してきたのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、③の今後の運営体制について伺う。今後のアンテナショップの運営はどのような体制で行っていきますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星）

先ほど村長からの答弁にもありましたとおり現在アンテナショップにつきましては、運営委員会という組織を構成して、これまでの経営の中身と今後への展開、こういったものを検討していただいております。次年度以降の運営方法につきましても、この運営委員会で内容、提案などを決めていただいた上で村長に答申する形で、今後村長へこの委員会からの意見として上げていく予定になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、村長にお聞きします。村長の施政方針でしおさい市場の拡充・拡大とありましたが、しおさい市場について今年度は何をされましたか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時42分 休憩

午後 2時42分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

指定管理者ですので私が何をしたかというよりも、指定管理者と村との協定がございますので、協定の内容に所掌業務の内容等が含まれておりますので、その業務の執行として私は捉えております。ただ、詳細については担当課長等で答弁させます。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

村側といたしましては、特に今年に限って言

いますと、昨年度までのコロナ禍から第5類への移行ということもございまして、元来求められるべき営業スタイルへの修正ですね、このあたりの指導とかこういったものをしてこれたと思っております。

ただ、やはりこの中でも体制自体にこちらが意図としないような、生産の増産とかがかなわなかったというところもありまして、天気とかに影響されて。だから、こういったこちらが予測しないような状況においても、やはりよりよくしていけるような指導とか関わり方ができたものと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、令和3年度から指定管理者に委託業務が始まり、コロナ禍にもかかわらず生産者の奨励は買取額が伸びていることから奨励されたことが明らかで、農家の生活を守っていたと思う。

特産品についても、加工品のパッションフルーツカレーが今年度、沖縄県の優良県産品に選ばれていたり、商工会の特産品コンテストでも沖縄県ベスト16まで残った。また、本村特産品のアーサの商品開発については、アーサマヨネーズは菌検査中とのこと。アーサとモズクを作ったウミンチュの油、味噌も漁業組合会長には味見していただき、高評価を得ています。

特産品の流通については、ふるさと納税はもちろんです。野菜はイオン琉球5店舗に卸しており、楽天市場、ECサイトで販売している。また、パッションフルーツカレーはイオンライカム、美ら音・net、わしたショップ国際通り、銀座店、うるマルシェ、ちゃんぷる〜市場にも流通しており、かねひででも取扱いが予定されていることから、流通にも積極的に取り組んでいることが分かる。

観光情報については、観光協会ができたこと

もあり、観光協会の理事として観光協会とともに連携し、会長、副会長、事務局長、事務局次長と一緒に経営会議に参加している。

このような観点から私は指定管理を評価しているが、次年度も継続していく考えか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今の御質問に関しましては、私がどうこうって言うような立場ではございませんので、あくまでも先ほど御説明差し上げました運営委員会が来週12月20日に次年度予算に計上することも踏まえまして、意見の取りまとめを行う予定になっておりますので、実際最終的な判断は行いますか、運営委員会での意見の集約は来週に行う予定になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、来週行われる運営委員会で判断されるということで、来週にはその継続か継続じゃないかって決まるということによろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

はい、そのとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

すみません。ちょっと農林水産課長の次年度の話なんですけれども、あくまでアンテナショップが継続する、しないとかを含めて、検討委員会を含めて今やっていて、これが継続するのであれば、次年度以降もう一度プロポで応募して、今いる業者を選ぶんじゃなくてプロポで応

募した中から選定するという事です。いくらいい業者であっても、そのまま直で続けるっていうことじゃなくて、一度募集かけてきた中からプロポーザルを入れて選定するという事になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

屋良議員の御意見が現在の指定管理者の件ではなくて、アンテナショップということだったので、アンテナショップの継続につきましてはその運営委員会で決めるべきことなので、あと申し訳ないですけれども、来週の委員会を待つ必要がございます。

先ほどちょっと企画振興課長からもありましたとおり仮に継続する場合は、まずこれに指定管理を継続するかというような判断ももう一つございます。指定管理にする場合には、基本的に村の場合はプロポーザルを行って、希望業者から選定していくような手続を再度取る必要がございますので、またこのあたりにつきましては、このあたりの検討結果が出てからの私たちの行動になるかと思われま。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、しおさい市場がなくなるのであれば、大規模な農家は今流通されていますよね。小規模の農家たちの流通先とかは確保されていますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

村内の農家でも様々な形態の方々がいらっし

やいますので、大規模にやられている業者、特に農業生産法人とかを運営されている会社とかでしたら直接小売とか業者、そのお店と契約しながら販売されているところはあるんですけども、実際小規模な販売店舗を持たれていない農家も多々いらっしゃいます。

そのため、こういった業者が実際のところ、そういった販売経路を持っているかどうかということも、現在出品者協議会に登録されている会員、この方々にアンケートを取っています。こういった販路を持っているかどうか。この販路を持たれているかの内容も含めたアンケートを今現在回収しているところなので、これの回答結果については来週の運営委員会で報告事項として、私どもが事務局をそこは務めさせていただいているんですけども、その委員会に報告するようにしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、小規模の農家たちの流通先を確保されていないということで、今から判断するんですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在、このしおさい市場がそういった小規模農家の受入れも可能な組織、部署となっておりますので、実際ここがなくなるとなった場合は、そこ入れするための何らかの代替組織ないしはそういったものが必要になるかと思われま。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、もししおさい市場がなくなるのであれ

ば、現段階では小規模農家に対して流通確保はないということによろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現段階で村が関われるような働きかけは難しいかと思います。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

ぜひとも農家の生活にも関わるし、熱田団地に住んでいるしおさい市場に来る高齢者や子供たちのような買い物弱者も心配なので、その継続するか、しないか決断を早期に判断してもらいたいと思います。

では、次の台湾有事について伺います。答弁では、研修には参加していますが、計画策定には至っておりませんとありますが、もし起きた場合の避難計画とかは、行政はどうお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

質問にありました台湾有事なんですけど、これは中国が台湾に軍事侵攻することを想定したシナリオです。その際に、アメリカは台湾と友好関係を築いており、日米も友好関係でありますので、恐らく何かしらのミサイル攻撃だったり想定されるのかなと。

それを想定して北中城村だけが局地的に避難できるかという、全県的な発想じゃないと絵に描いた餅になってしまいますので、事務方、研修に参加している職員からは少し想定が難しく、作成したとしても本当に実のある計画なのかというのが疑問で策定には至っておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

本当に実のある計画かどうかは、起きないと分からないことじゃないですか。でも起きたら遅いんですよ。どういうふうに避難させるか、どうお考えかをお聞きしたいです。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

それが例えば、じゃあバス会社と協力して住民を避難させましょうという、一般的に計画を策定すると思うんですが、避難先はバスを利用して港なり空港に行きます。そこから県外に避難してもらおうということなんですけど、そもそも県内でそういった自体が発生した場合、その北中城村がバス会社を確保できるのかということのも、実際皆さん、その研修の中で話し合われて、当局のほうも答弁というか回答に苦しむようなケース内容なんですね。だから、なかなか策定できていないというのが本音のところですよ。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、今後作成するつもりはないということによろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういうことはないと思うんですが、一緒に県とですね、全県下でこれは取り組んでいかないといけないものなのかなと思うんです。一応県内でも半数の市町村で策定に至っていないんですね。やっぱり同じような状況で策定がかなり難しいのかなと考えてございます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

では、北中城村が一步進んでそういう避難計画をつくって作成するのも一つの手かと思いませんけれども、どうお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

確かに一步進んで策定することはいいことだと思いますが、何度もすみません。申し訳ないんですが、より実現可能な策定計画にしないといけないものですから、なかなか自らというか、実際もう本当に県と一緒に近隣市町村も全てですね、中部市町村会あたりで一緒に取り組んでいければなと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

起きてからじゃあ遅いんで、起きてからのときに住民がどう避難するか。計画も何もないままだと、やっぱり混乱すると思います。それで計画を先に取り入れて作成したほうが私はいと思います。災害が起きたときに避難計画がありますよね。災害が起きて避難計画はあるのに、じゃあ台湾有事が起きて計画がないのはおかしな話で、総務課長が言われるとおりに避難については難しいとは思いますが、ぜひともそれを早急にほかの市町村と取り上げてやってもらいたいと思います。

では、3番目の総合施設について伺います。私が3月の一般質問で陸上競技場の建設について質問しましたが、村長の答弁で、設置場所について候補地を数か所挙げてくれないか話しかけているとの答弁がありました。その進捗状況を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

正直言いまして、そこについて具体的に取り

組んでるものではございません。

ただ、私も庁議等でその話をしてしまして、できるだけ航空写真等、例えば陸上競技場に必要面積等を切り取りして、そこにスポットして航空写真に落としていくと。じゃあどこがあるのかと、ある程度限られたところがございますして、強い規制のかかった、農振という非常に規制のかかったものがございますので、そこをクリアしないとどうしようもできない。ただ、それでも起伏とかそういうのがありますんで、ただ、これはまだまだ検討の余地はあると思います。決してこれは私としても放棄したわけではございませんので、継続してこれは考えていきます。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

そこで私からの提案がありまして、沖縄市が行われている事業で東部海浜開発事業の中に潮乃森がありますよね。それが5年以内に完成すると聞きました。開発に向けて駐車場の問題が懸念されています。

現在県は駐車場の問題で、自転車競技場の取壊しについて関係所管にアンケートを実施しています。2034年には国民スポーツ大会、国民体育大会が沖縄県で開催予定です。県は開催に向けて各施設の老朽化対策をしていく中で、全面的にバックアップすると言っております。

私からの提案ですが、自転車競技場が壊された場合、我が村に自転車競技場を持ってきて、持っていく場所を検討してもらいたいのですが、それに関して提案としましては、自転車競技場を建設するによって、国民体育大会ではどうしてもないといけないものなんです。壊されることによって、新たに場所をつくらないといけない。我が村が自転車競技場を提案して、そこに半地下の競技場を造ります。2階建ては陸上でも何でも、多目的総合施設でも何でもいいん

ですけれども、それで県から自転車競技場の建設費用がもらえますよね、もちろん。費用が来ますよね。半地下にすることによって、自転車競技場がシェルターの役割も果たすんですよ。果たすと思いますので、そこから防衛予算も私は引っ張って来れるんじゃないかと考えていますが、村長はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

工事費に関して県から補助金としてもらえるということであれば、検討に値するかなと。ただ、当然にこれはもう私たち市町村の負担もかなりのものがあると思いますので。

また、今ちまたでは国体の在り方自体も問われていますので、一県でこれを持つのか。そういったあたりもまた検討されていると思いますので、そのことについてはもし丸ごと県から助成としてそれが下りるんでしたら、それは十分検討の余地があると思います。

ただ、陸上競技場でさえ落とし込みが大変難しい中で、それも含めて検討するということについては、どちらが優先なのかというのがありますし、私はどちらかという今は陸上競技場じゃないかなと思っているんですけども、ただ陸上競技場と併設して競輪場も造れるというのであれば、それは検討に値すると思っております。

○議長（比嘉義彦）

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

11年後の開催が予定されたことについて玉城知事は、県民を挙げての強い願いであり、大変うれしく思っております。次の時代を担う子供たちに夢や希望を与えるとともに、沖縄県の魅力を全力で発信できる絶好の機会となり、今後各市町村などと緊密に連携し、全力で取り組んでまいりますと玉城知事は出しております。

ですから、我が村も自転車競技場、陸上競技場を造れる可能性があると思いますので、人材育成のために自転車競技の普及のため、やっぱりスポーツの力を使って村民に感動を与え、国体も海邦国体以来、47年ぶりなんですよ、沖縄でやるのが。次また何年後にあるかも分からないので、ぜひとも我が村に、競技場をもし壊すなら競技場を持ってきて、そこでいろんな補助金を活用していってもらいたいと思いますが、最後に村長の考えでお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

前回の昭和62年の国体だったと思います。その国体時の各施設が老朽化して、建て替えの時期に来ているという状況は何っております。県として果たしてどれだけの財源を確保できるかわかりませんが、相当な金額として確保しないとイケないと思っています。

もし私たちのほうにその競輪場の建設で補助金等を頂けるんでしたら、そこにまた我々も建設することについてはやぶさかではないと思います。しっかり県といろいろな協議をしまして、私たちにそういう恩恵があるという、補助金の恩恵等含めてあるのでしたら、十分検討したいと考えます。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時04分 散会

令和5年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 5 年 1 2 月 1 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令 和 5 年 1 2 月 1 3 日 午 後 3 時 1 4 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和5年12月13日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	大 城 律 也	1. 中城村・北中城村共同のまちづくり計画について
6	名 幸 利 積	1. 財政健全化について 2. 自治会について 3. 夏休み海外短期留学について
7	山 田 晴 憲	1. 子ども・子育てについて
8	比 嘉 義 弘	1. 台風6号の爪痕の影響 2. 村民体育館について 3. 島袋の県道上にかかる高架橋

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

おはようございます。

それでは通告のとおり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

中城村・北中城村共同のまちづくり計画について。

明治41年、中城村が誕生。終戦後、米軍施設により南北に分断され行政運営に支障を来したため、昭和21年、中城村北部のこの12行政を分離して北中城村が誕生しました。私たちの北中城村は村民の総意と協力の下に、あらゆる苦難を乗り越えて輝かしい成果を浮き彫りにしていただきました。この歴史の教訓を肌で感じるとき、村行政はこれを契機にさらに大きく飛躍発展を期さねばなりません。計画行政を志向して、さらに、北中城村の望ましい未来像を描きあげて、着実に最も効果的に歴代の行政業務を継承して前進しなければならない重大なときであります。東海岸地域の土地の効率利用とサンライズベルト構想について健康で住みよい地域づくりが行政の本質であります。人間生活の基盤は土地であります。立地の有利性は土地の効率利用によって地域の発展につながる重要な課題であります。総合的視点に立って土地の利用計画の具体化を進めなければなりません。人口減少、地域的な高齢化、耕作放棄、東海岸一帯の人口

が鈍化する中、世帯分離の傾向が今後も急速に続くと見込まれることから、那覇広域都市計画区域から、村で独自の用途地域指定ができる中部広域都市計画区域移行を強く要請しなければなりません。今後は東海岸地域の開発であります。津波対策を含めた防災機能を持つ公共施設の建設、公園整備、商業施設の誘致。新たな住宅地の確保で周囲の土地の効率利用を高めなければなりません。中城村・北中城村と連携して早期移行に向けて取り組む必要があります。

11月14日付琉球新報の紙面によりますと、2027年度の県の都市計画マスタープラン改定のタイミングで区域区分のない中部広域都市計画区域移行を目指すとして、共同のまちづくり計画を発表しました。

そこで、共同のまちづくり計画に関連して質問してまいります。

（1）土地活用の方針で地域の特性を活かし、自然環境や景観と調和した土地の有効利用で、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導等についての取組について伺います。

①特定用途制限地域の指定について。

②風致地区の指定について。

③立地適正化計画・地区計画等について。

（2）観光産業の推進について。

観光振興に関わる両村の施策で財貨の獲得に効果を上げなければならない。両村の観光は、滞在時間が短いため消費額も期待できない。中城城跡観光の入込客数が増加しても地域経済の活性化に結びつきにくい課題があります。この改善をどうするか、村が計画する農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業との連係・両村の周遊・宿泊・滞在時間を促すとともに、消費したくなる商品の開発販売、観光周遊、散策ルートの設定などの際に、地場産の食材の提供できる物産施設の建設で両村の調達率を向上させなければならないときと考えます。両村共同の

観光産業の取組について、見解を伺います。

(3) 土地利用規制(区域区分)で本村行政区域に占める市街化調整区域の面積割合について伺います。

市街化調整区域の面積割合。

(4) 土地利用規制で農振農用地区域面積、耕作地面積・割合、遊休農地面積・割合について伺います。

①本村の農振農用地区域面積について。

②耕作地面積と割合について。

③遊休農地面積と割合について。

(5) 道路交通ネットワークの現状について。

本村においては、東海岸を中南部に結ぶ国道329号、西側の国道330号が縦貫しています。沖縄自動車道北中城IC、喜舎場スマートIC、東西を結ぶ県道宜野湾北中城線が整備されています。中城村は、宜野湾横断道路、西原バイパス(工事中)が計画されています。中城城跡と中城公園一体となった歴史文化芸能発信拠点整備(組踊劇場誘致)を中心に座喜味城跡、勝連城跡、中城湾港国際物流特区、東部海浜開発地区、大型MICE施設、琉球大学、琉球歴史回廊として、首里城・斎場御嶽と共同のまちづくりで周辺市町村の世界遺産や道路交通ネットワークの利便性を高めて、広域連携で交流を活性化する必要があります。見解を伺います。

(6) 2027年度、中部広域都市計画区域移行に向けた実施工程表として、沖縄県都市区域マスタープラン改定と平行した、共同のまちづくりの各年度の実施計画について取組内容を伺います。

①2023年度(移行着手)。②2024年度。③2025年度。④2026年度。⑤2027年度(移行完了)。

(7) 市街化調整区域は時代背景の中で都市近郊にある農村地帯を守るため開発を規制する必要があった。市街化調整区域は制度から49年が過ぎています。現在では就農者が減っており、

制度ができた当時と時代背景が変わっている。

ライカム地区の開発に続いて隣接するロウワー・プラザ住宅地区の開発を沖縄市と協力して進めていく必要があります。急傾斜地や軍用地、農振農用地等が村土の多くを占めており、開発可能な土地が少ない。住宅地確保や企業誘致を促進する上でも、土地利用の見直しが急務であると考えます。この観点からも、中城村とともに那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域移行を強く取り組む必要があります。見解を伺います。

(8) 中城村との関係性として、もともと一つの村であったことや、世界遺産である中城城跡の共有等により、今後ともに両村で対等な立場で管理体制、負担比率の見直しを明確にする取組が重要と考えます。見解を伺います。

(9) 2027年度中部広域都市計画区域移行に向けた両村の検討体制の取り組みについて伺います。

①両村の組織体制について。

②両村合同準備室設置(場所等)計画について。

③配置職員人数について。

中城村、北中城村。

以上、私見を申し述べました。よろしくお願ひいたします。

○議長(比嘉義彦)

村長。

○村長(比嘉孝則)

では、大城律也議員の御質問にいたします。

律也議員の御質問については、中城村・北中城村共同のまちづくり計画についてでございます。

まず(1)の土地利用の方針で地域の特性を活かし、自然環境や景観と調和した土地の有効利用で、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導等についての取組についてということですので、これは①か

ら③までございますけれども、まとめて回答したいと思います。

中部広域都市計画区域（非線引き区域）に移行した場合に、無秩序な開発とならないよう自然環境と風致景観の保全、地滑りや津波浸水など危険性の回避、住居環境の利便性の向上など、多角的な視点から保全と開発の調和を図る必要があると考えており、特定用途制限地域や風致地区の指定について、令和6年度末までに立地適正化計画策定業務と併せて検討することとしております。また、必要に応じて地区計画を検討いたします。

（2）の観光産業の推進についてでございます。両村共同の観光産業の連携ですが、両村観光協会を中心にイベント等についての情報交換は常に行っているところであります。1月に中城城跡にて北中城村観光協会主催、中城村観光協会共催による沖縄オペラ・フェスティバルの開催に向けて取り組んでいるところであります。また両村のイベントについても毎年行われているわかていだの集いなどがありますが、今後とも両村共同で取り組めるよう努力してまいります。

（3）の土地利用規制等についてですけれども、本村の市街化調整区域の面積割合は、77.2%うち米軍基地14.2%となっております。

（4）の農振農用地の面積等についてお伺いしております。

まず、①北中城村における農振農用地の面積は、令和4年度調査においては138.6ヘクタールです。

②農振農用地の耕作地面積は、63.8ヘクタールで、その割合は46%となっております。

③遊休農地面積については、畑の状態の違いはあるものの、村全体（市街化区域含む）で215.7ヘクタールのうち63.3ヘクタールで29%であります。

（5）の道路交通ネットワークの現状につい

てお聞きしています。道路交通ネットワークについて、共同まちづくり計画においては、住民はもとより観光客が公共施設や病院、店舗、歴史・文化資源等にアクセスできる公共交通環境の構築を図ることとしており、現在、近隣自治体との連携に向けて検討しているところです。

（6）中部広域都市計画区域の移行に向けた工程ですけれども、中部広域都市計画区域に移行するためには、県都市計画区域マスタープランに反映していただく必要があります。直近の改定時期となる令和9年度（2027年度）に間に合うよう作業を進めているところです。今後の主な作業工程は次のとおりでございます。

①2023年度、両村の共同まちづくり計画策定。

②2024年度、立地適正化計画（案）策定、先導プロジェクトの推進等がございます。

③2025年度、都市計画決定に向けた手続、関係機関との調整等が出てまいります。

④2026年度、都市計画決定に向けた手続、これもまた関係機関との調整が必要でございます。

⑤2027年度、県都市計画区域マスタープラン改定、各種具体事業の推進。

詳細については、共同まちづくり計画本編、e. 都市計画区域の再編に向けた取組を御参照いただきたいと思います。

続きまして（7）中部広域都市計画区域への移行について取り組む体制等についてお聞きしていますので、まず（7）地域の課題に即して地域の自主性が活かせる、中城村とともに中部広域都市計画区域（非線引き区域）を目指しているところです。

（8）の中城城跡の管理体制等についてお伺いしておりますので、現在、城跡の管理は中城城跡管理協議会が行っており、その運営に係る予算は御承知のとおり、両村で9対1の負担比率となっております。また歳入に関しても同割合となっております。年3回行われる管理協議会では、両村村長、副村長、教育長、関係課長

等が参加しておりますが、負担割合に関係なく対等な立場で協議が行われております。

(9) 2027年度中部広域都市計画区域移行に向けた体制等についてお伺いしておりますので、①から③までまとめて回答をさせていただきたいと思っております。中部広域都市計画区域への移行に向けた検討体制について、都市計画に関わることから本村では建設課、主に課長、係長、担当職員の3名が従事、中城村では都市建設課が中心となっておりますが、内容が広く行政全般に及ぶため全庁体制で取り組んでいるところです。そのため、明確な配置人員を示すことはできません。また、現時点で合同準備室の計画はありませんが必要に応じて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ありがとうございます。

現状のままでいくか、那覇広域都市計画区域の現状で、そのまま突き進んでいくのか、なぜ中部広域に移行を強く要請をしていかなければならない、そのときが来ているわけです。これは、まず村内の人口構成の問題なんですね。今、私の出身地である東海岸地域においても、次男、三男はほとんど熟田には土地がないです。土地はあっても住宅地を確保できないという状況で村外、あるいは村内のどちらかに移っているわけです。ますますその東海岸の人口構成が厳しい状況になっちゃう。それは何か。高齢人口65歳以上が増加する。今北中城村は、この前も一般質問で取り上げたんですが、超高齢化社会に突入しているわけですね。約23%近く。それから地域別で行くと、65歳以上が40%に近い地域もあるわけです。これをどうするか。2060年、これは村の発表ですよ、65歳以上が41%になるだろうと。大変な状況をこれから迎えるわけです。現在の行政をこれどうするかというものを

しっかり把握をして、10年先20年先の対応をしていかないと時間がない。そのように思っておりますので、これに関連して再質問をいたします。

まず、特定用途制限地域の指定、これいろんなものがあるんですね。基本的には立地適正化計画策定業務というのが、この前の補正予算で400万円、これも含んでですね。どこかの専門のコンサルタントに業務委託するんでしょう。これは今年度ですから、来年度もこれ以上の予算が必要になる可能性が十分あるわけですね。1,000万円ぐらいになるかなという気がします。これどうするか。まず一番大事な、これが基本ですから、立地適正化計画、そのためには特定用途制限地域をどうするかというのが出てきますね。これを急がなければならない。時間があまりないような気がするわけです。遅くとも来年いっぱいにはもう確定をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そのためにもやっぱり全庁体制というのは、もう今年いっぱい、あるいは来年の前半にはもう決定をして、担当者を決めて、中城村と一緒に行動しなければ、全庁体制をまた図る。またチャースガと。これ結論出ないだろうというふうに思いますね。大変ですよ。特定用途制限地域というのが出てきますので、それから制限すべき特定の建築物等の用途の概要とかいっぱい出てくる。そこで御質問いたします。

特定用途制限地域というのは、どういうものが該当するかお聞きをしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

特定用途制限地域、これはどういうものかという、今現在は市街化区域と市街化調整区域ということで線引きがありますけれども、これが仮に中部広域、非線引きに移った場合に、今の調整区域のところは何もその用途が定まって

いないということになります。そうすると、いきなりこれが中部広域に移った場合、もう何でも開発ができてしまうという形になりますので、それでは無秩序な開発になってしまう。例えば、住宅の隣にパチンコ店ができたり風俗店ができたりと、そういうことではいけないだろうということで、そういう無秩序な開発ができないように一定の用途を定めるというものになります。

県内では、これが石垣市、沖縄市、うるま市、南城市の4市のみが今そういう指定がされているという状況となっております。今後の立地適正化計画の中で、じゃあどの地域のどの部分はどういうふうな土地利用が望ましいのかというものをこれから検討していくということで、こういう用途の指定についてもその検討の中で決めていくというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これはしっかり私も理解をいたします。まだ地域で設定するわけにいきませんのでね。これからですからね、適正化地域計画策定業務という。これを急がなければこれが基本ですから。これを早く決めてですね、その地域をどうするかというものの議論にはもう入っていきなきゃいかんわけです、来年度の後半はですね。それを全庁舎である程度の目標を決めたら、もうチームを作って対応していかないといけないです。この1点、またチャースガになると結論が出ませんよ。中城村もいますので。中城村とは並行して進めていかなければならない。もう来年はそういう時期になってくる。これ中城村はもう去年から、沖縄県の現職の方がまちづくりの参与として週に3回、中城村役場に出勤しているんです。もう資料もいっぱい作りながらやっているんです。では、我が村ではどうなっているのか。まだ全庁体制が必要だと。非常に私の

感覚では取組の温度差がある。そういうふうに思います。次へ行きます。

風致地区の指定、これも基本はもう同じですね内容は。ですから来年は1年かかるというような感じですから、この工程表では。もう早く内容を来年、新年度から。今年からやるのかな、この業務に関わる業者。もう予算組んでありますから入札とかそういうのが発生するかと思えますけれども。もう時間がないですからこれも早く決定をしてですね、いろんな課題がありますので、風致地区地域をどうするかという問題が発生しますのでこれも含めて検討をしていただければというふうに思っております。これについて何か御意見ありましたらお願いします。よろしいですか。今の風致地区等々に関連しての答弁。②風致地区の指定はどのように考えているのか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

風致地区の指定、これは内容としましては自然景観とか、歴史的な資源であったりということも保存しようというところになるんですけども、例えば我が村でいうと傾斜地というところが開発されていくということになってきますけれども、そのまま、本当に先ほどの特定用途制限と同じように無秩序な開発では困るだろうということで、例えば一般的な建蔽率であったり建物の色とか形、そういったものを制限していくということになってきます。今現時点でどの部分がどうすべきかというところ、これも今後の検討の中で考えていくという状況となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

今のところが一番大事な、中部広域に移るためには大事な取組だと思っております。

(1)の③立地適正化計画、これは業者が決まれば早速全村の内容がある程度は把握されてくるだろうと思っておりますので、とにかくこれは急いでいただきたいなというふうに思っております。やっぱり立地適正化区域は今後移行したときに、本村の財政に大きく影響してくるわけですね。これをどうするのかというのも、この適正化区域の策定業務に入ってくるだろうというふうに思っております。まず構成人口、さっきもお話ししましたけれども。人口が増える。年少人口、生産年齢人口が減少してくる。税収が減る。そのためにはやっぱり歳出に占める社会保障費、これをどうするか。このためにもやはり中部広域に移ってその対応をしていかなければならないというふうに私は考えますので、ぜひそれも、早めに立地適正化計画の公表、発表ができるようにしていただきたいなというふうに思います。次に参ります。

(2)観光産業の推進について再質問をいたします。

これは両村の観光をどうするかなんです。中城村共同管理組合、中城城跡があるわけです。この管理組合というものを行政が職員を派遣して両村で管理をしていく。私、これを観光協会に任せたらどうかと思うわけです。両村の観光協会に運営管理。それで自主財源の、今1,000万円ぐらいの補助金出しているわけですから、これを執行しながら自分で稼げというようなその管理も両観光協会にある程度管理を任せたいほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。2019年11万8,000人が訪れたというんですね。11万8,000人ですよ。そして入場料が今400円ですよ。そうしたらですね、9対1というのがあるわけですがけれども、この9対1、これは十七、八年前にいろんな選挙絡みで5対5から9対1に変更しているわけですね。これ

は別に中城村が勝手に決めたわけじゃないというお話を聞いております。北中城村は了解と受け入れた。これは少し先々の考えと、ちょっと性急過ぎたかな、決断、判断ですね。そういうふうに思うわけですね。村の財貨を獲得するのは中城城跡しかないですよ、今。中村家もあります。その財貨の獲得をどうするかというのが大きな課題ですね。これはやっぱり観光協会、その辺の管理を委託すればもっと責任を持って対応してくれるだろうというふうに思っております。それについて御意見お聞きしたいと思います。

○議長(比嘉義彦)

律也議員、具体的に何を聞きたいのか。これは9対1に戻してほしいという意見なんですか。

大城律也議員。

○8番(大城律也議員)

もちろんこれはね、今消防においても人口比率でやっていますよね。そういう面からいっても、やはりこれは戻す努力をすべきだろうと。これまちづくりのテーブルにのせて9対1に持っていく。頭下げてでもですね、人口比率に持っていくという対策も必要だろうというふうに思います。今できますよすぐ。チャンスですよ、まちづくりの中でこれもテーブルにのせていただきたいなというふうに思っています。中城村選出の県議にいろいろとお話を聞いてもできる、5対5にできるという力強いお話もお聞きしておりますので、遠慮しないで堂々と提案をしていただきたいなというふうに。これについてお聞きします。

○議長(比嘉義彦)

休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

○議長(比嘉義彦)

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、この5対5から9対1になったいきさつ、今視点はどちらかというところと支出のほうからの視点で捉えていると思います。収入の面の視点からすると、中城村はここまで中城城跡に対して大変な負担、財政支出をいたしました。そこで、それに見合う、そして行政は属地主義です、基本的には。つまり属地としても9対1の割合がある。それはあの当時、みんなで協議をしてそれは決めたと思います。これは中城村から提案されてきたものと聞いておりますので、中城村から5対5を9対1という。それは世界遺産登録の中で収入が相当に増えたこと。さらには、中城村としてそこに投資した金額として、我々をはるかに超えるような財政投資をしておりますので、そうしますと、私たちもなかなかそこに反論するそれがございません。ただ、我々が言うというのも、むしろ向こうからの申出があれば我々は応じるかもしれませんが、ただ、今のところ我々から5対5にしてくださいというのはなかなか難しいものがあるのではないかと考えます。それは両村の感情的な問題もあると思いますので、そこは慎重に対応したほうがいいかなと思います。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

9対1で今まで投資した分は売上げから、中城村9対1の財貨を配当されているわけですよ。何も向こうが勝手に9対1でそれに対する投資をした。その投資分は今まで還元されているわけですので、これからのスタートラインについてこういう話もしてくださいというお願いをしているわけでありまして。向こうから来たら、来るわけじゃないですよ。中城村から5対5にしましょうかねという、こんな甘い話はないですから。こっちから提案していく堂々と。もともとは中

城村ですからね。あの100年前の初代村長は仲順の方ですよ。2代目の村長は萩堂の方ですよ。ですからそういう関わりがありますから、もうこの中部広域移行の中でこれもぜひテーブルにのせて交渉していただければというふうに思う。これからですので、まだ高齢化社会の中で財貨をどう稼ぐかというのは。中城公園が非常に期待度が高いですから、それはぜひテーブルにのせていただきたいと思います。改めて村長に伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、中城城跡の公有化計画のほうで、属地主義でそれぞれの購入する土地があったわけですね。これもそれぞれ属地の部分で両村が応分の負担をしたという経緯がございます。そしてこれから城壁の修復事業、基本的に北中城村は今何もしていないわけで、そこに予算を投入していないわけです。ところが中城村についてはもうずっと、いつからか分かりませんが、相当な期間をその城壁、もしかするとこれは何十年もこれからその修復作業がかかるかもしれません。それをどうするかということになった場合に、我々も同等の負担をするのか。収入は同等の、我々のほうが有利かもしれません。支出のほうでどうなのかと。中城村としては、これまでの自分たちが通した分の応分の収入を頂きたいはずなんです。そうしますと、我々がどうそこに5対5にしてくれてといったら、余りにも私としては虫がよすぎるような話ではないかなと考えます。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これはテーブルにのせないとうとうしようもない、解決しようがないですよ。ですから、これをのせる。まず、何年後には5対5にしましょ

うか。あるいは6対4にしましょうかという。テーブルにのせて議題として上げる。これは大事ですよ。すぐ来年からの話じゃないですよ。それはやり方がありますよ、10年後はこうしましょうね20年後はこうしましょうねという決まりごとに持っていかなといかんですよ。今は広域化ですから。単独でやると言っても知れていますよ。できるだけ、座喜味城とか勝連城、グスクを持っている関係市町村、一緒にやったほうがいいですよ本来。ですから、何も来年からどうのこうのじゃなくて、27年以降じゃなくて、それに向けてそのテーブルにのせる。10年後はこうしましょうという提案をすべきだと思います。答弁はよろしいです。次へ行きます。

市街化調整区域について再質問いたします。今、我が村は市街化調整区域約80%、残り20%に我々の生活、地域が確保されているわけですね。これをどうして改善していくか。要するに、40年後の高齢化率をどう解消していくかという部分に直結していきますので、これも今のうちにですね、全部開発しなさいというわけじゃありませんのでさっきも言ったように、秩序を持って守るところは守ると言われているわけですから。あと20%から40%市街化区域に確保できる。この地域をどこに持っていきかなんですよ、今度は。熱田地域を東に持ってくるか。あるいは荻道・大城辺りをもうちょっと拡張するとかですね。一番厳しいのは瑞慶覧ですよ。基地に囲まれてしまってどうしようもない。もう40%です、あの地域は。これをどうしていくかというのも大きな課題です。そうしたら自治会同士が併合という形になるかもわかりませんが、単独で運営できなくなる可能性が出てくる。このためにも、どうしても中部広域に移って今の20%を40%ぐらいに持っていきかという努力は必要だろうと思いますので、これもぜひ今回の中部広域の中で検討課題にさせていただきたい。もう時間が迫っておりますので、まずいろんな

規制が出てくるんですね、この立地的適正計画策定業務の中で。規制というのがいっぱいあるんです。用途地域、これ私が調べた範囲で12種類ぐらいありますね。2階以上は駄目ですよとか、ここは商業地域ですから住宅はできませんよとか。用途地域の指定が12、特定用途地域制限区域というのが5項目ぐらいあるようです。それから風致地区、那覇は4点色の指定をしているようです。合計21。21の土地利用計画、規制が出てくるんです。ですから来年は大変な時期になると思いますよ。これをどうするか、どこに配分するかというのが出てきます。

それでは時間が来ましたので最後に提案をしたいというふうに思います。この村は永遠なんです。北中城村は永久なんです。そのためにどうするか。北中地域社会、これの発展は無限なんです。これどうですか、これは行政の役割は大きいですね。中部広域に移ったらこれの中に新たな視点で、心豊かに前進していきたいなというふうに思います。

それから中部広域計画移行ですよ、この立地適正化計画査定業務が完了したら早速住民説明会の開催をして意見をお聞きする。あるいは手直しの必要も出てくる可能性もありますので、開催も必要だろうというふうに思います。

それから南城市都市計画のマスタープランの地域別構想がありますので、やっぱり直近の問題として南城市都市計画も向こうまで行って内容をお聞きするとか、あるいは講師として専門、立ち会った方に来ていただいてそのお話を聞くのも大事だろうというふうに思っております。それから中部広域に移る。27年度に移るという努力をしていきますけれども、大事なのは、向こうの現行の中部広域区域、これは沖縄市、うるま市、北谷町、嘉手納町、読谷村、2市2町1村で構成しております。向こうに気持ちよく、中城村・北中城村いらっしやいという関係性が必要だろうと思いますね。ですから2村で一生

懸命やるわけじゃなくて、この2市2町1村の、
現行の中部広域の支援も受ける必要があるとい
うふうに思いますので、ぜひこの2市2町1村
の担当者と、やっぱり情報の交換も必要だろう
と。それで支援をお願いしますという関係も必
要だろうというふうに思っています。これは提
案したいと思いますので、ぜひ参考にしてい
だきたいように思います。

時間が来ましたので、これで質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

通告に従いまして、一般質問を3点行います。

1つ目に財政健全化について。

村長は、日頃より議会の場で、予算に関連する議論で財政健全化とおっしゃいます。今、開催されています地域懇談会でも財政健全化による主要施策の説明がありました。村長の財政健全化についての考えと、今後の取組をお聞かせください。

2つ目に自治会について。

自治会は、地域コミュニティにおいて、中心的な役割を担っています。しかし、近年、ライフスタイルの多様化や少子高齢化などにより、加入率の低下、担い手不足等により自治会の停滞、廃止が全国で増えているようです。持続可能な社会を築いて行くためにも自治会の存続は欠かせません。そこで、次のことを伺います。

①行政から見た自治会はどのような存在なのか。

②現在の村内自治会の加入率及び10年前との比較。

③自治会との情報共有の取組は。

④ライカム自治会設立は通信アプリや公式アカウント作成などの活用で、デジタル自治会を目指したらどうか。

⑤地域懇談会で協働のまちづくりへのテーマやアプローチが必要ではないか。

3つ目に夏休み海外短期留学について。

今年、4年ぶりに実施された夏休み海外短期留学。将来、北中城村を代表し、グローバル社会で活躍する人材として大いに期待をいたします。しかし、少し残念なのが留学生に北中城中学校と村内の多くの生徒が在学する北中城高校や普天間高校などの生徒がいません。募集から留学までのスケジュール、募集条件、応募人数、選考方法を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

名幸利積議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の財政健全化についてでございます。

財政健全化については、地方債などの将来において財政を圧迫する可能性のある度合いをいかに少なくしながら、行政サービスを図っていく必要があります。日頃から収収や特定財源の歳入増、業務量の見直しなどの経費削減などの歳出削減を図っていかなければなりません。また土地開発公社の用地買上げや物価高騰による負担金、人件費の増などがあり、常に財政の健全化を考えていかなければならないと考えております。

それから2番目の自治会についてですけれども、①自治会は、地域住民により自主的に組織・運営され、村とは別の任意団体です。村は自治会の活動を支援し、自治会は村の事業や行政事務に協力をするなど、村と自治会は、住みよいまちづくりのためのパートナー関係にあると考えます。

②自治会の加入率です。令和4年度末、喜舎場64.3、仲順40.2、熱田61.1、和仁屋47.0、渡口41.8、島袋36.2、屋宜原39.7、瑞慶覧40.3、石平44.9、安谷屋46.9、荻道50.0、大城62.1、団地100、美崎33.7。それぞれの自治会により状況は変わりますが、10年前と比較して北中城団地を除く全ての自治会で加入率は低下しています。

③の自治会との情報共有の取組についてですけれども、毎月5日、15日、25日の3回、自治会長会を開催し情報共有に努めています。

④ライカム自治会の設立についてですけれども、自治会は、地域にお住まいの人たちが、豊かで住みよいまちづくりを目指して、地域における様々な問題解決に取り組む任意の団体ですので、運営方法等は、それぞれの自治会の特色があって当然ですし、議員提案のデジタル自治会も一つの手法だと思います。

⑤の地域懇談会での協働のまちづくりのアプローチについてですけれども、今回の地域懇談会は、本村の最近の取組、自治会からの要請、自由意見の次第で行っております。住民が意見を言いやすいように最初に村から共通テーマを決めてお話させていただいていますので、「協働のまちづくり」としてのテーマとしても有りだと思います。また、自治会からの要請の中に協働のまちづくりを挙げていただいても意見交換できるものと考えます。今後、何かの機会に住民と意見交換できる機会があればと思っております。

3番目の夏休みの海外短期留学については、教育委員会のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

名幸議員の3点目、夏休みの海外短期留学についてお答えいたします。

令和5年度の海外短期留学は5名の募集に對

しまして、23名の中高生の応募がございました。募集の条件については、本村に住所を有し、学校教育法で定める中学校及び高等学校に在籍するものとしております。応募期間は令和5年4月3日から令和5年4月21日約3週間行い、4月29日に作文、筆記、英語面接試験を行い、5月13日に日本語面接を行っております。その結果を受け、中学生2名、高校生3名を選出しております。選出後はオリエンテーション、留学前学習を実施し、令和5年7月13日から8月2日の21日間の短期留学を実施しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、再質問をさせていただきます。

1つ目の財政健全化についてです。答弁にもあるように、まず土地開発公社の土地の取得についてお伺いします。昨日も伊集議員の質問にもありましたので、若干重複する部分はあるかもしれませんが御了承いただきたいと思っております。

サウスプラザ地区については分かりました。理解をいたしました。ライカム地区、すみません、ライカム地区と申し上げておきたいと思っております。ライカム地区の土地の買上げについて。昨日の答弁ではそこに重点を置くという方針です。公共施設整備基金を活用して令和7年12月までに買上げ予定だということでありまして。村長は、このライカム地区の土地の買上げ、そして解決を今の財政健全化の、そして財政運営の一番の目的、目標にされているということなんですか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういうわけではございません。本村の財政指標的には、ずっと改善の方向に向かっており

ます。ただ、経常収支比率等を含めると大変硬直化している状況ではあるものですから、必ずしもそこに第一というわけではございませんけれども、ただ、これは喫緊にというよりも早目に買い上げたほうがよろしいかなと思います。そして将来の財政負担に大変な負担感がありますので、ここの負担感を解消したいというのが、まあ第一の1つに入ります。その1つと捉えて結構だと思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

なぜ、そういうような質問をしたかという、今の答弁にもそういうようなお気持ちが表れているかと思います。実は、村広報紙の11月号、ここに令和4年度の決算状況の報告が載っていて、健全化判断比率の5つの指標がありまして、上から数えて4つ目までは良好、良好と来るんですが、最後の将来負担比率に関しては、やや良好となっているんですね。そして、その下の説明書きにこの土地開発公社の部分に関して説明がありまして、約9億円の返済金が必要だと。そして基金に積み立てないといけないと、必要があるということをお知らせしている。相当なお気持ちがあるのかなと思って質問しているんですけども、やはり重点はここに置いているということで、重複する質問になりますけれども、村の広報紙も兼ねてもう一度お考えをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

重点策の一つとして捉えたいと思います。ただ、先ほども申し上げましたように計上の経費等はかなり収支が高いものがございまして、そこも将来的には行財政改革等を伴うものが出てきますので、その一つとして、我々は行政改革も一つの策、もう一つは、今の土地開発

公社の債務補償を早めに解消するというのもまた一つの策でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。この件は課題であるというようなことは私も理解をしております。

それでは、昨日も答弁もらいましたけれども、この公共施設整備基金を活用してライカム側の土地の取得を行うということなんですが、今の基金の残金が3億円ということで、これを当面このライカム側の土地の取得に全面活用したいという御説明でした。そこでお伺いしますけれども、そうであれば来年以降しばらくはですね、当面は公共施設の建設、そしてハード事業は行わないという方針なのか。そしてもう一つは、このライカム土地の、今残金が約5億円ですけれども、その5億円まで積み立てた暁には、土地を買い上げて解決を図るという方針なんですが、この基金には、このライカムの土地の取得の5億円のみをこれから先基金を積み立てるお考えなのか。あるいは5億円以上の積立てをして、5億円を活用して土地の買戻しに使ったとしても残金は1億2億残す方針でこれから積立てをされるのか。どういうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的にはこの土地開発公社を解消するために特化した基金ではございませんので、この公共施設整備基金というのは用地取得のそれにも行きますし、それから別の公共施設の整備としての充当も考えております。

○議長（比嘉義彦）

今後のハード事業は取りやめていくのかという質問がありますが、それについてはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員の御質問にお答えします。

これからのハード事業はですね、やっぱり必要なものは随時やらないといけないと思います。その場合に土地開発公社で買った土地については特定財源がないものですから、今積み立てして買い戻しをする。ただ、道路とかああいうハード需要は特定財源をいかに持ってきて事業を遂行するというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

私がこれを質問しているのは、土地の取得に力点を置いているということはもう重々承知をしております。ですから、そのことで結局公共施設整備基金ですから、今いっぱい公共施設の老朽化とかいろんなものがあるんですけども、併用して積立てをしていくのかという話です。今の課長の答弁は、例えば国庫支出金とか、ほかの補助金は活用するにしても、今100%の補助金で公共施設を建てるということは、はっきり言うと不可能だと思います。2割3割は持ち出しが出ますので、それも念頭に入れた積立金を来年以降やっていくのかということが知りたいわけです。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、もう上物が整備されていますので企画振興課長は特定財源ができないと。ただ、おっしゃった質問については、この公共施設整備基金というのは、必ずしも土地開発公社を解消するためのものだけではございません。その他の充用も当然あります。そして私たちが今ハード事業をやらざるを得ない、やらざるを得ないというよりも、やるのがまた我々の財政の健全化

につながるものもございます。といいますのは、経常収支比率というのは一般財源、経常的に収入できる一般財源が分母、そしてそれを充当するところが、充当額が分子になりますので、その比率が経常収支比率になります。といいますのは、これはどういうことを意味しますかという、臨時的経費、投資的経費、いわゆるハード事業とかそういったのは投資的経費ですよ。そういったものについては勘案されていないわけですよ。ですからそういったものがあると、逆に経常収支率を改善するという意味もありますので、私としてはハード事業も当然これに充当できる基金だと位置づけておりますので、そのようにいたします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

補足させてください。

今、名幸議員がおっしゃっているのはこの基金の中で、土地開発公社じゃなくて今後も積み立てていくかという今質問だと思いますので、当然土地開発公社以外にもどんどん積み立てていく予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

村長、ですから財政健全化に非常にこだわっていらっしゃると思うので私これ質問しているんですけども、非常にまた数字的なものをこだわっていらっしゃるのかなと。今言った、いわゆる財政の何ていうんですかね、テクニックでもって、今の収支比率だとか将来負担比率を落としていくことを一つの目標、目的にしているのかなという、私印象を持っているものから財政に聞いているんです。同じような質問になりますけれども、そういう面もありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そういう面もございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。では、そういうことであればですね、今回、今年の3月にも予算、財政について質問させていただきました。今回質問したのは、次年度予算の予算編成が今始まっているんですが、これから本格的になると思います。そうしますと、今の村長の方針からすると、かなり緊縮財政というんですか、そこに取り組まないといけないのかなという印象を持っているんです。ですから、例えば国も財政健全化に取り組んでいます。ただ、今の政府自民党の財政健全化のやり方というのは、法人税の減税とか、そして公共投資をすることで景気を刺激して、経済を活性化させて収入を得ることでプラスに持って行って、健全化に持っていかうという方策なんですね。ただし、十数年前の民主党政権は逆になるべく借金をしないで、社会保障費や公共工事の経費を賄おうという方策だったものですから。2番じゃ駄目ですかという発言につながるわけです。ですから、ただ地方市町村でこの大きな収入を得る、法人税がどうのこうのというのはあり得ないので、実質的には緊縮財政というか、次年度以降もこの公共施設整備基金も、私はこの5億円を積み立てるだけだったなら納得ではないけど、そうなのかなと思っていたんですが、それ以上に積み立てていくということは、その金額を今度削減していかないといけない。経費を削減していかないといけないという方策になると考えるんですけれども。次年度はそういうような、やっぱり緊縮、歳出を削減していく方針にやっぱりなるんですよね。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的には臨時的経費、いわゆる投資的経費等については、必要なものを全て予算計上すると。おっしゃっているような地域経済がある意味では公共事業に依存している体質がございまずので、それは我々としても当然理解いたします。ですから、それを阻害しないように、我々はそのハード事業に市町村は気をつけないといけないと思っておりますので、私もそれは肝に銘じております。ですから一定のハード事業というのは常に確保する必要があると思っておりますので、そのような予算編成をしていきたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

それではですね、歳出削減はやっぱり取り組んでいくという理解の下で質問をさせていただきますけれども、その経費を削減していくというのはですね、やはり業務の見直しとか、そういうことに取り組まないと経費の削減にはつながらないのかなと思っております。それをするというのは大きな勇気と決断が必要だと思っております。そして、そうすることに対しての説明責任が問われると思うんです。経費を削減して事業を見直していく、縮小していく。昨日も質問でありましたけれども、事業が縮小されるとそれに恩恵を受けたと思われる方々が、そしてこれを期待している方々が不満を持つんですよね。それに対してちゃんとした説明をしなきゃいけない。昨日の答弁で、大変申し訳ないんですけれども、ちょっとそれを説得するにちょっと足りない、私は答弁だったと思うんですよ。この答弁を追及するつもりはないんですけれども、今後、次年度以降そういうことの予算編成になっていくときには、そのような説明責任が問われるので、その辺の覚悟と決意を持って取り組まれるというお考えなのかお尋ねしたいことと、そして事

業を縮小したりする場合ですね、何を基準にそういうことを、この事業は今回はやめておこう。これは継続しよう。あるいはこの新規は入れようという何か基準めいたことがないと説明責任につながらないと私思うんですね。その辺の事業の優先順位を決めることには、何をもちてそういうような取組をされるのか、お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず削減という話じゃなくてですね、どういった感じでつけていくというお話をさせていただきたいと思います。今、各課には当初予算の予算編成方針を出して説明を行ったところです。今、各課入力していますけれども、その中で3か年の実施計画というのがあってですね、毎年見直し見直しがあるんですよ。その計画にまずは載せてください。必要なものはこの計画に載せて、この分についてはできるだけつけていきましょう。ここに載っていないことを中心にまずつけてもらって、そのあとに、ここにはないものについてはどうしようかということでヒアリングで聞いていくという形になると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。じゃあもう一つ、そういうような予算編成に対して、これまでは2年間、取り組んできた行政診断とか人事評価とかあるじゃないですか。そういうこともその予算編成には組み入れて編成に当たられるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

行政診断の中で業務の棚卸し作業というのが

ありまして、必要なもの、この業務についてはあまり必要じゃないというのを棚卸しするんです。全部の表があつてこれを総務課のほうで吸い上げて、財政のほうにということになっていきますので、当然行政診断も含めての予算編成となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。いずれにせよ厳しい、いつもそうなんですけれども、財政のやりくりが執行部の皆さんは頭を悩ますところであると思います。今、国はまたその途中で異次元の少子化対策とか経済対策とかがどんどん入ってきて、結局その対応にも追われて、事業の後手に回っていくということも十分起きているのではないのかなと思いますので。大変だとは思いますが、頑張ってください。次の質問へ移ります。

自治会についてであります。

残念ながら村内自治会の加入率も低下をしているようです。私の幼い頃、若い頃は恐らく90%前後の加入率ではなかったのかなと思いますけれども、村長、この自治会の加入率の今の現状を聞いてみて、どういう御感想をお持ちでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

自治会に加入しようという横断幕をよく見受けられたものですから、これは北中城村ではなくて他の市町村で見られたものですから、恐らく北中城村についても同じような傾向があるだろうと想像はしておりました。ただ、私もここについて、自治会の元気が私は村の元気だと思っておりますので、これはまた、自治会を担当する総務課、企画あるいはまた生涯学習課等々を含めて振興計画等をつくって、これで

いろんな活動ができるんじゃないかと期待を込めてそういう計画をつくりました。これから自治会の活性化等については、また自治会と一緒に考えて、施策をまた一緒に考えていきたいなと思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

仮に、その自治会はもっともっと停滞をしていて、あるいは解散とか、その辺機能不全みたいなことが起きたときに、村にはどんな不利益とか支障が出ますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特にですね、自治会がなくなる、もしくは自治会の加入率が低下することで不利益というか、お住まいの方に影響するのが、住民同士の助け合いである共助の意識が希薄になるというのが一番心配されるのかなと、今考えてございます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず心配されるのは、伝統文化の消滅とかそういうのが気になります。そして、行政との連絡、自治会長がやっているいろんな連絡事項等について、全然それが伝達されないというようなデメリットが出てくると思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

もう少し物理的なものを聞いたつもりだった。例えば自治会にいろんなものを委託して、広報紙を配ったり、何か農業委員かどうか分かりませんが何かを推薦してもらったり、そういうことができなくなって、そうすると村が自らやらないといけないので、経費もかかるし人もかかってくるという状況が生まれませんかというこ

とを聞いているんですけれども。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まさに名幸議員がおっしゃるとおり、そういった負担が、行政に対しての負担ではありますが、そういったことは発生する可能性が高いと思います。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。自治会長会との情報共有の場についてお尋ねします。

私も何度か参加をしたことがありますけれども、確かに情報共有の場にはなっていると思います。総務課が主管ですが、総務課が司会進行役をしてほかの課が連絡事項があれば、一列並びにしてこれを連絡をしているということなんですけれども、実際あると思うんですが、自治会側から村に対して要望、要請があったときに、それに対する対応とか返答というのはちゃんとなされているのか、お伺いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

月3回の自治会長会の中では名幸議員がおっしゃったとおり、普段はそういった形で運営されています。それぞれ共通する問題があればその自治会長会の中でお話を伺うことも可能ですし、個別の事案に関しましては、総務課のほうで直接お話を伺い、できるだけ対応できるものは対応するようにしてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

少しだけ耳にするのは、だからその辺の要望、要請で総務課が受け付けて、各課にこれを知ら

せるということなんですけれども、それに対する返答がないとかそういうこともあるということを目にしているんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ごめんなさい。一つ追加というか補足をさせていただきます。今私が答弁したのは自治会長から、熱田の自治区の問題であったりというのが直接来たときのお話の答弁です。要望、要請は一旦は企画振興課のほうで受け付けまして関係課のほうにお配りしています。これは自治会長だけに限ったことではなくて、その要望、要請に対して回答がないということは、できるだけ回答するようにできるだけというか、割り振られた課に関しては回答するようにしています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

それは何かちょっと自治会側も手続とか、そういうことの上手くいかないところもあるかもしれないので、分かりました。

次にライカムのデジタル自治会についてであります。

昨日、比嘉 悟議員の質問がありましたけれども、この件は議会に対しても要望、要請の声が出ているんですね。結構厳しい声も届いてまして、だからそれで何かを議会として示さないといけないんじゃないのかなと、私なりに調べてみましたら、そういうデジタルを活用した自治会づくりが今進んでいるということがありまして、ちょっと紹介させていただきます。私はライカムという自治区は多種多様な人たちが住んでいて、既存のほかの自治会とは全く違う環境の下の方々がお住まいなので、私はほかの自治会のような大きな自治会を目指す必要はな

いんじゃないかなと思っているんですよ。新しい町であれば新しい町なりの自治会づくりができないのかなという思いでちょっと調査してみたところ、こういうことがあるということでやっています。紹介しますけれども、例えば具体的には、ツールの設定では、LINEとグループアプリを組み合わせ使用して、そうするとパソコンを持っていなくても、今は高齢者とかでスマホを持っている方々がいらっしゃいますので十分可能だということと、あとGoogleは無料でいろんなサービスを提供しているそうです。そして活用方法としたら、例えば、ここに賛同してくれる自治会づくりに、今一生懸命になられている方々もいるようですね。10名ぐらいであれば10名ぐらいをピックアップして、仮の自治会長を設定して、そしてグループ分けをして、班長さんを決めて、そしてメンバーにこの媒体を活用して連絡通信をやるということをや、試験的な運用をやってみるわけです。その先に、そうすれば必要なことと必要ではないこと、できることできないことが確認してできるんじゃないのかなと、その方々が。それに慣れた頃に、実は私たちはこういうことをやっています。皆さんも参加しませんかという広報をライカム自治会全員にするわけです。ビラ配りやそういう媒体を使ってやるなりですね。これをやる人を事前に募集するという事は、実はやめたほうがいいと思うんです。これは既成事実を作ることでは人は興味を持つと思う。じゃあ私も参加してみようかなということになると思うので、まずは試運転的にそういう人たちを集めて、これを実施してみる。そういうことを提案したいんですけれども、検討していただけないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

昨日の悟議員の村長答弁でもありましたとおり、村長も、もちろん私たちもそうなんです、ライカム自治会にはできるだけ協力していくとか、立ち上げを共にやっていきたいという答弁もありましたとおり、今御提案のあったそういう提案もしっかりと検討、勉強していければと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

お願いします。ちなみに、事例としては北海道の室蘭市、それから愛知県の名古屋市の守山区というところ、ほかにもあるようなんですけども、とりあえずこの2つの町は行っているようですので調査してみてください。アナログの頭で一生懸命デジタルのことを勉強してきましたので、お願いします。

次に海外短期留学について再質問をします。

この短期留学は、たしか1市3村で派遣事業をやっていますけれども、今回北中城村は5人。中学生2人、高校生3名ということなんですけれども、この構成市町村の派遣の人数。中学生と高校生の割合がお分かりであれば教えてください。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

名幸議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の海外短期留学ですね、実行委員会をつくっていた自治体とも行っております。今回令和5年度に参加したのが、南城市、中城村、北中城村、東村、伊平屋村、大宜味村となっております。ごめんなさい。中学生、高校生

の割合を今分けていないのですが、南城市が20名の参加、中城村が9名の参加、北中城村が5名の参加、東村が5名の参加、伊平屋村2名、大宜味村1名の参加となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

それでは、派遣決定するその人数が、派遣する中学生、高校生の割合というのは、この参加自治体の実行委員会で決められるんですか。それとも市町村単独の判断で決められるのかお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

どの市町村も高校生、中学生の枠というような形での比率は決められておりません。それで試験の結果によって毎年差が出てくるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

それでは試験内容というのは、中学生も高校生も同一レベルの試験内容ということになるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

中学生と高校生については、試験の内容は異なるもので、その異なる内容ですけれども、その点数で決めているということになっております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ちょっと分からないんですけども、試験内容は異なるけれども、結局は成績順で、面接も含めて選ばれるとなれば、どう考えても必然的に高校生が採用される率が高くなるのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

中学生は中学生レベルの試験、高校生は高校生のレベルの試験をしておりますので、その中の得点の高い順位で決めているというふうに、ほかの市町村ですね、うちも同じようになっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

もう少し教えてください。それでは、じゃあ今回北中城村が中学生は2名、高校生は3名というのは、中学生にもその成績が優秀な子が例えば5名、6名いたとして、高校生もそれだけいたとして、なぜ高校生が3名、中学生が2名となるんですか。試験は別々でやるのに、何をもちって中学生と高校生の派遣割合を決めているんですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

派遣割合というわけではございません。また、試験も筆記の試験と面接の試験もありまして、あと日本語の面接もあります。それぞれ配点があつて、全部筆記試験のもので優劣をつけているというわけではございませんので、結果的に今回中学生2名、高校生3名というふうになったということでございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

非常に理解しにくいですね。まあいいです。もう少しこれは明確化できないものですか。何が言いたいかというですね、冒頭にも言いましたけれども、本村の唯一の公立中学校である北中城中学校の子がいないということに寂しさを覚えるんですね。当然、村内に在住する私立の高校、あるいは公立でも進学校と言われる学校に通っている子は、もしかしたら公立学校の子供たちより一生懸命努力されて、そういうような派遣をつかんだと思うんです。しかし、常日頃から、やはり教育委員会をはじめ、村は公立の小学校なり中学校を支援してきているので、余りにもちょっと寂しいなと思って。今回の質問をしているんですね。

それで、もう時間もあれですので、どうですか、そういうもう少し明確化、中学生何人、高校生何人というその明確化。試験は別々なのに、最終的には結局優劣をつけて成績順だということが非常に理解できないんですけどもね。いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

すみません、ちょっと説明が不足だったのかもしれないですね。試験には筆記試験、あと英語の面接、日本語の面接もあります。そのトータルで優劣をつけるものですから、例えば試験が低かったとしてもその面接で点数が高ければ、それで逆転が起こりうるということもあります。それで優劣がついておりますので、総合的に結果、このような令和5年は中学生2人、高校生3人というふうになっております。

○議長（比嘉義彦）

課長、その試験の在り方が明確にできるような、今後を聞いているんですが、それはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

教育長。

○教育長（徳村永盛）

まず、試験については先ほど課長からありましたように、作文、筆記、英語面接、日本語面接、この試験内容についてはレベルは中学校と高校は分けて実施しています。今、名幸議員がおっしゃっているのは、5名の中で2人と3人という、中学生と高校生の割合を明確にしたほうがよろしいのではないかという御提案なのかなと思っています。次年度は8名の参加で予算を組んでおります。ですから基本的には中学生4人、高校生4人、そして中学生の上位の者から、そして高校生の上位の者からというふうな形で、採点基準は先ほど課長が言ったとおりで、その選定をするときにはそういう形で考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

次年度は教育長がおっしゃるように、中学生もそういうような枠を設けてやりたいということなのでよろしいです。ぜひ取り組んでください。

私が今回質問したのは、だからそういったように、ぜひ北中城中学校の子も頑張ってもらいたいという思いで質問しているんですよ。繰り返しますが、何も私立の高校、進学校に行っている子供たちを差別する意味でも全く何でもありません。

ちなみに、中城村は先ほど紹介ありましたけれども、今回9名派遣しているんですけれども、

中学生が6名なんですね。恐らく同じような条件で採用していると思うんですけども、この中学生6名のうち3名が中城中学校の生徒だったということで、村長以下教育委員会もとても喜んだという話を聞いているんですね。素晴らしいなと思って、頑張ったなとも思うんですね。ですからそういうような特別にひいきをしるということではなくて、本校唯一の公立の中学校である北中城中学校の生徒に夢と希望とチャンスを与えられるそういう制度にしてほしいなと思いますけれども、もう一度教育長、村長にも答弁求めたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

今選考基準の問題もありますけれども、どういうふうにして割り振りするか。今おっしゃったような北中城中学校から出てこないというのは大変な、我々としてもある意味では損失かもしれませぬ。北中城中学校、土着のうちの中学生ですから、中学生が村に貢献する、村との付き合いも深いものがある。そういったことを勘案できるような採点基準をまたつくれるんじゃないかと思っておりますので、これについてまた平等性とかそういったものが問われるかもしれませぬけれども、今そのような、できるような基準づくりもできると思っておりますので、それをまた教育委員会と一緒に検討したいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

今、村長からありましたように、まず差別をしない、そういう基準で考えるとまた私たちが教育委員会として直接中学校に関してもですね、事業づくり、英語教育の充実についてまずは先生方の授業の在り方を指導することも大事なかなと思っています。そうやって進めていって、

ぜひ中城中学校のように本村の中学校からぜひ
選考されるような力をつけていきたいというふ
うに考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

すみません、質問を飛ばしてしまいまして、
ちょっと確認させてください。

応募する生徒は23名でしたか、その中にです
ね、こだわるんですけれども、北中城中学校は
何名いましたか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

令和5年度の応募者数23名のうち、北中城中
学校の応募者が7名おりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

7名ということですからけれども、これは自費も
ありますよね、たしか30万円ね。やっぱり予算
で応募したいけど負担が大きいということで応
募をためらう、控えるという状況がこの北中城
中学校の子供たちにもいるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

アンケート等を取ったことがございませんの
で、中身は知りませんが、もしかすると
いたかもしれません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

これもまあ、こんなことは考えたくもないん
ですけれども、この辺の私立とかそこに行く子
とそうじゃない、本村の学校には何かそういう
経済格差も少し垣間見えるなという感じがある
んですけれども、今後財政面の支援は必要だと
思いますけれども、その辺はどうお考えでしょ
うか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

現在のところ、個人負担が30万円とあります
けれども、これはまた別の補助金等の兼ね合い
もありますので、そのあたりをしっかりと精査し
ながら考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ぜひよろしくお願ひします。繰り返しますけ
れども、本当に本村は私立も公立もない、そう
いう子供たちがこの事業を活用して、経験して
世界に羽ばたいていくことを大いに期待をして
おります。ですからなおかつ、本校唯一の公立
校である北中城中学校も負けずに頑張ってい
ただきたい。それを指導するのが教育委員会の指
導だし、現場だろうと思えますので、鋭意努力
することを御期待申し上げて質問を終わります。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前11時53分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

こんにちは。午後の一番バッターです。

通告に従いまして一般質問させていただき
ます。

1. 子ども・子育てについて。

(1) 第3期北中城村子ども・子育て支援事業計画について。

①アンケート調査を含む第3期北中城村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についての現況を伺う。

②アンケート調査の内容についてと、再度隠れ待機児童の取り扱いについて伺う。

(2) こども誰でも通園制度（仮称）について。

①専業主婦家庭でも保育施設に通える「誰でも通園」、今年度開始に前倒しとの政府方針の報道がありました。承知しているか。今後の村の計画（考え）について伺う。

②誰でも通園制度の予算等、入所（園）対象児等、対象となる保育施設等の制度詳細について伺う。

(3) 幼保連携、幼小中連携について。

①幼保連携、幼小中連携の現状について、どのようなになっているか伺う。今後の計画（考え）について伺う。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、山田議員の御質問にお答えいたします。まず1番目の子ども・子育てについて。

(1) 第3期北中城村子ども・子育て支援事業計画についてでございます。①が計画の進捗状況と現況を伺うということで、①第3期村子ども・子育て支援事業計画の状況につきましては、ニーズ調査等を踏まえ令和6年度に策定してまいります。現在は、国のこども大綱や基本指針等の内容・動向を踏まえつつ、調査する内容を検討し、来月の調査実施を想定しております。

②のアンケート調査の内容及び再度隠れ待機児童の扱いについてということで、②ニーズ調査につきましては、就学前児童保護者調査と小学生保護者調査を実施する予定でございます。調査内容につきましては、就学前の教育・保育に対するニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの把握、その他子育て支援に資する内容となっております。

御質問にあります認可保育所等の利用申込をされていない、いわゆる潜在的ニーズにつきましては、就学前児童保護者調査で把握できるものと考えております。

(2) こども誰でも通園制度（仮称）についてでございます。

①②はまとめて回答をしたいと思います。

こども誰でも通園制度（仮称）につきましては、ゼロ歳6か月から2歳までの未就学児に対し、保護者の就労の有無に関わらず、月内の利用上限時間内での保育所等の利用ができる制度として、国では令和6年度の本格実施を見据えております。

御質問の同事業の今年度前倒し実施につきましては、試行的事業が実施されておりますが、前倒して本格実施するとの情報は把握しておりません。

また、事業の詳細に対する御質問につきましても、現時点では国から詳細が示されておりませんのでお答えはできません。

以上でございます。

申し訳ございません。(3)の幼保連携、幼小中連携についてお答えいたします。

①の幼保連携、幼小中連携の現状についてどのようなになっているか伺うということです。

「幼保連携」について本村では、今年度、幼児教育理解推進に係る研究を中城村と合同で推進してきました。

この研究を機に、第1回保幼こ小等連絡協議会（施設長会議）を福祉課と連携して開催いた

しました。

この協議会には、村内の2つの小学校の校長、各保育所園、認定子ども園等の施設長が参加し、幼児教育の理解推進と就学手続に関する内容についての研修を行うことができ、それぞれの施設の縦と横のつながりを深めることができました。

今後この連絡協議会の充実を図るとともに、各施設の職員同士が一堂に会して、合同で研修する機会を設定し、横のつながりを強め、幼児教育に携わる教諭や保育士の資質向上を目指す計画を立案中です。

また、幼小中連携につきましては、本村の学力向上推進協議会で幼小中の連携を図るため6つの部会を設け、その部会に村立の幼稚園、小学校、中学校の全職員を割り当て、各部会ごとに研修会を設けて連携を図っております。

また、毎年村立の小中学校から1校を指定し、授業公開及び研究会を開催し、年間を通した連携のさらなる強化を図っております。

今後年間を通して各部会の研修内容の充実を図り、毎年1校を会場校にしての授業公開及び研究会の充実を図って、先生方の情報連携を深め、先生方一人一人の資質向上に向けた取組を推進する方向で計画を策定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。答弁いただきました。

それでは順序を変えて質問させていただきます。

先に（3）です。幼保連携、幼小中連携のほうから先に質問させていただきます。

答弁をいただきましてどうもありがとうございました。いろいろと現場の教師の先生方は大変御苦勞されているかなと。とりわけ昨今の働

き方改革、それから恐らく指導要領の改正等々、それから昨今報道がございましたコロナも落ち着きまして、その後、学校に行けない子供たち等々、そういった面ではいろんな問題を抱えているかなと。確かに御苦勞あるかと思えますけれども、北中城村は仮にもお分かりだと思いますけれども、教育立村北中城村でありますので、現場の先生方はいろいろと御苦勞されているかと思えますけれども、現場の先生方に合った環境といいますかね、それとまた子供たちにとりましても、子供たちの個々の個性を生かせるような現場をぜひとも今後一層尽力いただければと思います。では、次の質問に移らせていただきます。

ちょっと説明いただきましたけれども、先ほどから繰り返していますけれども、本村は教育立村ということになってはいますが、とりわけ諸先輩方、教育関係者といいますか、歴代の教育長もいらっしゃいます。そういった方たちとの、今後のことも含めて情報共有といいますか、もし何かされて、それでまた今後予定されていたらお聞かせいただければ。よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今、教育立村で情報共有ということでしたが、村の総合計画第3章の1で、学校教育の充実の中で、今後多様化する教育・保育ニーズを踏まえ、幼児に対する質の高いきめ細やかな教育や小学校教育に向けた学びの連続性の確保など、教育活動の充実を図る必要があると明記されておまして、それに基づいて私ども教育委員会は、これまで継承されてきた幼児、児童生徒の確かな学力を身につける教育に努め、村内のあらゆる幼児教育施設との縦と横の連携を強化して時代のニーズに対応した教育活動の

充実に努めているところをごさいますて、情報共有、歴代の教育関係者等々も、これもこれまでの総合計画にもそれぞれずっと明示されて、積み上げられてきておりますので、その歴代の教育関係者が総合計画策定に携わる中で、その内容を引き継ぐ形で、情報共有を引き継ぐ形で現在に至っております。

今後計画ということでございますが、先ほど少し申し上げましたが、山田議員からもありました教育課程の要領、学習指導要領改訂とかという話がありましたが、それに基づいて今後も幼児教育の理解・発展推進に係る取組を現在計画しておりますので、次年度からも継続して、そういう取組に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。ぜひともですね、申すまでもないんですけれども、歴代の教育長をはじめ関係者が尽力されていますので、今後ともその継承をぜひ求めます。

関連の質問になりますけれども、とりわけ心配なのは保護者の皆さんですね。私ども議員の仲間にもその関係に携わっている方がいらっしゃいますので、これは今後も含めて、現在もそうなんですけれども、こういった教育関係者といいますか、その保護者の方たちとの情報共有になりますか、お互い意見交換といいますか、そういった面でのお考えとか、また今後の取組等がありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

我々教育委員会が直接保護者との連携ということではなくて、各学校で保護者との相談等、

声を拾い上げていただいておりますので、それを吸い上げて今後の教育活動ですね、その推進に取り組んでいけたらというふうに考えております。

計画としてもやはり学校訪問、それから学校長との校長会、教頭会等々でそういう情報を毎回吸い上げておりますので、それも活用しながら今後計画をどうしていくかというところで、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ぜひともですね、いろいろとコロナ禍でありますので、落ち着いたというわけじゃないんですけれども、割とハードルは高いかと思えますけれども、繰り返すようなんですけれども、教育立村ということで、歴代の組長をはじめ教育関係者の方が尽力されていますので、ぜひともその継承をお願いしたいと思います。

そこでちょっとこれ、最後になりますか。村長にちょっと質問させていただきたいなと思いますけれども、これちょっと突飛な質問で大変申し訳ございません。村の広報に、これ10月号ですけれども、こういった内容の紙面、ちょっとお見せしたほうがいいのかな。茨城県水戸市の松丸先生へ感謝状を送ると。教育の絆47年という報道がございました。この件について、承知おきしているかどうか、私もちょっと聞き及んでいる部分しかなくてですね、大変恐縮なんですけれども、人的にも物的にでも大分いろいろと功績を残していただいた先生であるようございまして、それからあとはもちろん子供たちのこともそうなんですけれども、村長の知っている範疇でよろしいですので、こういった報道がございましたので、もしございましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

松丸先生の情報については私も人づてに聞いて承知をしております。ただ、その感謝状贈呈のほうに私は参加をしておりますし、また、お会いしたこともございません。ただ、松丸先生がこれまで幼稚園教育等について、大変北中城幼稚園がお世話になったという話は聞いております。私からの松村先生に係る情報というのはそれぐらいでございます、これから松丸先生については、またいろんな方から幼稚園の経験者等からお話を聞いてみたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっと同じ内容の件が広報にも載っているようですが、これ私も知っている中でですね、昭和の時代の話になるみたいですが、茨城県の水戸にお住まいだった松丸玲子先生がですね。本島との教育の絆ということで47年。昭和52年の10月ですかね、当時文科省の指導者ということで沖縄のほうに派遣されて、全県に先んじて北中城村の幼稚園のいわゆる2年保育と申しますかね、その関係にちょっと御尽力いただきましてですね、当初は2年保育、3年保育という計画もされていたお考えだったようなのですが、ちょっとなかなか難しかったみたいで、その後、御本人が御郷里のふるさとですかね、水戸のほうに帰省されても本村の幼稚園教諭の先生方ですね、長年多年にわたって茨城県水戸にございます、茨城大学附属幼稚園のほうに研修生として迎え入れて、いわゆる教育実習をされて、10名ぐらいの先生がいらっしやっただけかな。そんな感じで勉強、実習を受け入れてくれたということを知っております。その後も、今御高齢になっておりますけれども、子供たちのためにということで、いわゆるこちらではなか

なか見られないどんぐり等々をですね、提供いただいて季節に合った教材と申しますか、そういったことをやられておられて、現在も御高齢でありますけれども、これは聞き及んでいることなんですけれども、北中城村の幼稚園の教育立村と申しますか、今後も含めてちょっと御心配されているということを知っております。

なぜ、こんなことを言うかといひますとですね、ちょっと私教育立村にこだわっているんですけれども、昨今の報道で、残念ながら認定こども園への移行という、各自治体でもそういう動きがございまして、もちろんこれは松丸先生だけじゃないと思っておりますけれども、私がお聞きする中では教育関係者の皆さんも御心労というか、というのは幼小中連携、それと子供たち、こういった社会でありますので、子供たちのたすきリレーというんですかね。そういったところで今後の教育立村北中城村に対する危機感と申しますか、黄信号なのか赤信号なのかちょっと私も分かりませんが、そういった声が私の支持者と申しますか、そういった方たちからもお話がございまして、ぜひともこの辺は村長にお聞きするのはちょっと心苦しいんですが、教育立村、村長の1期目の成果じゃないんですけれども、今後の2期目に向けての、教育現場も大変かと思っております。子供たちの応援のためにも教育立村のリーダーとして村長の、ちょっと突飛な質問で申し訳ございませんが、今後の思いとお考え等と今後の計画も含めて御答弁いただきましたら、ちょっと長くなりましたけれども、教育立村北中城村のためにも尽力いただきたいリーダーでありますので、ぜひともお答えいただければありがたいなと思っております。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

認定こども園の設立については、村部局と教育委員会部局との話合いでそのように今なっ

いるわけでごさいますして、そして認定こども園のメリットといたしまして、今、全国の待機児童が激減しているという報道がございますですね。その中で認定こども園が相当な役割を果たしているというところも記事としてありましたので、これから現行については幼保連携で認定こども園としてまた進めてまいりたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

時代の趨勢といいますか、あるところもちょっと否定できない部分もあるかなと思っておりますけれども、ぜひともこだわりますようにですけども、教育立村であるということと同時に、歴代の首長をはじめ教育関係者がこの礎を築いていただいた証でもありますので、その辺は御配慮いただいて、御検討いただければ幸いかなと思っております。次の質問に移らせていただきます。

次の1番目の質問です。

子ども・子育て支援事業計画ということで、御答弁、御回答いただきました。いろいろちょっと無理もある部分もあるかなと思っておりますけれども、ちょっと答弁の中にですね、もしこれお答えできる部分でいただければありがたいなと思っておりますけれども、国のこども大綱や基本指針等の内容、動向との答弁がございました。もし、現状でこの辺の詳細等の情報でも、お答えを持ち合わせていましたら、いただければありがたいなと思っております。

それとあと一つ、これ私のあれですかね、私アンケート調査とやってしまったんですけども、ニーズ調査が正しいのかなと思って、御答弁いただいた中でですね。もし、今後計画がされていますニーズ調査、その内容等々をいただきましたらありがたいなと思っておりますけれども、併せて御答弁いただければと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

村長の答弁にもございました国のこども大綱でございますけれども、現在審議中ということで、12月の閣議決定を目指すというふうに我々は承知しています。中間報告という形でおおよその内容が出てきていますけれども、特に今回の大きな変革というか考え方といたしまして、子供や若者の視点に立って、その子供、若者の声を聞くような仕組みを作ってくださいというふうな内容であったり、あと心身の成長プロセスに沿った切れ目のない対応をとることである。あとは待ちの支援から、要は御本人たちから訴えてくるようなそういう待ちの姿勢ではなくて、プッシュ型の支援を心がけるような内容が大きな流れの変更かなというふうに考えております。

あと基本指針につきましては、第3期の子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの算出の仕方、アンケート調査にどういふふうに取り扱ってくださいというふうなものが、令和5年の9月下旬に初版という形で出てきております。それに基づいて我々はそのアンケート調査、ニーズ調査を実施するものでございますけれども、まだ国のほうが改訂版が出るというような話もありますので、その辺を踏まえつつ我々としてはぎりぎり来月実施を目指して、できるだけ早くしたいというふうには考えているんですけども、その内容をできるだけこの改訂版も盛り込んだ形で、我々としてはニーズ調査のほうはやっていきなと思っております。内容に関しましては、まずは保育ニーズ、教育ニーズ、それから放課後児童クラブに対するそういった数がどれぐらいいらっしゃるのか。そういったものをまず把握するというものが一番大きな流れでございますけれども、あとは子育て支援に対する保護者が求めているニーズがどういった

ものであるのか。今回、御質問にあります、こども誰でも通園制度、そういった新しい制度も始まってきますので、それに対する利用ニーズあたりも、このあたりからどうにか見込みを算出できるかなというふうな思案はしているところでございます。

ニーズ調査の具体的な内容につきましては、現時点でまだ検討している段階でございますので、提供は差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは次の質問に移らせていただきます。

これ再度同じ質問の繰り返しになるか分かりませんが、今後のニーズ調査の動向いかんかなと思っておりますけれども、これもお答えいただきまして、潜在的ニーズについては就業前保護者調査で把握していると、そういうお答えいただいたんですけれども、ちょっと気になっているのは今後の第3期村の支援事業計画の中に隠れ待機児童といいますか、私そういった形で言わせてもらっていますけれども、どのような形で反映されるのか。今お答えできる部分で結構ですから、いただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、従来からの待機児童数という形に関しては、その数に関しましては、あくまで認可保育所、あるいは認定こども園等の申込みをされたにもかかわらず入れなかった方々の数を集計したものでございますので、議員の御指摘の潜在的ニーズという数につきましては申込み自体をされていないけれども、実は空きがあれば利用したいんだというふうなニーズの把握だろうというふうな考えております。それにつきまし

ては今回の就学前児童保護者調査、これは約1,300件、全ての就学前のお子さんに対して調査を行うものでございますので、その中には当然保育所を現在利用していない、これまで希望されなかった方の声もそこで拾っていくというふうなことが可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうしてもその辺ですね、もちろん待機児童も結構なんですけれども、なかなか目に見えないところで入所したいんですけれども、手を挙げきれないそういった事情もございまして、その辺もぜひともカウントといいますか、検討いただければありがたいなと思います。次の質問に移ります。

これは村の事業計画の中に、私が拝見しましたところ、村の子ども・子育て会議設置要綱というのがあるようなんですけれども、設置要綱のその意義といいますか、趣旨についてお聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

子ども・子育て会議、北中城村でも村の子ども・子育て会議という形で設置しております。主な所掌事務といたしましては、子ども・子育て支援法に基づく、掲げる事務を処理するために必要な事項に関して意見を求めて調査審議する場というふうに記載しております。具体的な法律条項に関しましては、子ども・子育て支援法の第77条の第1項の各号に掲げる内容を審議するというふうな内容になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっとこだわらうで大変申し訳ないんですけども、私も設置要綱を拝見しましたら、気になる点が1点見つかりまして、というのはこの関連での質問になりますけれども、設置要綱の委員の現状といいますか、基本的なお考えといいますか、いわゆる委員の方、何名か配置されているみたいなんですけれども、委員の基本的なお考えをお示しいただければありがたいなと思いますけれども。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

村の子ども・子育て会議の委員の構成につきましては、その設置要綱において、まず子供の保護者、それから子ども・子育て支援事業に関し学識経験のある者、続きまして子ども・子育て支援事業に関する事業に従事する者、それから行政関係者とその他村長が必要と認める者というふうな項目で分かれておりますので、各号に対応した委員が現在配置されております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

今課長のほうから答弁をいただきました。私もちょっとこれ気になっていてですね、第3条第1項第1号は、ちょっと繰り返しになりますけれども、どういった方が対象となっておりますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

議員御指摘の第3条第1項第1号にございます子供の保護者という枠に関しましては、現在、保護者代表という形で公募された方がお1人、それから関連いたしまして村の子ども育成連絡協議会の会長のほうに参加いただいているとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっと、この辺、趣旨と兼ね合いがございましてね、私もうん、と思って再度質問させてもらいますけれども、1条の条文のいい意味といいますか、というのは1号に持ってきているものですから、ちょっとここに私こだわっているんですけども、申すまでもないんですけども、当初はその保護者の方がいらっしやらなかったと。これは執行部の課長のほうもお分かりかと思っておりますけれども、1年ぐらい前ですかね、提案でなぜ保護者の方が入っていないかと。そういった意味で1名、今課長のほうから説明がございました、1名委員として名前をいただくことになりました。ただ、やはり1号に持ってきている意味というのは私大きいんじゃないかなと思いますので、この辺今後のお考えも含めて検討の余地があるかどうか。ぜひとも、1号にその条文を持ってきた意味と、あと今後の計画等々も含めてお考え等がありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

これまでの第1期、第2期計画においての、子ども・子育て会議の委員につきましては、この保護者の代表という部分につきましては、その子ども育成会連絡協議会の会長がというふうに我々は捉えておりましたけれども、以前にも議会のほうで御質問いただきましたとおり、それでは我々としても保護者の意見としては弱いだらうというところで、今回公募という形でお1人参加していただく形となっております。

また、この子ども・子育て会議につきまして

は15名以内という形で枠が限られてございますので、その辺のいかにその保護者の声を聞くかという部分については、我々としても今後も引き続き検討、勉強していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

今課長に述べていただきましたので、その辺をお話ししようかなと思っていたんですけども、私からあえて申すまでもないんですけども、子ども・子育て支援事業計画、その趣旨というのを拝見しましたら、私が言ってしまうといいのかどうか分かりませんが、子供の最善の利益を追求するため、様々な施策を講じることが理念とするということをその趣旨の中にうたわれていますので、ちょっと違うでしょうと思ひまして、それと申すまでもないんですけども、やはり昨今の政府の指針方針といひますか、目指すものはやっぱり子どもまんなか社会ということを方針として打ち出してくれていますので、ぜひともこの辺、再度御検討いただいてというのは、子ども・子育ての皆さんのお声が届いているのかなと反映されているのかなと。そういったところがちょっと危惧されている部分がありますので、この辺村長も含めて再認識というわけじゃないんですけども、村長もぜひともこの辺こだわっていただいて、執行部のほうと皆さんと一緒に、子育て応援も含めて、ぜひとも再考していただければなと思ひますけれども、村長のほうから答弁いただけますか。今、課長から答弁いただきましたけれども、課長がいいですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回の第3期の子ども・子育て支援事業計画の保護者の声という意味では、先ほどございましたニーズ調査という形で、その保護者の方にはいろいろ意見を徴する方法もございますし、また今回、国のこども大綱という形で、これから子供たち、若者の意見を政策に反映していくべきだというふうな国の方針も出てきますので、それに対して我々としては具体的にその子供たちの意見をどう吸い上げていくかという方法については、これから具体的な内容については考えていくところではございますけれども、そういった形で様々な意見を我々といたしましては、徴して、村の子育て政策の方向性をしっかりと審議していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

そうですね。もう申すまでもないと思ひます。皆さんのほうでもそこは重々お考えになっているかと思ひますので、ぜひともそこは支援事業計画の中の趣旨にもございますので、そこをお考えいただいて、将来の子供たちのために御検討いただければありがたいと思ひます。では、次の質問に移ります。

次、2番目のこども誰でも通園制度ということで仮称ですね。これはいつでしたか、私が知る中では10月25日でしたか、たまたまネットで本土の新聞を拝見することができまして、答弁いただいていますけれども、私的にはもう既に政府のほうで肝煎りじゃないんですけども、そういった面ではスタートしているのかなと思ひていたんですけども、お答えいただく中ではまだ皆さんのほうには周知していないということ、把握していないということをお聞きになっているんですけども、御回答いただける部分で結構ですので、御回答いただいた中で月内

の利用上限の時間内での保育所等の利用ができる制度ということであるんですけども、この辺、情報お持ちになっている部分で結構ですので、もしお分かりになりましたらこの辺の文言をお聞かせいただければと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

こども誰でも通園制度についてでございますけれども、村長の答弁でもありましたとおり、ゼロ歳6か月から2歳までの未就学児童に対して、保護者の就労の有無にかかわらず、月の利用上限内での保育所の利用ができるというふうには、村長のほうから答弁させていただいたところなんです。国の動向を見ておりますと、例えばゼロ歳から2歳までの定員の空きがある施設に対して、そういった利用ニーズがあるお子さんを受け入れるというふうな方向で大枠審議されているものというふうに認識しております。

一方、村の現状といたしましては、今ゼロ歳、1歳、2歳の待機児童が発生している状況でございますので、受け入れる認可保育所、認定こども園等が不足しているというような状況がございますので、そこはとても大きな課題だろうというふうに考えております。そのあたりじゃあ受入れ先としてどこまで国が認めるのか。認可園、あるいは小規模保育所、認定こども園、あるいは認可外も含めた対象としていいものかどうかという部分についても、まだ国から詳細を示されておりませんので、我々としていたしましてはまだ次年度以降の取組というものが正直進められない状況でございます。

同じように、今まで一時預かりというふうな形で、保護者の方が緊急的に、例えば冠婚葬祭とかでお子さんを預けなきゃいけないというふうな状況とか、そういった場合には一時預かりというふうな預かり制度がございますけれども、

それについてはそのまま制度としては残るというふうな方向で審議されているものと認識しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。随分御丁寧にいただきました。私もちょっと認識不足の点がありましたので、そういった面では大変勉強になりました。同じ御回答の中に試行的事業が実施されるという文言があるものですから、これもお分かりになっているところで御回答いただければ。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村長答弁の中で試行的事業が実施されているという回答がございましたけれども、国のほうでも試行的事業という形で全国から募集して、市町村で、いわゆるモデル事業という形で、実施しているというふうに認識しております。そのモデル事業が県内で実施されているというふうな状況は私どもも把握しておりませんので、詳細どのような形で進められているかという情報については、我々としては承知していませんのでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

次の質問に移ります。

この関係で、私も二、三、役所ですね、実際に問合せしましたら、私が特別気になっていたのは、月内の利用上限の時間内で保育所等、「等」ということでどの程度の対象施設ということですかね。ちょっとお聞きしたら、説明いた

だいた中では、課長のほうからも説明ございました、村のゼロ歳、1歳、2歳の受け皿づくりのためにも、同時にまた待機児童解消、保育士確保のためにも裾野を広げるといいますか、そういう面では取っ払いの意味で、認可外施設も含めて幅広く考えているよというお答えを二、三の自治体からいただきましたので、これは今後の検討課題かなと思いますけれども、こういう情報も今説明させてもらいましたけれども、今後の村のお考え、再度繰り返しになるか分かりませんが、そこら辺も含めて再度御検討いただければと思いますけれども、お答えいただけましたらよろしく願います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

先ほどの答弁でもお伝えしましたけれども、こども誰でも通園制度の対象施設として認可外保育施設を活用していいかというふうな、内容についてはまだ国のほうから詳細が示されていないというふうに我々認識しております、先ほど課題として現在待機児童が発生している状況もございますので、認可園等での村のすぐの受入れが今できない状況がございます。そういった意味で、もし認可外が活用できるということであれば当然我々としても、その通園制度の対象施設として活用できるかというのに関しましては検討していく形になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

最後の質問になりますけれども、ぜひともですね、これちょっと新しい審査で、私もたまたま偶然にネットで調べましたら、こういった面白い制度が、面白い制度と言ったらちょっと語弊がありますが、やはり一番保護者とい

いますか、子育て世代の方たちからの御心配といますか、苦情が絶えないのはやっぱりゼロ歳、1歳、2歳の受け皿がなかなかないと。それで課長のほうから説明がございました一時預かりも含めて、どうにか受け皿を考えてくれと、考えられないかということでやっぱりこういった要望、願望が一番多いんですよね。それからしたら、今、仮称とはなっていますけれども、新しい発見じゃないんですけれども、新たに新制度かなと。国もそれこそ本気になってこういった制度に取り組んで、子育て本意といえますか、働き方改革もあるかなと思いますので、この辺どうしてもやっぱり、繰り返しになりますけれども無園児の救済、いわゆる入所を諦めている御父兄の方たちもいらっしゃいますし、そういった方の救済にもつながりますし、繰り返しになりますけれども、ゼロ歳、1歳、2歳の育児されている方たちの救いの手にもなるかなと思いますので、あとは予算的な兼ね合いもあると思います。ぜひとも保護者の皆さんの応援の、私は一番の特効薬になるんじゃないかなと、ちょっと気にとめているところでありますので、ぜひとも認可外も含めて、村長のほうから、村長拝見しましたら2期目ののろしをようやく上げていただきましたので、今後のことも含めて今までの精査もさせていただいて、期待も込めて、村長からぜひとも答弁をいただきたいなと思いますけれども、最後になりましたけれども、希望で結構ですのでよろしく願います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず新制度でありますので、これについては周知徹底を図るということが大前提となります。そして子供を安心、安全で産み育てる環境の整備の一助となるものでございますので、非常にこれはもう待機児童を抱えた保護者の皆さんには大変有益なものかなと思いますので、もし

新制度として発足するのであれば、私たちも広報等で周知を徹底して、図っていききたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございました。終わります。以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

通告に従い一般質問を個別に3点行います。

まず1点目は、台風6号の影響です。

台風6号は御承知のとおり不規則で、そして長時間沖縄近辺に居座っていました。そのことにより我が村にも大きな影響をもたらした。これまで見たことがない車の横転や土砂崩れ、そして農家の畑のビニールハウスや農産物の被害等があり、非常に厳しい台風の影響がありました。

さて、今回もその台風6号の爪痕ということで取り上げました。

2点目は、村体育館の件ですが、これまで何度もこの問題について質問を行いました。御承知のとおり村民体育館建設については、前村政時代、たしか4回目に計画された体育館でもあります。前途厳しい村民体育館と言われておりました。約11億円で完成を見ました。当時一部の村民から言われたのは欠陥体育館であるとのことでありました。同時に財政の負担にも大きな影響をもたらすものとも言われていました。行政のモットーは少ない経費で大きな効果をもたらすと言われていました。

3点目の島袋の県道上に架かる高架橋、この点も何度か取り上げました。正直にこの計画は既に断念したと考えていました。しかし、まだ断念したわけではなかったということでもあります。前村政時代にその近くの横断歩道で目視をしていました。ほとんど横断歩道を利用する人がいませんでした。アリーナや村民体育館方面に誘導する計画とのことで、まだ計画中であるということでもあります。その時点で本当にその計画は大丈夫かと思った。費用対効果を考えても厳しいものではないかと考えております。

では、具体的に質問に入ります。

1. 台風6号の爪痕の影響。

12月議会においては事項別で3点質問を行います。

まず1点目は、台風6号による影響で喜舎場の北側の山の付近で土砂崩れがあるのを承知か。仲順との境目で、それも住宅の近くということもあり大変危険とも思われる。

1. その場所は村の管轄かそれとも県の管轄か。

2. いずれにしても早めの対応が必要と思うが。

3. 北側の山の付近は長期的対策と考えるが県との交渉が必要と考える。

4. もう1点はあやかりの杜から喜舎場の集落に入る村道1号線の山側から流れる水が気になる。そこ間違えば大きな土砂崩れのおそれがある。晴れた日も少しずつ水が流れているのでやはり気になります。

2. 村民体育館について。

前村政時代に建てられた村民体育館について伺う。

1. 以前にも質問を行ったが床はその後直したかどうか。

2. 直した床は元の形になったかどうか。

3. どれくらいの費用がかかったか。

4. 村民から苦情はないか。

5. 利用者はその後増えたか。

6. 村民か、村外の利用者か。

7. 念のために村民体育館は建設費はどれくらいか、土地も含めて。

8. 私の村議としての目標や目的に検証が含まれているので正直納得のいくまで質問を行っていくつもりであります。

9. 村民体育館の建設費はその後の財政に影響があったと考えるがどうか。

3点目島袋の県道上に架かる高架橋。

1. 島袋地域の県道を越える高架橋（イオン側から徳洲会病院）の計画は断念したと思うが、しかし経費はかかったと思うが、どれくらいかかったか。

2. 計画をしたが実現できなかった。しかし経費はかかった。その責任はどうか。

3. 財政にも響いたのではないか。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉議員より3つの質問がございます。2番目の村民体育館については、教育委員会のほうで御説明申し上げます。

まず1番目の台風6号の爪痕の影響ということで御質問あります。

1番から3番までについてはまとめて回答したいと思います。御質問の箇所は、仲順集落からナスの御嶽に上がる階段西側のことと理解します。当該区域は以前から土砂災害警戒区域に指定されており、県において早期に対策を講じる旨聞いております。

4番目のあやかりの杜から喜舎場に抜ける、集落に入る村道1号線の件ですけれども、当該箇所については、過去に県において地滑り対策工事がなされており、一定の安全性は確保されているものと理解しております。なお、当該箇所に限らず傾斜部においては、地滑りとは別に

大雨に伴い地表部の土砂崩落が生じる可能性を有するため、大雨警報が発令されているなど、危険が想定される場合には傾斜部には近寄らないよう自主的回避が望まれます。

そして3番目の島袋の県道上に架かる高架橋についてでございます。

1番と2番については関連をいたしますので、まとめて回答をいたします。県道85号線のイオンライカムと中部徳洲会病院間の連絡歩道橋について、過去の村議会一般質問において財政事情及び緊急性、優先度等の状況からかなり厳しい旨答弁しておりますが、計画を断念とした事実はありません。当該連絡歩道橋は、防災拠点整備として医療・物資・避難施設を連結する役割を有しており、現在、計画見直し中の多目的交流施設と併せて検討してまいります。

なお、これまでに支出した経費として2,116万8,000円、平成27年検討業務として1,148万400円、平成28年予備設計として968万7,600円となっております。

そして3番目の財政にも響いたのではないかとということですが、事業展開するために必要な支出であったと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

2点目の村民体育館についてお答えいたします。

1点目の御質問の床についてでございますが、令和4年10月に行った床シートの張替え工事であれば、村民体育館の施工者である佐藤工業株式会社が工事を行い修繕は終了しております。

2点目の修繕後の状態でございますが、元の状態となっております。

3点目の費用につきましては、修繕箇所が建物の本体に係る部分であり、施行者側の負担で実施され、村の費用負担はありません。

4点目の苦情についてでございますが、修繕後、スポーツ協会事業も滞りなく行えており、管理人にも聞き取りを行っておりますが、苦情はございません。

5点目の利用者につきましては、床の影響で利用者の増減があったかどうかは定かではございませんが、令和4年度の利用者数が2万9,135人で、月平均利用者数が2,428人、令和5年度の11月までの利用者数が2万6,081人で、月平均利用者数が3,260人となっております。令和4年度の月平均利用者数と比較しますと、令和5年度は月平均832人の増加となっております。

6点目の利用者の村内外の割合につきましては、令和4年度の総利用者数は2万9,135人で、内訳といたしまして、村民利用者2万1,216人、村外利用者7,919人で、村民の利用割合が73%、令和5年度の11月までの利用者数が2万6,081人で、内訳といたしまして、村民利用者2万797人、村外利用者5,284人で、村民の利用割合が80%となっております。

7点目の建設費につきましては、村民体育館用地約5億2,300万円、村民体育館の建物について8億9,800万円となっております。

9点目の財政への影響についてでございますが、村民体育館は村民からの要請等により建設されたものと考えております。公共施設は、後年度の維持管理費がかかるのは当然でございますが、財政に影響があることは必至であると考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

1点目の台風6号の爪痕の影響と思われる喜舎場の北側の土砂崩れの場所は承知でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

先ほど村長から答弁ありましたとおり、ナスの御嶽に上がる階段西側、何て言いますか、米軍住宅外のちょっと喜舎場集落側の斜面だと認識しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今議長、村長、そして担当課長に写真をお渡ししましたけれども、この写真でよろしいですよ。場所は。じゃあもう一度。

なぜそのことを聞いたかと申しますと、以前、道路を挟んで住宅の北側にも土砂崩れがあり、私はその場所と勘違いしまして、自治会との話合い中で、そこなのかなと思っていたら、そこはちゃんと丁寧に直されていて、場所が違うと思って探したところ、この場所が見つかったわけです。それで質問をしました。

実はその場所は、以前にも大規模な土砂崩れがあったので、県が対策を打ったようですが、なぜまた土砂崩れが発生したのか。知っている範囲で、もし答弁できればお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

詳細には把握できておりませんが、前回対策した場所と多少横のほうに位置づけられているところなのかなと思います。前回対策した場所とは少しずれた箇所だと認識しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ある意味、同じところではないと。少し斜め、あるいは少し距離があるということよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これが村が作成しているハザードマップになりますけれども、以前対策されたのはホテルの下の辺りですね、ホテルから西側。今回の場合はホテルの東側の場所になっていると理解しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。前回の土砂崩れ、地すべりかな。今回と規模的にはどうでしょうか。分かるのであれば教えてください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

前回、その被害程度というのは把握できておりませんが、対策の範囲からすると、今回のほうが規模的には小さいエリアなのかなというふうに思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今回は、台風あるいは大雨でそういった災害がもたらされたようですが、今後も、県が対策を打つようですけれども、今後も起こり得る地域なのか、先ほど課長からもありましたけれども、その辺りは注意しなくちゃいけない場所とも言っていましたけれども、そういった考えはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今時点で前回対策された場所も含めて、土砂災害警戒区域の指定が外れておりませんので、広い意味では注意してみるべき箇所なのかなと

いうふうに理解します。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その辺りはですね、多少、個人的に素人が見ても若干危険性のある地域かなと思ってはいますが、例えばあの村道の北側と南側は分かれていますけれども、北側の後ろも屋宜原側という傾斜、そこにも過去土砂崩れがあったとは私は見っていますが、そういった意味からすると、その地域は非常に今、油断はしないと思うんですけども、常々警戒する必要があるのではないかなと思いますが、それはいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この付近一帯が広く地滑りの潜在的なものを持っているというふうに思われますので、そういった点では注意して見ていくところだというふうな認識です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そのあたりも御承知のとおり、県管轄ではないかと思えますけれども、村としての協力はこういった面が協力できますか。一緒に合同で検査、確認するとか、仕事をするとか、そういった意味ではどうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

実際何らかの現象が発生した場合はですね、私ども村のほうでも確認して、それを踏まえてまた県のほうに要請をしているという状況でございます。

それとあと、実際対策をするに当たっては地権者の同意があるとかも必要になってきますの

で、そういったところで我々も協力していく所存でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう一度確認しますが、今回、この地滑りが起こったところは、いわゆる住宅のすぐ近くですよ。住宅の方からも何か問合せ等がありましたか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

台風後に住宅前の斜面で崩れが生じているということで、住宅の方から役場のほうにお越しになられてそういうお話を聞いております。その本人の方もかなり熱心に自分で調査をされたり写真を撮ってきたりということで、我々もかなり情報を得やすかったという状況でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

確かに喜舎場の自治会にもその方が来られて、丁寧に説明されて、非常に温かい目というか、そういう意味で見てくれたということで、私たちも安心はしましたけれども、役所にも来られたようでほっとしております。

あともう1点、別の場所で気になるところは、前回もあやかりの杜からEMホテルのアスファルト道路の割れ目の件で質問しましたが、その横というかあやかりの杜から今度は喜舎場の集落に入る途中の道路、そこ山側のほうに今でも、あるいは天気がよくても山側から水が流れる。あるいは滴り落ちる。そういったことがあるので、少し危険を感じてはいますけれども、それはどうですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

その湧水があるということで地滑りを心配されているということなんですけれども、湧水自体はどこでも発生し得るものだと思います。そういったところでは湧水だけをもって危険だというのは少しちょっと大げさな印象がございませぬ。ただし、その湧水が、急に水の量が溢れるような吹き出すような量になるとか、濁った水が出てくるという場合には地滑りの心配も出てくるのかなと思いますので、そういった事象によって判断が異なってくるのかなというふうに思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

実は、私が幼少の頃ですね、その山のほうでは遊んだほうです。その地域もある程度知っているつもりです。どちらかという、岩盤と岩が非常にあるところで、土だけできた山というか森ではない。そういう意味からすると、課長がおっしゃるようにね。すぐどうのこうの問題はないと思いますが、ただ村民からすると何でこう水が流れているのか、天気もいいのにということ心配される方がいらっしゃる、私も今回こういったことで質問するので、一応聞いておいてくださいよということでお話をしました。今喜舎場の下の集落はこれについて若干神経質になっている嫌いがあります。そのあたりに対しての御説明等何かありませんか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この付近の地滑り、その後のEMホテルの駐車場側でもおとしぐらいにちょっとクラックが見えたので、県の担当者も呼んで一緒に現場のほうも確認させていただいています。しかしながら県としても、1度対策は一通り、このエ

リアの対策はしているということで、その安全性は、一定の安全性は確保されているという理解をされておまして、新たに何かまた違う症状が出てきたときにはその都度確認をしていくというふうに考えております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。もう1点の質問に行きたいと思ひます。

2点目については、村民体育館のことです。

床の張り替えが終わったようですが、それは全面ですか、それとも一部だけでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

比嘉義弘議員の御質問にお答へします。

床の一部でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私も村民からクレームがあったときにはちゃんとチェックに行きましたけれども、広すぎて逆にその床が、どこがおかしいのかということを確認するのに非常に時間がかかりましたけれども、元に戻ったようですからひとつこの辺りもよろしくお願ひいたします。

しかし、ちょっとそこで気になるのが、村民体育館はできて間もないのに、何で一番に床がおかしくなったかということの原因は分かっていますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答へいたします。

村民体育館が平成30年度から供用開始して、その床の不具合が出たということで、修繕を行ったのが令和4年になっております。実は令和3年にちょっと日付は定かではないんですけども、大雨が続いたことがあった後にこの現象が出ているというふうに聞いております。そして床修繕をした佐藤工業のほうから説明を受けたところ、コンクリート打設したときに、コンクリートの打設の部分の継ぎ目というところがありますけれども、そこにどうやら湿気が集中してそこを支えていた梁というんですか、鉄筋の梁があるんですけども、それが膨張してコンクリートを押し上げたのではないかとこのところで原因があるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

費用負担は全面的に佐藤工業が負担されたようですが、そこで気になったのは、当初体育館を管理して、今指定管理ですか、管理したところの業者の方が非常に厳しい方だったのか。例えば駐車場に車を止めるときにもそこから注意されて、村民だけでも止められないとか、あるいは上のイオンの駐車場に持っていけとかそういったことがありましたので、この傾向はまだ続いているのかなと思って、実は今質問しましたけれども、もしかすると、この負担問題でまたトラブっているのかなと思って質問をしましたが、そういったことありませんか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

村民体育館については指定管理ではなくて、管理委託というふうにしております。ちょっと私のほうに情報は届いておりませんが、駐車場の問題でその村民体育館の管理をしているものが村民の利用者に対して何か意見をした

というのはちょっと聞いていないので。

すみません、以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

この修繕後は、村民の利用者から床の違和感がないか、そういった面でのクレームはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

先ほどもお答えしたように、修繕後はスポーツ協議会の競技も全て滞りなく終了しております、そこについても苦情はございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。今、別の場所ですけども、駐車場の管理はうまくいっていますか。また利便性はどうですか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

村民体育館の横に旧アリーナの用地として取得している3,000平米の土地がありますけれども、そこをですね、以前はちょっと使えなかったわけですけども、換地によって村有地になったものですから臨時的に駐車場として簡易アスファルトを敷いていて、もう苦情は受けたことはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

実はこれは当初もイベントがあつたりしてクレームが直接私に訴えがあつたことも、車が止

められない。村民なのになぜ止められないかということがあつたので今日は質問しましたけれども、今ほっとしています。

今、駐車場は何台ぐらい止められますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

設計では78台ということになっています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

次に体育館の建設費は約10億円ですが、適正価格、あるいは行政は少ない経費で最大の効果をもたらすと言われていいますから、この14億円という我々からすると非常に高いような感じがしますけれども、そのあたりはどう感じていますか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

適正価格だったと思っております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

これは以前、問題になったんですが、あるところの自治体の体育館は約2億円から3億円できた。それはじゃあ何でつくったんですかと、どういうふうにつくったんですかって言ったら、一括交付金を利用したということで、なぜ我が村は14億円もかかったのかということで疑問を持たれた前議員がおりまして、私も改めてこの価格は非常に高いような、あるいは財政にも影響をもたらすような数字じゃないかなと思っておりますけれども、今適正価格とおっしゃいましたけれども、もう一度お答えください。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

一括交付金を使った体育館がどこか承知をしておりませんが、規模とか、あるいは恐らくその2億円でできたというところは持ち出し分じゃないかなというようなことだと思います。なので恐らく全体の建設費用を考えると、同じ時期にできたのであれば、恐らくあまり変わらないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

その自治体は一括交付金を活用してということで、それで以前の議員は、じゃあ我が村はその一括交付金を利用したのですかと聞いたら、答弁はたしか私も記憶していますけれども、電話でやり取りをしたけれども、できないということで一括交付金を利用できなかったということで、前村政時代です。そういうやり取りがあったので、そういう意味では今のその価格については、もう少し勉強ができなかったのかなとは思っています。

それで、今この10億何かしの、例えば建設費が8億円ですか、それから土地が5億2,000万円、もしあえて愚痴をこぼせば、いわゆる土地は別な場所、要するに教育施設とか学校とかそういう場所の近くに持っていければ、あるいはまたその体育館の建設費もまたそこに持っていけば安くなったんじゃないかなと、今考えていますけれども、そのもめた原因、そのときは1回でこれは議決されてないんですよ。3回議決して却下されて、4回目にたしか決まったんです。そういった意味からすると、やはり我々議員、そのとき議員だったので、いわくつきの体育館だったのかなと思っております。

その中でもう一つ気になるのは、私は高校で

もPTA活動をやっている、その学校が県内でも強いバスケットチームを持っていて、村の古い村民体育館を自由に使わせてもらって非常に強い学校にもなっていて、その監督からも私も直接お礼を言われましたけれども、以前に学校に行って体育館は今利用しないんですかと聞いたときに、利用しませんと。理由はと。その床に問題があるということも、多分担当課長は聞いていると思いますけれども、床の問題については何か考えることはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

私もその当時担当していたわけではございませんので、決定の過程等は把握しておりませんが、この床についてはその設計と言いますか、スポーツにおける反発係数等ですね、それについては法的にもクリアしているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

これについては、直接村民から私自身もクレームをもらいました。バスケットの、レベルの高い選手の皆さん方でした。そしてバレーのチームもありまして、やっぱりそこもここは利用できないと。理由は床の問題と。素人からすればセメントの上にすぐ板を乗つけたというふうな、単純な考え方ですけども、そういった感じの床ではなかったかと思いますが、それでクレームがついたと思います。今後、その床を見直すことはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

議員おっしゃるように、ハイレベルなスポーツの選手の場合には違和感があるというふうなのは聞いたことがありますけれども、実は今村民体育館の利用者の中で、結構多くの保育所、あるいは幼稚園等の子供たちの利用が多いです。あとモダンバレエをやっているお子さんたちが多くいらっしゃいます。これは外国の方も含めていらっしゃいますけれども、かなりこの方たちについては評判がいい。というのもその床がクッションの役割をしていて、子供たちが転んでも危険がないというところで評判がありますので、このあたりも考えて、多方面に考えていきたいと思えます。ただ、おそらく床を全面張り替えということになると、多額の財政も伴いますので、かなり検討しないといけないと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

少し安心はしましたけれども、財政がいつか許せる時代が来れば、そのあたりの修繕もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。次の質問に行きたいと思えます。

3点目、島袋の県道がありますけれども、ライカムから海に向かっての県道があります。その中で徳洲会、イオンが両サイドにありますけれども、歩道橋について、実は私は大反対したい議員の1人でもありましたんですが、なぜ反対したかについてはここは県道の上なので、村道の上だったら村の経費で全面的に活用する手はあると思っております。あくまでも県道なので、実はそれは県に負担してもらったほうがいいんじゃないですかということで反対をしましたけれども、そこでそのときの答弁の中に、県や国から補助がもらえると。それを活用して造りたいということをおっしゃっていましたが、その県や国からの補助の見通しはどうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これも過去の議会答弁であったと思うんですけども、県の道路管理者においては難しいという経緯で、県道管理者での実施は難しいというふうなお話があったというふうに理解しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ということは、今ちょっと理解しづらかったんですけども、国、県は補助は厳しいという意味ですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

補助事業として申請、村が造る場合の補助事業として、ある場合では国としてそれは対応可能ではないかなと、具体的な相談はまた改めてという状況だったと思えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

またもう一つで、私はその提案がされたときから、この県道についてはかなり回数を増やしてチェックをしていたんです。そのチェックというところ、どういうことかという、この歩道というところ、歩く人、利用する人がどれぐらいいるのかなと。これ役場もそれなりにチェックをしていました。私も目視でチェックをしましたけれども、役場が思うほど利用されていない。これは時の村長にも言いました。村長何名ぐらいそこを利用しているんですかと。いや、多くと言ったけれども、私は1日100人いればいいほうだよ。それ私ちゃんと目で見てみている。毎日見てい

る、日曜日でも見ているんだということで村長に少し抵抗をしました。その他のチェックも、もし、私はできたらチェックもしてもらいたい。そして今の時代、御承知のとおり、そのときにも言いましたけれども、例えばゴヤの十字路、あっちも歩道橋があったんですよ。撤去されています。そして久茂地、向こうも歩道橋があったけど撤去されています。そういった意味からも歩道橋を造るにはいかなものかと思えます。ただし、この御意見の中に、例えばあのときアリーナが完成する。そしてそこにはまたいろんなスポーツ施設もあるので、そこに人を通すという意味でその歩道橋は必要じゃないかということを書いていました。

もう一つ、反対した理由の中に、じゃあアリーナは本当にできるんですかと。あのときに私はできないというふうに確信をしておりましてけれども、できないのでじゃあその歩道橋を利用することはないんじゃないですかということで反対をしましたが、課長そのあたりはどうですか。

消極的な考え方を持っているので、あのときの理由が、いわゆるアリーナとか、あるいはスポーツ施設とか、そういったこともいわゆるその歩道橋を使う目的になると。その頃は、そこは多く賑わうだろうと。そういう意味からするとその歩道橋を使うことによって、そこに人が流れていくということで造りたいと、建設したいということだったけれども、しかしその後、アリーナ建設も少し厳しい状況に陥ったので、やっぱりその利用はもうなくなるか、あるいは少なくなるんじゃないかと思って反対を、どちらかという私個人的にもそう思っていましたけれども、今はどうですか。もしその考えがあれば。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

以前の、その多目的アリーナと呼んでいた施設。今また新しく多目的交流施設としてその事業計画の見直しをしております。その結果によってどうなるのかというふうな判断が異なろうかと思えます。その多目的交流施設の見直し等を含めて、今回の連絡歩道橋の位置づけについて考えていきたいというふうに考えております。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時14分 散会

令和5年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 5 年 12 月 14 日 午 前 10 時 00 分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令 和 5 年 12 月 14 日 午 前 11 時 13 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和5年12月14日(木曜日)

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一般質問通告書

順位	質問者	件 名
9	比嘉正志	1. 養護教諭の配置について 2. スクールサポーターの拡充について
10	喜屋武すま子	1. 日米地位協定について 2. 中城村・北中城村共同のまちづくり計画について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

おはようございます。

4番比嘉正志、通告に従いまして一般質問を行います。よろしく願いいたします。

今回大枠2件の質問を行います。

まず1件目は、養護教諭の配置についてです。

先月、12日日曜日に島袋小学校、19日日曜日に北中城小学校で運動会が行われました。感染症対策も緩和され子供たちに笑顔あふれる運動会を観ることができました。私は北中城小学校の運動会を観覧しましたが、演技の完成度の高さなどから本番までに様々な準備や、子供たちへの指導等、教職員や父母教師会など関係者の御苦勞が容易に予想できました。関係者の皆様、大変お疲れさまでした。

昨年も某小学校の運動会を観覧した際に、閉会式の途中だったと思いますが、何名かの児童が体調不良を訴え、自力歩行も困難な状態で担架を使用し保健室へ搬送される状況がありました。おそらく熱中症のような症状だったと思われそうですが、その後、幸い大事に至らずに済んだとの話を聞きました。

また、別の年ですが、運動会の弁当時間に観客席の方が食べ物を喉に詰ませ危うく人命に関わる大惨事になるところを、たまたま近くにいた糸満市消防職員をはじめとする県内5消防

本部の消防職員が連携し初期対応にあたり事なきを得た事案もありました。

このような事から多くの児童生徒を抱える学校現場や、不特定多数が集まる様々なイベント等においては常に危機管理体制が望まれるところではあります。

そこで過去の事案等を鑑み、大枠2件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、養護教諭の配置についてです。

過去に運動会の行事だけでも私が目の当たりにしていただけ先ほどの事案がありました。日々の学校生活の中で様々な事件事故が起きている気がしてなりません。学校の安全安心を守る養護教諭の心労はいかばかりかと思えます。

そこで、本村の対応について以下の質問をします。

①各学校の養護教諭の配置基準は何に基づいて行われているのか。

②養護教諭が休暇を取得した際の学校の対応は。

③遠足や宿泊体験学習及び修学旅行など、児童生徒が学校から出て学習を行う機会があると思うが、その際、養護教諭は該当する学年に帯同していくのか。帯同する場合、養護教諭が不在となる学校の対応は。こちらが1件目です。

2件目の質問は、スクールサポーターの拡充についてです。

現在、本村内の小中学校においては、学習支援員及び特別支援員等々、ある程度、充実配置されているように聞いております。子供たちへ対してサポート体制が進んでいるのは大変喜ばしいことですが、その子供たちを指導する教師の皆さんへのサポート体制が薄いように見られます。

全国的に教員の成り手不足が叫ばれていますが、その要因の一つに、先生方の業務過多が挙げられています。

学期ごとに行われる運動会等の様々なイベン

トの準備や指導など、それらにも対応しながら日々の子供たちの個々に対する適切な指導、子供たちの出すサインを見逃さず、適切に対応するのは容易なことではありません。

そこで、先生方の事務作業を補助するスクールサポーター（事務支援員）の拡充を提案します。

先生方の業務をサポートするスクールサポーターの設置については可能でしょうか。

以上、大枠2件の質問です。答弁よろしくお願いたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉正志議員の御質問については、1番目に養護教諭の配置について。2番目にスクールサポーターの拡充についてということでございますので、これについては教育委員会のほうから回答をいたします。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠の1点目、養護教諭の配置についてでございますが、①の養護教諭の各学校への配置基準につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいた県の「小・中学校教職員配置基準」に基づき、本村の各学校においては1名の配置となっております。

②の養護教諭の不在の際の学校の対応についてでございますが、養護教諭の不在の際には各学校の事故発生時対応マニュアル等に基づいて、全職員で組織的に対応をしております。

③の各学校行事等で養護教諭の帯同についてでございますが、学校外での活動等において養護教諭が帯同いたします。帯同している期間の学校内での対応につきましては、先ほど答弁し

たとおり、各学校の事故発生時対応マニュアル等に基づいて、全職員で組織的に対応しております。

大枠2点目のスクールサポーターの拡充についてでございますが、教職員の業務過多が挙げられている中、働き方改革として本村でも様々な取組を行っておりますが、その一つといたしまして教職員が本来担うべき業務に専念できる環境及び児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、スクール・サポート・スタッフを令和6年度から各学校に一人ずつ配置する計画を進めており、次年度の事業計画を既に県へ提出し、補助金を活用して配置できるよう検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、大枠1点目の養護教諭の配置について再質問をいたします。

配置基準については、そのように決められているのが分かりました。現在、各校に1名ずつなんですが、これを2名配置することはできますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

配置するかどうかににつきましては、県が決定して配置しておりますので、先ほど教育長の答弁の中にもあったように、基準を満たすことができれば県が配置するという形であるかと思われま。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私の調べた範囲では、基準というのが800名

でしたかね。その児童の数が。それを超えるか超えないかで2名に増やせるかどうかというところですが、その辺のボーダーラインの人数というのは、児童の数は何名なんですか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

小学校では851名。中学校では801名がこの基準となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。では、養護教諭が休暇または研修等により不在の場合は、事故発生時対応マニュアルに基づいて全職員で組織的に対応することは分かりました。ちなみに、学校の先生方、教員の皆さんは消防署等で受講することができる普通救命講習を毎年受けられていますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

先生方が消防署等で受講する普通救命講習ですが、これに関しては個人で受けたかどうかという形になります。我々が受けなさいということもありませんので、こちらではちょっと把握しかねています。ただ、各学校では毎年校内研修にAEDの使用の方法であったり、それからエピペン使用に関しては確実に実施するようというので、毎年外部講師を呼んで研修はしているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。私が当初通告で質問した日々の学校生活の中で、様々な事件事故が起きている気がしてならないとの懸念があるのですが、過去四、五年以内に児童生徒が重篤な事態に発展するような事故や急病等は何件ありましたか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

四、五年ということですので令和元年度から今年度までの現時点までということですが、救急車を要請する形。重篤ということですので、救急車を要請した件数については小学校2校で、5年間で9件。それから中学校では5年間で2件の救急車要請の件数がありました。そのうち重篤な事態に発展ということでありましたが、小学校で1件、少し重篤な事態がありました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。では、仮に養護教諭が不在の際に、今申された懸念される事案が発生した場合、やはり最初に回答があった全職員で組織的に対応に当たるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

先ほど答弁があったとおり全職員が対応してまいります。特にこの事故発生時対応マニュアルの中で、各学校共通しているのは、まず第一発見者が即対応に当たると。そこで管理者への

報告をしたり、これが重篤な事案である場合は即、救急車を要請するという形でマニュアルが作成されておりますので、全職員で対応していくという形になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。これは本当に大丈夫なんでしょうか。養護教諭の代わりをするんですよね。確かに先生方もこれまでの経験値等があるかもしれませんが、養護教諭の代わりというのは別じゃないかと思います。これは餅は餅屋だと思うんですよ。対応する方は養護教諭に匹敵する資格等をお持ちなんですか。エビデンスはありますか。また、これを例えば第一発見者が何階かの学年のほうで見つけたときに、その先生に対して適切な対応をなささいというような命令、そういうことをするのはパワハラに該当しないんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

学校保健安全法で各学校で危険等発生時対処要領を作成することが義務づけられております。それに基づいて本村の各学校でも、先ほどから申し上げているとおり事故発生時対応マニュアル等の名称で作成されております。そのマニュアル作成にあたっては、先生方が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領となっておりますので、養護教諭がいる、いないに関わらず、それに沿って対応することとなっております。なので、業務命令とかパワハラではなくて、やはり学校の職員には職務として、そういう義務があるという形で御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

学校の先生方は多岐にわたるすごい対応、人命に関わるようなことまで、そういったことにも対応しないといけないんだなと、大変御苦労があるんだなというふうに感じております。そういう緊急的な対応は了解いたしました。

では、こちらで質問の内容を変えて、各校には養護教諭、いわゆる保健室の先生が1名ずついると思いますが、役場職員、教育委員会も含みますが、養護教諭または看護師、または保健師、その資格を有する職員は何名いらっしゃいますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

恐らく7名だったと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

教育委員会内には資格を有している方はいらっしゃいません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、役場、教育委員会合わせて、現在のところ7名。養護教諭か看護師か保健師かは分かりませんが、7名いらっしゃるということは了解しました。そこで提案ですが、養護教諭が不在の際、役場等から今足りないところ、養護教諭、保健室の先生が休んでいるときに、その役場職員の有資格者の方がその学校へ行って補充する。派遣する対応はできないでしょうか。例えば養護教諭が研修等で学校を空けるときは、有資格者の役場職員が保健室にて対応していた

だとか、また修学旅行等、学校外へ出る時にも、これまでは保健室の先生が帯同していたかと思いますが、これからは保健室の先生にはしっかり学校を守っていただき、有資格者の役場職員の方が修学旅行や宿泊体験学習、低学年の遠足への帯同などをしていただきたいと思います。そういった方法はいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

提案ありがとうございます。ただ、現時点で各学校においては、先ほども申し上げている事故発生時対応マニュアル等を作成し、それに基づいてリーダーシップを取るのには校長先生という形で、全職員で対応しておりますので、養護教諭の代わりに職員を派遣ということは、現時点では必要ないのかなというふうに我々は思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私は先ほど餅は餅屋ということで言いました。やはり専門的な知識、そういったことを有している方が1人いるだけでも周りの方は大分心強いと思うんですよ。そういうリーダーシップを取る専門的な知識を有している方が1人いて、その1人を中心に全職員が対応するという形が望ましいんじゃないかと思います。過去に、実際に救急車を利用したような件数とか、重篤な件数が1件あったというような報告が先ほどあったので、過去の事案を鑑みて対応することを進めていかないといけないと思います。過去も何回もヒヤリ・ハットな事案があったと思いますが、それに対して今後どう対応していくか、ハインリッヒの法則もあります。1件の重症事案の背後には、29件の軽症事案があり、またそ

の背後には300件の障害のない事故。つまりヒヤリ・ハットな事案があるかと思います。そのときに、今後どのように対応すべきか真剣に考えないとイケません。人の命に関わる問題です。村長、現時点では職員の皆さんは自分の仕事でいっぱいだと思います。今いる職員に新たな負担をかけさせることなく、ぜひ新規に保健師等の資格を持った職員を採用し、教育委員会等で席を設け、村内の1中学校、2小学校の安全安心の空白時間をつくらないためにも、保健師等の有資格者の採用はできませんか。村長、答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

人件費の新たな増というのは経常収支比率にも影響いたします。ただ、今非常に緊急性がある対応等については、今はマニュアル等で対応しているということでございますので、昨日の企画課長が予算をつける、つけないの話の質問で、予算をつけることも議論の基になりますので、そういったことは斟酌したいと思います。ただ、教育委員会からも答弁があったように、各学校においてはマニュアル等を作成し、校長のリーダーシップの下、全職員がその対応に当たっているとのことですので、現時点で即、有資格者を採用ということは考えておりません。ただ、これから状況はいろいろ社会情勢等で変化等があるかもしれません。そのマニュアルの変更、あるいは基準の変更等があるかもしれませんので、そういったときに備えてまた採用等については考えたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、人命に関わることで、私は元消防職員なんですけど、そういった現場に遭遇す

ると、やはりどきどきしますよ。私でもどきどきします。これはそういう病院でも看護師の経験がある方とか、そういう慣れた方がいて、そういう人がリーダーシップを取って、その場がうまく対応できていく、回っていくと思うんですね。全くそういう経験のない方がいる中、素人の方たちが集まっている中で、1人の重篤事案に対してどう対応していくかというのは、相当厳しい状況になるんじゃないかと思っております。学校の安全安心、空白時間を設けないように養護教諭、保健室の先生の空白時間をなるべく設けないような対応を。今後ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

では次に、大枠2件目のスクールサポーターの拡充についての再質問に移りたいと思います。私が一般質問冒頭で伝えた中で、学習支援員及び特別支援員は、ある程度充実設備されているように聞いていると言ったんですが、実際のところ1中、2小学校では学習支援員及び特別支援員はしっかり配置されていますか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

現在の学習支援員の配置人数ですが、小中学校それぞれ1名配置させていただいております。

それから、特別支援員ということでございますが、正式には特別支援教育支援員ということで、中学校に4名、小学校が北中城小学校に7名、島袋小学校に4名で、幼稚園にも4名配置させていただいております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。中学校4名、北小7名、島小4名と、ちょっと人数的にばらばらな感じはするのですが、ここはやはりしっかり対応できる

ように、この人数が適正なのかどうかもちょっと分かりませんが、各学校ですら不公平にならないように、子供たちの教育及び成長にも差がつかねませんので、そういう支援の先生の充実設備ですね、そこはしっかりやっていただきたいなと思います。今、特別支援員の方が中学校4名、小学校7名、島小4名というふうに回答があったのですが、これは今の所適正な配置人数だと考えられているのでしょうか。これはもっと増やさないといけないということはないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

この配置に当たっては、各学校の学校長から配置してほしいという申請に基づいて配置させていただいております。それで適正かということですが、学校希望の人数であります。申請していただいた児童ですね。それには確実に支援が行き届くように、支援をしたという報告もしっかり受けておりますので、現時点では適正に配置できているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。先生方の業務過多の問題、なり手不足の問題は全国的な問題で、恐らくそういう業務過多にあたり、それを知ってか新しい方の採用もないのかなと。応募する方がいないのかなと思うのです。なので、特別支援員の方々を十分配置して、先生方に安心して業務を行っていただきたいと思っております。

では、ここで先生方の勤務時間について質問をしたいと思っております。先生方の勤務時間は何時から何時まででしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

平日8時15分から夕方16時45分となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

了解しました。では次に、子供たちの授業時間について確認します。曜日によっては若干の変動はあると思いますが、小学校の場合、日課表によると朝の会は8時15分から始まり、午前中は4校時の終了時間が12時15分。そこからすぐに給食時間が始まり、清掃時間、休み時間を経て午後の授業。5、6校時が始まって、6校時が終了するのが15時30分。そういった感じで確認していますが、これで間違いはないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今、比嘉正志議員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

そうなんです、授業が終わって先生方の終業時間終了まで1時間15分ぐらいになるのかな。そこから明日の授業の準備などをしないとイケないと思われ。テストの丸づけなどの作業もあるはずですし、教室の掲示物の貼替えなどもあるでしょう。ほかにも学年ごとの勉強会や意見交換会の時間も必要だし、気になる子供の親との電話のやり取りとかもあると思われ

ます。とても時間が足りないように思います。幾ら給特法で毎月残業代が支払われていると言っても、全然追いつけない状況だと思われ。そこで提案したいのが、スクールサポーターの拡充、先生方の事務作業のお手伝いをしてくれる方です。今回、冒頭の答弁で令和6年度から各校に1名ずつ配置する計画を進めていることですが、スクールサポーターがいれば先生方の負担はぐっと減ると思います。私が思いつく範囲でも、例えばスクールサポーターに印刷物をお願いすれば、授業終了後に印刷室前に大勢の先生方が順番待ちをすることもないでしょう。スクールサポーターがいれば、各先生方の細かい事務作業を手伝うことによって、先生方にゆとりも生まれるでしょう。教師のゆとりが、子供たちのいじめ問題や安全面に素早く気づく目を持てたり、子供たちの「助けてサイン」にも気づくはず。素人の私はそう思いますが、教育現場に精通している教育長のほうからスクールサポーターを拡充することによって、ほかにどのようなよい影響が得られると思われ、答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

スクールサポータースタッフということでございますが、先ほど御質問のありました学習支援員、それから特別教育支援員も含めての、全て先生方へのサポートを担っているのかなと思われ。今までの学習支援員や特別支援員の立ち位置というのでしょうか。業務の形態としては、実際に先生方が授業をしているときに、授業の現場で子供たちをサポートしながら、また先生が一人一人の学習の目配りができるということがございました。今、議員がおっしゃっているスクールサポートスタッフについては、議員がおっしゃっているとおり印刷物であった

り、その授業とは別の先生方の業務の手助けをするということで、非常に効果的なものかなと思っています。先ほどの答弁にもありましたように、お答えいたしましたように、まず先生方が本来の業務に集中できる。特に授業とか、その準備の教材研究とかですね。それからありましたように子供たちに接する時間が確保できますので、議員からもお話があったように、子供たちのいじめ問題や安全面に素早くサインをキャッチできるということがあります。ですから、先生方にゆとりが生まれて、教材研究がしっかりできる。そして、児童生徒に教育相談が十分できると。そうすることによって学習保障、それから子供の安全安心につながるなと思っています。そして、ひいては教職員の働き方改革や業務改善にもつながっていくというふうに思います。そういうことで、スクールサポーター以外にもそうやって村当局から派遣しているマンパワーというんでしょうか、そういうものも含めて全体で学校の、チーム学校として子供たちの魅力ある学校づくりにつながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。すばらしい効果だと思えます。先生方が本来の業務に集中できる。子供たちと接触できる時間が増える。そうすることによって子供たちの個々の個性をしっかり見届けて伸ばしていける。そういったすばらしい効果が出てくるかと思えます。私はこれまでPTAに関わって、父母教師会に関わっていたことで、北中城村内の学校は中部地域の先生方からとても人気があると聞いております。素直な児童生徒、協力してくれる地域住民、緑豊かな穏やかな環境、多くの先生方が北中城村内の学校へ異動の希望を出されていると聞いており

ます。ただし、実際に来てみると、これまで話してきた業務過多の問題を上げている教員の方々が少なからずおります。スクールサポーターを拡充して、教師の皆さんにはゆとりを持って仕事をしていただき、それが北中城村の未来を背負う子供たちの健やかな成長につながると私は信じております。

令和6年度から各校に1名ずつ配置する計画を進めているとのことですが、そこで確認をします。島袋小学校の児童数は約446名、北中城小学校の児童数は約810名、北中城中学校の生徒数は約521名で間違いないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

はい、今正志議員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

今、なぜ児童生徒の数を確認したかというのと、各校に1名ずつ配置を検討しているとの答弁でしたが、例えば島袋小学校を1とすると、中学校は約1.5倍。北中城小学校は約2倍になるかなと思います。中学校ではこれから今問題になっている部活動に対応する、そういったことも必要ですし、北中城小学校においては教員の数は島袋小学校の教員よりも遥かに多いと思われまます。各校に1名ずつでは不公平ではないでしょうか。ですので、北中城小学校と北中城中学校においては2名ずつの配置はできないでしょうか。人件費に関しますので、これは村長のほうに答弁を求めたほうがよいでしょうか。それとも教育長の見解を伺って、その後に村長の答弁がよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質問にお答えします。

来年度ですれ予定しておりますスクールサポータースタッフについては補助金を活用して配置を予定しております。沖縄県の教育支援体制整備事業補助金を活用する予定となっております。上限というのが決められていて、1校当たり1週間、18時間という上限が決められておりますので、実際、補助金がつくかも今のところ未定なんですけど、実際についたとして、その業務量を上回った。どれだけあるかというのもまだ見えないところがありますので、次年度仮についたとして、その状況を見ながら検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

補助メニューの上限があるという話でしたが、これは人数の制限はないですよね。必ずメニューとしては、この規模に対しては1名分の予算かもしれませんが、別に2名でも3名でも学校現場が必要だと言われれば、それは問題ないわけだと思うんですよ。補助メニューの上限はあるかと思いますが、それどうですか。私の考え方は間違っていますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質問にお答えします。

メニューの中に各校1人という上限はありませんので、仮に補助金を利用した時間内でやるとすれば、1人当たりの人件費というか、2名配置した場合は、例えば今は18時間だと1週間で大体5日出たとして、3.6時間とかになると思うんですけど、それが半分になったりとかですれ、そういったことになるかと思ひます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

保育士の問題もそうですし、今回学校現場で教員が不足している。教員が足りないというのがほぼ毎日新聞に載っているかと思ひます。大胆な手だてを立てないと、こういったのは集まらないと思ひますし、しかも、今回この補助がつく補助メニューがあるという、そういう先生方への対応が手厚くなる元年というときに、大胆な発想でやっていって、今でちびりちびりやっても効果が得られないんじゃないかなと思ひます。2名を雇うと半分になるんじゃないかと、2名を雇っても全額しっかり保証するとか。そういったのも頑張るできないかなと思ひますが、今までのやり取りを受けて、村長、学校現場の安全安心、子供たちの健やかなる成長のために、まずは教育現場の充実。それが子供たちの成長につながると思ひますので、スクールサポーターのしっかりした配置、それはできないでしょうか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村部局といたしましては、教育委員会というのは一つの行政委員会ですので、行政委員会の示した計画に基づいてそれを斟酌したいと思ひます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。少しずつ、少しずつ前進はしているのかなと思ひますけど、せつかくそういう新しいメニューが出てくる可能性がある、使えるかもしれない。令和6年度からは1校ずつに配置できるかもしれない。そういうときに北中城村はここまで対応しているよと

いのを全県的にアピールして、村内外からも子供たちがいっぱい集まる、いい教師がいっぱい集まる、そういう教育立村と言いますか、そういったところを目指して頑張っていたきたいなと思いますし、教師のゆとりができて、子供たちに接する時間が増えれば、もっと北中城愛あふれる子供たちをしっかりと応援して、成長させていただけるんじゃないかなと期待しておりますので、これからも教員の皆さんに、しっかり安心して仕事ができるような環境をつくっていただきますよう皆さんにお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは通告に従いまして、一般質問を2点伺います。

1点目は、日米地位協定についてです。

日米地位協定の正式名称は、日米安保条約。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく基地並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定のことで

です。
2点目は、中城村・北中城村共同のまちづくり計画について伺います。

1点目の「日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板について伺います。

私は、これまで「日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の常時設置することについて、当局に問うてきました。現在は、看板ではなく垂れ幕は作られたものの常時掲げられていない状況が続いています。

この標語は、県民、とりわけ村民が求めている意思であり、世代を超え、戦争をしない、させないことにつながるメッセージであると考えます。

本村には、1982年（昭和57年）5月3日「平和憲法を守る 人権を尊重する 非核宣言の村 北中城村」とうたわれた看板が地域に数多く立てられていて、村民の心のよりどころとなっています。そこで質問いたします。

①垂れ幕は、常時掲げる必要はないのか、あるのかを伺います。

②垂れ幕を掲げない理由は何ですか。

③過去の答弁に、看板を設置するとの答弁がりましたが、いまだ作られていない理由を伺います。

2点目、中城村・北中城村共同のまちづくりに計画について伺います。

令和5年10月31日付け、中城村・北中城村による「中城村・北中城村共同のまちづくりに計画」が策定されました。趣旨は、中部広域都市計画区域への移行により、保全と開発の両立を図りながら産業振興・観光振興及び良好な居住環境づくりに資する土地利用を広域的かつ計画的に展開し、沖縄県全体の発展につなげていくとのことであります。

開発によって私たちの命をつなぐ「食と農」の確保はできるのか懸念するところである。この目的に農業振興の文言が組み込まれてないが、私たちの食の確保をどう展開していくのか伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では喜屋武すま子議員の質問にお答えいたします。

まず1番目の日米地位協定についてでございます。①垂れ幕は、常時掲げる必要はないのかということですが、これまでの米軍関連の事

件・事故から、いかに日米地位協定が日本、沖縄にとって不平等な協定であることについて考えるきっかけになれば、常時掲げる必要はあると考えます。

2番目の垂れ幕を掲げない理由等について、常時掲げない理由についてでございます。②懸垂幕の設置場所は役場第2庁舎に2か所ありますが、時期によっては懸垂幕の設置が重なり常設すると他の事業での広報周知活動に支障を来すおそれがあり、そのため「沖縄本土復帰」「慰霊の日」「終戦記念日」の前後2週間と期間を定め設置していました。

③についてですけれど、令和3年第7回北中城村議会定例会の喜屋武すま子議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、まずは令和4年度から懸垂幕を使って設置しています。しかしながら常設には至っておりません。今後、早い段階で常設できるような場所を選定し、設置したいと考えます。

2番目の中城村・北中城村共同のまちづくり計画についてですけれど、農業振興は共同のまちづくりの計画においても、主要課題の一つに位置づけております。この計画においては、遊休農地の集約による利活用を含め、遊休農地の解消と持続可能な農業の振興を図ること。また、農産物の販売及び連携組織の設立、地産地消の推進など農業振興に取り組むこととしております。

議員が主張される「食と農の確保」という具体的な文言については、産業振興の一部であり、立地適正化計画の中で守るべき農地エリアとして指定した上で、当該計画や今後の施策方針等で詳細に述べていく事項だと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは1点目の日米地位協定について再度

お聞きします。今回、③の答弁で早い段階で常設できるような場所を選定し、設置していくとの答弁で、当局がこれまで努力したことを評価します。

さて、沖縄の上空、海、空は安全でしょうか。村長に答弁を求めます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの質問にお答えいたします。

様々な米軍関係の事件・事故等が起きておりますので、それをまた日米地位協定を反故にして、なかなか追求できない事情があります。それから今、事件・事故、飛行機等の民間空港の使用等で今米軍の使用がやりやすくなっているというのか、結構そういう事案が出ておりますので、そういった事案が先日新聞に載っていましたように、屋良元知事との覚書の確約書が反故にされているという記事もございましたので、私もそれについては慎重に扱うべきかと思えます。いずれにしましても、私たちの安心安全が今オスプレイ等によっての多くの問題がございますので、そういった面で非常に脅かされているような現状があると思っております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

私たちの住む沖縄は、上空や海、陸は常に危険と隣り合わせの生活を余儀なくされています。また、大切な命をつなぐ飲料水は基地から派生する有機フッ素化合物PFOS汚染で悩まされています。空には米軍機の騒音、ヘリコプターからの落下物、そしてヘリコプターの炎上、墜落と枚挙にいとまがありません。また、陸では米軍による飲酒運転絡みの事件・事故。女性への性暴力事件が跡を絶たず、沖縄県民の人権は守られていません。これが沖縄の現実です。これまでの事件・事故は、日米地位協定が壁にな

り沖縄の苦しみ、悩み、怒りとなっています。この不平等条約を一日も早く改定することが沖縄県民、北中城村民の願いであります。今、台湾有事が取り沙汰されています。戦争はあってはなりません。私たちはあの忌まわしい沖縄戦の記憶を決して忘れてはいけません。戦争をさせないことを肝に刻んで、子供たちに平和のバトンをつないでいくことを行政に求めます。今、役場第2庁舎1階ロビーでは、平和を守る北中城村民の会主催による「平和に関する絵画・作文」が展示されています。子供たちの声には世界を平和に、平和を守ろう、平和になるために何をすればいい、生きているだけでしあわせ、自然を守ろう、世界をつなごう、戦争はやめようと絵画にメッセージを書き込んでいます。絵画は現代の世相を反映した子供たちの心の叫びだと私は考えています。子供たちにまで不安や動揺を与えるような政治をしてはなりません。今回やっと期待した常設の「日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板ができることに期待を寄せています。村長に再度お願いします。北中城村の行政の基本は平和行政です。看板の設置とこれからも揺るぎない平和行政を貫いて、村民の命と暮らしを守る平和で活力ある田園文化村北中城村を築いてほしいと願ってやみません。村長の決意を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、喜屋武議員のおっしゃるとおりでございます。私たちは沖縄県で3番目に非核宣言をした自治体でございます。先輩方が築いてきた平和行政をしっかりと踏襲してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは、2点目に移らせていただきたいと思っております。

次に、2点目の中城村・北中城村共同のまちづくり計画について、再度お尋ねいたします。私は今ある農地の面積をぜひ守ってほしいと思っております。食と農は人間が生きていく上で最も重要だと考えております。これは地球温暖化により、将来、食糧不足が懸念されるからです。せめて穀物のサツマイモや島野菜を確保できればと考えています。去った台風6号が沖縄に長期滞在し、県内、県外からの輸入はスーパーに食料品、特に葉野菜が届かず食事に困窮したことです。どんなに貨物機の輸送の流通は発展しても、いざ台風や地震等、災害が起こると輸送は止まり、島国である沖縄は困難さをもたらしております。地消地産をいかに推進していくかが問われます。共同のまちづくり計画において、農業振興は主要課題の一つに位置づけられており、心強く感じております。

そこでお尋ねします。課題となっている農用地の利活用の方向性について、遊休農地の集約による利活用を含め、遊休農地の解消と持続可能な農業の振興を図ること。また、農産物の販売及び連携組織の設立、地産地消の推進などを農業振興に取り組むこととしていますが、遊休農地の集約に関する利活用とは、具体的にどういうことをイメージしているのでしょうか、御説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

やり方自体はこれからの検討になってくるんですけれども、例えば今、遊休農地がばらばらになっている所。そういった所で、例えばそれがほぼほぼ都市部に位置づけられていたりすると、その部分は都市化を図る。有効活用する。一方で、農用地に向いている所に集約をかけて、

そこでまとまった農業振興を図るというところで、めり張りがあっていいのかなというふうに考えております。具体的に今じゃあどこがどのようになるのかというところはこれからの検討となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

次に、農産物の販売及び連携組織の設立。地消地産の推進についてお尋ねします。

計画の推進で地域産業が躍動するまちづくりプロジェクトの短期計画で、両村共同の農産物の販売、中長期で国道320号沿道における地場産業拠点の整備検討とうたわれておりますが、どの場所を想定しておりますか。お分かりでしたらお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これにつきましても、まだこれから両村で検討していく課題となっております。まず、これは両村で取り組むということからすると、その中間点ですね。そういった場所が望ましいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それから、この中で遊休農地の解消と持続可能な農業の振興ということがあるんですけど、持続可能な農業というのは、どういうことをイメージしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

食と農ということで、ちょっと違う食べられる農業。要は産業としてしっかり成長させていけるものということになろうかと今考えているところでございます。実際には、その農業事業者がどのように考えていくのかというところ。これがまず尊重されるべきかと思えますけれども、我々としても両村でそれを支援していけるような対応というものを、これからまた考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それから先ほど申しましたように、農産物の販売等で、連携組織の設立というのがあるんですけども、どういった方たちで構成していくのか、大体イメージ的に今分かるんでしょうか。これからでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず連携という中では、まず共同販売ということで、過去に農産物フェアとして近隣市町村と一緒に販売を行っております。そういった近隣市町村との連携。それとあと農業従事者と観光、福祉、行政、それぞれが力を合わせて取り組んでいく。場合によっては新しい商品開発を行ったりというようなところもあるかと思えます。これはまたいろんな形で発展ができていくのかなと思うんですけども、今の時点でどういうふうな構想というところの具体化までは至っておりません。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それから先ほどの答弁で、食と農と過去の私

の質問へは産業振興の一部であるとの答弁でしたが、私としては農業振興は産業振興の一部として捉えるのではなく、今、世界で起こっている紛争や戦争は命を脅かし、命をつなぐ食糧問題に発展し直面しております。ですから、農業を振興することは重要で、農業振興も柱立てをしてほしいと願っております。ぜひ心にとめていただきたいと思います。

ところで最後になりますけれども、立地適正化計画というのがあるんですけれども、これは普通、全国農業新聞でいう地域計画と言われてるものなんですか。それとは別なんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

立地適正化計画、これは都市再生法に基づく計画作成ということになります。そういったところは農業振興の制度とはまた別なものとなっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

では、今言った地域計画というのがありまして、それも策定しないといけないというふうになっているんですけれども、これは平成5年3月末までにしなさいということで、これは10年間の耕作者を明らかにすることで、最大の特徴である農地1筆ごとに耕作者を特定して、地図上に明記することが求められています。策定期間である2025年3月までに全ての農地で耕作地を特定しなければならないというものであります。骨のある仕事であります。本村においてもそういう認識は持っているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星）

我が村の農業委員会などの協力もいただきまして、現在地区計画の素案、関係する優良農家。つまり農業を生業とされている方が現在、私も登録している方で約40農家いらっしゃいます。この方々は自分の土地でやられている方もいらっしゃれば、人から借りてやられている方もいらっしゃって、今後規模拡大をしたい場合に人の土地を借りる場合は飛び地で借りたら効率が悪くなりますので、この辺りは効率的な農業経営ができるような、まず意思表示をしてくださいというようなものを地図に落としたものが地域計画で作成する地図となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

この中期計画というのは、一人一人に当たって、一人一人にそのヒアリングというのか、声を聞いて明らかにしないといけないということで、とても骨の折れる仕事だと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。また、策定した暁には、また議会のほうにも報告していただければ、大変ありがたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時13分 散会

令和5年第8回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 8 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令 和 5 年 12 月 19 日 午 前 10 時 00 分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令 和 5 年 12 月 19 日 午 前 11 時 09 分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		大 城 律 也			
	9 番 議 員		上 間 堅 治			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和5年12月19日（火曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第63号 ※追加議案	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第64号 ※追加議案	北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第65号 ※追加議案	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第8号）について	〃
4	陳情第5-9号	健康保険証の存続を求める陳情について	委員長報告、質疑、 討論、決定
5	陳情第5-12号	陳情書<護岸整備について>	〃
6	陳情第5-13号	令和6年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	即 決
7	陳情第5-15号	「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情について	委員長報告、質疑、 討論、決定
8	意見書第4号	義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第63号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第63号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第63号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第63号

北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

北中城村手数料条例（平成12年北中城村条例第13号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提出理由

戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正する政令（令和5年政令第347号令和5年12月6日公布）に準じて、北中城村手数料条例を改正する必要があるため。

北中城村手数料条例の一部を改正する条例

北中城村手数料条例（平成12年北中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正条例				現行条例			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	手数料を徴収する事項	手数料の金額		区分	手数料を徴収する事項	手数料の金額	
戸籍	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき	400円	戸籍	戸籍の謄本抄本又は記録事項証明書の交付	1通につき	450円
	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（ただし電子情報処理組織を	1件につき	400円		(新設)	(新設)	(新設)

使用する <u>方法で発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に発行する場合は手数料を徴収しない。</u>)		
除籍の謄本若しくは抄本又は <u>除籍証明書</u> の交付	1通につき	750円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行(ただし電子情報処理組織を使用する方法で発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に発行する場合は手数料を徴収しない。)	1件につき	700円
(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)
届出、申請の受理証明又は届書 <u>その他書類</u> の記載____事項の証明(電子化された届書等情報の内容の証明書の交付を含む。)	1通につき	350円
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出の受理証明(電子化された届書等情報の内容の証明書の交付を含む。)	1通につき	1,400円
届書 <u>その他書類</u> の閲覧(電子化された届書等	書類1件につき	350円

除籍の謄本____は抄本又は <u>記録事項証明書</u> の交付	1通につき	750円
(新設)	(新設)	(新設)
(省略)	(省略)	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)
届出、申請の受理____又は届書 <u>その他書類</u> に記載した事項の証明	1通につき	350円
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出の受理証明_____	1通につき	1,400円
届書 <u>その他書類</u> の閲覧	書類1件につき	350円

情報の内容を表示した ものの閲覧を含む。)			
(省略)	(省略)	(省略)	

(省略)	(省略)	(省略)	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

内容について少し確認したいと思います。

1 ページの戸籍証明書提供用識別符号の発行ということですが、これはいわゆる今まで、例えば私が名護に戸籍を持っていたとすると、名護に行ってその自治体から取るか、郵送でやってもらうかということでしたけれども、今回は北中城村でも取れるということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

上間議員の質疑にお答えいたします。

戸籍電子証明書提供用識別符号というのは、符号を行政機関に提出することにより、電子的な戸籍記録事項の情報連携が可能となります。村がその符号を発行すると請求者は符号を行政機関に提出して、行政機関は戸籍電子証明を、ある意味これは戸籍で情報連携システムの構築のための連携となります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それじゃあこれは、村民に対して利便性が図られたものではなくて、役場の処理の仕方、事

務の仕方が変わっただけということでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

そうですね、これはあくまでも情報連携の、ある意味でも村民の方もそういう中で、例えばマイナポータルとかでダウンロードすればそういうのもできますので、情報連携ですけれども、今まで謄本取ったりそういったいろんな部分もありましたけれども、そこで、もしマイナポータルでやった場合はそういった手数料はかかりませんので、村民の方にもメリットは出てくると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

最後になるんですけれども、戻って始めの質疑ですけれども、そういった部分で戸籍を取るときに郵送なり自分で出向いていくという、それはこれからもあるということですか。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

お答えいたします。

北中城村の手数料条例の第4条にありますとおり、郵便による謄本、抄本、証明書、その他の書類の送付を求めようとするものから、この別表第2条第1項に規定する手数料の中に郵送

料は徴収されますので、その事務はあるということ
ことです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 北中城村手数料条例の
一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第63号 北中城村
手数料条例の一部を改正する条例については原
案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第64号 北中城村放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 議案第64号 北中城村放課後児童
健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例についてを議題
とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第64号 北中城村放課後児童健全
育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について御提案申し
上げます。

議案第64号

北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月17日条例第16号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月19日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い改正の必要がある。また、みなし支援員に係る経過措置を延長し、クラブの安定した運営の継続及び質の向上を図るため条例の一部を改正する必要がある。

北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月17日条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p><u>（安全計画の策定等）</u></p>	
<p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する当該放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>新 規</p>
<p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	<p>新 規</p>
<p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p>	<p>新 規</p>
<p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>新 規</p>
<p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p>	
<p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動そ</u></p>	<p>新 規</p>

の他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附 則

1 省略

(職員の経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

新 規

新 規

新 規

附 則

1 省略

(職員の経過措置)

2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

議案第64号についてですけれども、提案理由の中にみなし支援員というのがありますけれども、実際にこのみなし指導員というのはいらっしゃるんでしょうか。いるとしたら何名ぐらいなのか。児童クラブは幾つかありますけれども、詳細をお伺いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず今回の放課後児童健全育成事業でございますけれども、いわゆる学童クラブの運営に関する条例でございます。学童クラブにつきましては、放課後児童支援員を1クラス少なくとも1名以上配置しなくてはいけないという基準となっております。その放課後児童支援員の要件といたしましては、確実に県の実施している都道府県が行う研修を終了した者でなければならないという決まりがございます。その県の研修自体が毎年定員が市町村から、我々村だとお二人か3名ほどしか受講できない状況が毎年続いております。そういった意味でなかなか希望された方が全員受けられない状況がずっと続いている状況があるという現状がございます。今現在、今年度の不足している人数という部分につきましては、正確な数は把握しておりませんが、現在北中城村では7つの学童クラブがございます。9支援単位ございますので、少なくとも9名から18名程度の放課後児童支援員を置く必要がございますけれども、なお不足する状況が見込まれるため、今回2年間の経過措置という形を延ばしている次第でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第64号 北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第65号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第3．議案第65号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第65号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

議案第65号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第8号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年12月19日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第8号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387,454千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,049,349千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		1,565,273	56,620	1,621,893
	1 地方交付税	1,565,273	56,620	1,621,893
17 国庫支出金		1,799,597	228,592	2,028,189
	2 国庫補助金	488,497	228,592	717,089
18 県支出金		1,055,419	22,800	1,078,219
	2 県補助金	510,765	22,800	533,565
21 繰入金		715,892	50,442	766,334

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	714,551	50,442	764,993
24 村債		140,261	29,000	169,261
	1 村債	140,261	29,000	169,261
歳入	合計	9,661,895	387,454	10,049,349

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,900,731	57,218	1,957,949
	1 総務管理費	1,723,398	57,218	1,780,616
3 民生費		3,606,993	155,526	3,762,519
	1 社会福祉費	1,752,004	155,526	1,907,530
	2 児童福祉費	1,854,989	0	1,854,989
4 衛生費		1,062,247	0	1,062,247
	3 上水道費	21,000	0	21,000
6 商工費		179,925	10,000	189,925
	1 商工費	179,925	10,000	189,925
7 土木費		541,713	164,710	706,423
	2 道路橋梁費	203,082	164,710	367,792
歳出	合計	9,661,895	387,454	10,049,349

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (北中城村橋梁長寿命化修繕事業)	8,300	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行の方法による。	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。
公共事業等債 (村道荻道登又線整備事業)	15,600	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他		ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
公共事業等債 (仲順屋宜原線整備事業)	5,100			
計	29,000			

歳入歳出予算の詳細につきましては、副村長のほうで御説明申し上げます。

○議長(比嘉義彦)

副村長。

○副村長(大田 繁)

それでは私より、議案第65号 令和5年度一

般会計補正予算（第8号）につきまして御説明申し上げます。

まず、3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正に追加が3件ございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、事業名は北中城村橋梁長寿命化修繕事業、限度額が830万円でございます。続きまして、公共事業等債、事業名、村道荻道登又線整備事業、限度額が1,560万円、同じく公共事業等債、事業名が仲順屋宜原線整備事業、限度額が510万円の3事業を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法については、右の記載のとおりでございます。事業の詳細につきましては、歳入歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、歳入について事項別明細書で御説明いたします。6ページをお願いします。

13款1項1目地方交付税5,662万円の増につきましては、令和5年度において地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第83号）及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第87号）が改正されたことによる追加交付であります。この追加交付された分につきましては、令和6年度以降の臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金、本村では減債基金になりますが、それに積み立てることとなります。

続いて、17款国庫支出金、2項国庫補助金、8目地方道路改修費国庫補助金、3節社会資本整備総合交付金6,960万円の増、それから5目道路メンテナンス事業補助金3,344万円の増につきましては、国の補正予算においてそれぞれ配分・決定された補助金となります。補助率は10分の8となっております。詳細につきましては歳出のほうで御説明いたします。

次に29目地方創生交付金、3節地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援分）1億2,555万2,000円の増につきましては、国の令和5年

度補正予算において追加交付となったものであります。そのうち低所得者支援枠といたしまして、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の電気・ガス等価格高騰支援給付金支給などの事業に1億480万6,000円を配分しまして、残りの2,074万6,000円につきましては推奨事業枠としまして配分しております。また、今回補正計上した1億2,555万2,000円のうち1,074万6,000円につきましては、9月定例議会（補正4号）において歳出計上しました地方創生臨時交付金事業の一部に充当しております。詳細につきましては歳出のほうで御説明いたします。

続きまして、18款県支出金、2項県補助金、9目沖縄振興公共投資交付金2,280万円の増につきましては、国の補正予算を受けまして、沖縄県より配分・決定された補助金となります。補助率は10分の8でございます。詳細につきましては歳出のほうで御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金5,044万2,000円の増につきましては、今回の補正予算における財源不足を補うための基金の繰入金となっております。

24款村債、1項村債、3目土木債、4節公共事業等債及び5節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、それぞれの増については、3ページにございました地方債補正でも御説明いたしました内容となっております。

続きまして歳出について御説明いたします。事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

まず、8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費、11節役務費59万8,000円の増につきましては、今回の低所得者支援のため電気・ガス等価格高騰支援給付金支給のための口座振込手数料となっております。

8目電算費135万3,000円の財源組替えにつき

ましては、9月補正（第4号）で計上しました地方創生臨時交付金を活用した子育てサポート給付金の支給に係るシステム改修委託料に今回の交付金を充当しまして、一般財源から特定財源に組替えをしております。

17目減債基金費、24節積立金5,662万円の増につきましては、歳入のほうでも御説明いたしました地方交付税の追加交付に伴い、令和6年度以降の臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金積立金でございます。

続きまして、9ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目臨時福祉給付金、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までは、今回の地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援分）を受けて実施する低所得者支援の電力・ガス等価格高騰支援給付金に係る事業費でございます。18節負担金、補助及び交付金1億4,861万円につきましては、住民税非課税1世帯当たり7万円、約2,100世帯への給付を見込んでいます。

続きまして、10ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費100万5,000円の財源組替につきましては、9月補正（第4号）で計上しました地方創生臨時交付金を活用した子育てサポート給付金支給に係る通信運搬費、振込手数料、封入封かん委託料に今回の交付金を充当しまして、一般財源から特定財源へ組替えをしております。

続きまして、11ページをお願いします。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費838万8,000円の財源組替につきましては、9月補正（第4号）で計上しました地方創生臨時交付金を活用した水道料金減免支援に係る水道事業会計への繰出金に今回の交付金を充当し、一般財源から特定財源に組替えをしております。

続きまして、12ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金1,000万円の増につき

ましては、現在、実施しております地域における消費喚起・下支えを目的とした電子地域通貨まーいの還元分原資額について、追加分を計上しております。財源は地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援分）でございます。

13ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料3,150万円の増につきましては、仲順屋宜原線実施測量設計と村道荻道登又線法面对策工事に係る現場技術業務となっております。仲順屋宜原線実施測量設計については、屋宜原国道入り口から、あやかりの杜までの延長約700メートルの実施測量設計を予定しております。

続きまして、14節工事請負費1億3,190万9,000円の増につきましては、村道荻道登又線のり面对策工事費、喜舎場仲順橋整備工事費、島袋プラザ橋修繕工事費となっております。村道荻道登又線のり面对策工事の箇所は、三育小学校付近の村道延長約100メートルのり面对策を行うものであります。財源は社会資本整備総合交付金となっております。喜舎場仲順橋整備工事の整備箇所は、JA給油所裏の老朽化したボックスカルバートの整備をします。また、島袋プラザ橋修繕工事は、プラザハウスへ向かう途中にあります老朽化したボックスカルバートを修繕するものでございます。いずれも道路メンテナンス事業補助金を財源としております。

21節補償補填及び賠償金130万1,000円の増につきましては、先ほどの喜舎場仲順橋整備工事に係る電柱移設補償費となっております。

補正予算説明につきましては、以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

お聞きいたします。

9 ページ、歳出3款1項9目18節、電気・ガス等価格高騰支援給付金、これも歳入の17款2項29目3節に関連してくるわけですが、まず支給額は7万円ということであります。給付の時期、これはいつから給付が始まるのか。もう年末、そこから新年を迎える。一番家計的にもいろいろな面で必要な時期になってきています。そういう中で給付の時期をちょっとお聞きしたい。それから給付に該当する世帯、どのような通知方法で連絡が取れるのか。その辺の2点をお聞きいたします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

律也議員の質疑にお答えします。

まず、給付の開始時期ですが、年を明けて早く2月から開始を予定してございます。通知ですが、対象世帯約2,100世帯に対して、こちらのほうから郵送して折り返し返信してもらおう形で手続を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ありがとうございます。支給が2月ですよ。もうちょっとスピードアップをしていければなと。これは国からの給付金になるわけですから、なかなか日程は難しいかも分かりませんが、今必要な時期をどうするかなんですよ。今なんですよ。必要な時期はですね、年末年始に向けて。この辺が日程変更できないのか改めてお聞きをしたい。

それから2,100世帯の連絡ですが、通知をしてその通知をどう受け取るか。なかなかこれは文書だけを見てすぐ判断して、はい、役場へ行って申請してこようというような形になればいいんですけども、その辺の通知の提出の仕方、この辺確認書等どのように確認するのか、これ

について改めてお聞きいたします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

開始時期を早められないかという御質疑ですが、システムの改修であったり郵便局との調整、それと封筒などの印刷物の内容の調整でかなりの時間を必要とします。早く2月の開始が現実的だと思います。封筒など内容物の印刷は手続の仕方ですが、これももう少し早くできる方法で、今担当の者が情報収集しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

給付の資料を送付します。受け取った側が役場とどのような連絡を取り合って確認するのか、その辺の確認作業が必要だと思います。届いたのか届いていないのか、これは確認する必要がありますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

前回までですと、一旦こちらのほうから送付していただいて、それに対して返信していただく。返信した内容を確認しながら振り込みをしていくというふうな流れになってございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ではお尋ねをします。

8 ページ、8 款2項1目17目24節積立金、説明では地方交付税を臨時財政対策債を償還金に充てるという趣旨だったと思います。この臨時財政対策債に償還に充てるものというのは、交

付税措置されてその中から償還にこれまで充てていたと思うんですが、今回この減債基金に積み立てをする理由ですね、これは何か国の方針からそういう指示があつてのことなのか。そしてそうであれば、なぜそういう取組を国は行っているのか。詳細な内容をお尋ねします。

それからただいまの大城律也議員からもありました9ページ、3款1項9目18節の電力・ガス等価格高騰支援給付金、内容は理解しました。ただこれは非課税世帯でそういうやり取りをするという、私の記憶では、これまでは福祉課が担当したり、あるいは非課税世帯とかだったら税務課が絡むのかなと思うんですけども、総務課がそういうことをやることによって、逆に事務手続が遅れると、そういうことはないのか。総務課が担当される理由をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸利積議員に御説明いたします。

8ページ、2款1項17目24節の減債基金の積立金、今までは交付税措置をされたものから減債基金償還をしておりましたけれども、国の通知によりまして令和6年度、7年度にこの交付税から減らしていくという通知があつて、今回追加があつた分は減債基金に積み立てて令和6年度にその分の償還分を使ってくださいという通知があつたものですから、今、ここに積立てをしているというところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

名幸利積議員の質疑にお答えします。

特にこの制度が始まってから、福祉関係では子ども手当に関する、5万円の手当だったりとかあつたはずなので、そちらに関しては福祉課

のほうで対応させていただいております。それ以外のものは各課話合いで総務課のほうで対応していくというふうな取決めがございました。総務課がやることによって事業が遅れるのではないかという確認がありましたが、そういうことはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

総務課の件は了解しました。

では、この臨時財政対策債の件についてですけども、今国の方針で、今まで全額を交付税措置されていたものが、全額はもう払えないので、来年以降、そのために今でこの交付税を使って積み立てをしておきなさいということですけども、国が全額払えないというのは具体的に幾らぐらいまでしか払えないとか、そういう具体的なめどというものもあるのでしょうか。例えば半分半分とか、3分の1とか3分の2とか、そういう方針があつてそういうような5,600万円になっているのか、それをお尋ねします。

これは臨時財政対策債の抑制に絡むことだと思うんですけども、これは次年度以降もそういうことが続くのでしょうか、令和7年度、8年度、国はどのような方針をされているのか。

それとあと、臨時財政対策債の償還残高は今お幾らでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。まずは国の方針ですが、次年度以降、最終的に交付税からその分はなくすという調整が出てくると思います。今までは交付税が足りないのだからこちらが借りてきていろいろ工面してきたのを、今回から交付税にどんどん入れていって、この減債基金はなくすという方針と聞いております。

それと今の臨時財政対策債の金額ですけれども、令和5年度末で24億3,000万円ぐらい、こちらとしては支払いがある予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。24億円の残高があるということですが、そうすると国が交付税措置はしていくけれども、ちょっと厳しい内容の、地方に対するそういう臨時財政対策債の対応になっていくのかなと思うんですが、私、過去の一般質問でこの件を取り上げて、問題点が、懸念事項があるという。1つは、全額本当に返っているのかなという話をさせていただきました。これは地方が知るよしはないということももう了解しております。これはよろしいです。

もう一つのこの臨時財政対策債の問題点は、この対策債を起債して借入れをします。例えば1億円借入れしました。交付税で1億円返ってきました。この1億円は県や市町村が返しているわけですから9,000万円、8,000万円を返して、残り1,000万円、2,000万円は使ってしまうと。そうするとこの1,000万円、2,000万円は償還残高が残ったままで、これが何回も繰り返されて、何年も繰り返されていくと、これが積み上がっていくということが実はあちこちの地方で問題になって、もうこれは仕組みが悪いからそうなるんだと。国は国で、何で満額返しているんだから、こういうやり方をする地方が悪いんだというような責任の押し付け合いみたいになっているんですけれども、北中城村でそういうことはないですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今現在、例えば償還金として約2億円ぐらい毎年返しています。ただ、この2億円は交付税の中に含まれている。今、名幸議員がおっしゃったように内訳が分からないんですね。ただうちとしては毎年度決まった額、令和5年度幾ら返す、6年度幾ら返すと決まっていますので、その額は確実に今返しているところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

名幸議員が非常に不安視する意図はよく承知いたしました。以前にも名幸議員に説明いたしましたね。地方の声から上がってきて、財政対策債を廃止しろという廃止論まで出てまいりました。ただ、財政対策債は国の財源不足を、交付税を付すんだったらちゃんとした交付税から財源として、これは交付税として交付するわけですが、ただその財源が足りないために財政対策債を持ってきたと。しかし、それを交付税で措置するということは本末転倒じゃないか。もっと地方というのは本来取るべきものがあるじゃない、交付税として取るべきものがあるわけです。ですから我々もこの財政対策債については基本的には反対でございます。ただ、これがもう国の政策として、財源不足のためそれを行うために財政対策債をつくって、地方に借金をさせてそれで賄っている。あとでまたこれを交付税で措置しましょうといたしますけれども、本来交付税というのはそこに充てるんじゃない、本来もらうべきものがあるわけですから、本来もらうべきものが地方はあるわけですから、名幸議員が以前おっしゃっていた、これは廃止すべきじゃないかということをおっしゃっていましたが、地方としてはそういう考えを持っています。ただ、それが国として受け入れられないものがあ

りますのでこういう状況になっているわけでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

9ページの電力・ガス等価格高騰支援給付金、大城律也議員からの質疑があったことで追加で質疑したいと思います。

低所得世帯1世帯に当たり7万円給付、2月から支給予定で2,100世帯に郵送通知されるということでしたが、この7万円の給付、これは打ち切りの時期、締め切りというのがあるんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在、まだ国のほうから申込期限については示されてございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

それが未定ということは了解しました。

2,100世帯に郵送し、返送されてきて給付という流れになることも理解しております。ある時期をもって返信が来ていない場合、さらに再通知、そういったことは考えていますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

まだその辺については考えていないんですけれども、こういった制度の趣旨を考えると、できるだけ交付していきたいというのが基本でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。確かにまだ国のほうから明確な打ち切りのタイミングとかそういったものが示されていないでしたら、これから封筒に通知する内容等にもこれは関わってくると思いますので、願わくばこの2,100世帯、返信がないところは、締め切り前に通知をしてしっかり取れるものは取っていただく、それを活用していただくように、通知のほうを再通知、再々通知、そういったものをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今の臨時交付金について再質疑します。

これは今、郵送でやるとかという話をしていますけれども、我々議会でも、昨日から議論になっているマイナンバーカード、国の考え方としてはこういった交付金とかそういったものはマイナンバーカードにひもづけされて、早めに受け取れますというようなアナウンスだったと思うんです。今回こういった形で郵送でやって事務を増やす、国の考え方と、手法と違うなというようなイメージがあるんですけれども、なぜそういうことができないかというのが1つです。

もう一つは、12ページ、6款1項3目18節の地域通貨まーい運営負担金、こちらのほうはこの地域通貨の原資に充てるということでしたけれども、今この原資はどれぐらい残っているのか。もしかすると1,000万円を使うにすれば、5%の還元でしたか10%でしたか、使うのだと1億円、2億円ぐらいのお金を回さないと思ひ切れな部分があると思うんですけれども、も

しこれが残ってしまうと、これは負担金なので、国からの補助金なので返さないといけなくなるというふうになってくると思うんです。その辺をしっかりと計算されて、今回1,000万円が入っているのかということですね。今現在残っている地域通貨まーいの一の原資はどれぐらい残っているのかということをお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間議員から質疑のあったマイナンバーカードを使って迅速にできないかという御質疑ですね、これは国が実際にマイナンバーカードを導入するに当たって、そういったものもいろいろ迅速化できないかという触れ込みだと思っておりますが、今回交付金に対してそれを活用してやってくださいというのが実際ありません。もしそういうのがあるようでしたら、郵送する前にそういった制度を活用している団体があるんですしたら、少し考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

12ページ、6款1項3目18節、地域通貨まーいの一、今現在の原資が残っているかということですが、前回600万円をやって5%とすると、約1億円ぐらいの事業ができることになっています。ただ、今ほぼ残っているのはありません。今回さらに1,000万円やるということで、3億円ぐらいの事業、5%としてですよ。ただ12月は20%ですが、5%としたら約3億円ぐらいの事業になって、実際2月いっぱいなものですから、それが残ると果たしてどうなるかということですが、残るとほかの事業に、先ほどありましたように組替えして、一般財源を使っているものが多分出てくるので、

そこに全部充当して、できるだけ使うようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

臨時交付金の件ですけれども、国から指定されていないからということでしたけれども、せっかくそういう制度という仕組みがあるので、先ほど大城律也議員も言ったように、年度末はいっぱいお金を使う時期であります、これが2月にずれ込むと趣旨とは変わってくるのかなというふうな思いでそういった質疑をしました。ぜひ、できるのであれば活用していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと地域通貨まーいの一のほうは大体内容を確認しました。今は原資もなくて、またさらにあるということなので、なくても別に組み替えられるということをおっしゃっていましたので、この辺は決算なりその辺でまた確認していきたいと思っておりますので、できるだけ国に戻さないようにしっかり村の振興に使えるように考えていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません。

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 令和5年度北中城村一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第65号 令和5年

度北中城村一般会計補正予算(第8号)については原案のとおり可決されました。

日程第4. 陳情第5-9号 健康保険証の存続を求める陳情について

○議長(比嘉義彦)

日程第4. 陳情第5-9号 健康保険証の存続を求める陳情についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長(比嘉義弘議員)

1. 審査事件

陳情第5-9号 健康保険証の存続を求める陳情

2. 審査経過

同陳情は、令和5年第6回北中城村議会定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和5年9月12日、20日、25日、12月11日、14日、18日に開催し、全委員出席のもと審査を行いました。

3. 審査結果

不採択です。

4. 審査意見

同陳情は、健康保険証の廃止により健康保険証を持たず、保険診療が受けられない人が生じないよう、健康保険証とマイナンバーカードの一体化の中止を含めて見直すことの趣旨で提出された。政府はこれまで健康保険証とマイナンバーカードの一体化を進めてきて、令和6年10月から現行の健康保険証が使用できなくなることを12月12日に発表した。しかし、健康保険証の廃止後も最長1年は継続使用できる方針であり、その後もマイナ保険証が無くても保険診療が受けられる証明書類等を発行することを決めた。証明書類を確実に発行することで、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対して、反対する必要はないと考える。よって、本委員会は陳情を全会一致で不採択すべきものと決定した。

○議長(比嘉義彦)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5－9号 健康保険証の存続を求める陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第5－9号 健康保険証の存続を求める陳情については、委員長の報告のとおり不採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第5－9号 健康保険証の存続を求める陳情については委員長の報告のとおり不採択されました。

日程第5. 陳情第5－12号 陳情書<護岸整備について>

○議長（比嘉義彦）

日程第5. 陳情第5－12号 陳情書<護岸整備について>を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。
建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

1. 審査事件

陳情第5－12号 陳情書<護岸整備について>

2. 審査経過

同陳情は、令和5年第8回北中城村議会定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、12月12日、14日、15日に開催し、14日は喜屋武功委員と上間堅治委員欠席のほかは全委員出席のもと審査を行いました。12月14日は現地視察を行いました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

令和5年8月に襲来した台風6号は沖縄県に甚大な被害を及ぼした。中城村字久場1893番地付近から北中城村字熱田2028番地10付近約700m間の、海岸沿い背後には農地や住宅、工場などがある。現在の護岸は波の勢いを弱めて、越波を減少させる消波ブロックが設置されていない。台風時には、大小の石が高潮とともに打ち上げられている。本委員会は現地を視察し非常に深刻な状況であることを確認した。

現在の護岸は、老朽化が著しく台風襲来の繰り返しで損壊している箇所がある。また、護岸天端被覆コンクリート部分は沈下で崩壊状態である。

護岸整備は地域の安全度を高め、背後地の人命及び財産を守るためには不可欠であり、沖縄

県は護岸整備を早急に取り組む必要がある。

よって、本委員会は陳情を全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（比嘉義彦）

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5-12号 陳情書<護岸整備について>を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5-12号 陳情書<護岸整備について>は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第5-12号 陳情書<護岸整備について>は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第6. 陳情第5-13号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について（要請）

○議長（比嘉義彦）

日程第6. 陳情第5-13号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳

情第5-13号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5-13号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第5-13号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は、採択することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第5-13号 令和6年度福祉施策及び予算の充実について（要請）は採択されました。

日程第7. 陳情第5-15号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情について

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 陳情第5-15号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書

採択を求める陳情についてを議題とします。

建設文教常任委員長。

本案について委員長の報告を求めます。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

1. 審査事件

陳情第5-15号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情

2. 審査経過

同陳情は、令和5年第8回北中城村議会定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、12月12日、14日、15日に開催し、14日に喜屋武功委員と上間堅治委員が欠席のほかは全委員出席のもと審査を行いました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

政府は、昭和60年以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行い、児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、平成18年の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられました。現在、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方教育団体間での教育条件に大きな差が生じます。特に多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況におかれることが予想されます。社会情勢に伴う地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、義務教育の根幹である教育費国庫負担制度を堅持するとともに、最低でも国庫負担を従前の2分の1まで拡充し、国が教育予算を確保する必要があります。憲法に保障された義務教育において、子ども達の教育は地域による格差があってはなりません。

よって、本委員会は陳情を全会一致で採択し意見書を提出することを決定しました。

○議長（比嘉義彦）

これから討論を行います。討論はありません

これから委員長報告に対する質疑を行います。

か。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

す。

これから陳情第5-15号 「義務教育費国庫

負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5-15号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。陳情第5-15号 「義務教育費国庫負担堅持及び2分の1復元」のための意見書採択を求める陳情については委員長の報告のとおり採択されました。

日程第8. 意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書について

○議長(比嘉義彦)

日程第8. 意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

比嘉正志議員。

○4番(比嘉正志議員)

意見書第4号

義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月19日

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員
比嘉 正志

賛成者：北中城村議会議員
比嘉 悟
伊集 守吉
上間 堅治
平安山 和美
喜屋武 功
大城 律也

義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書（案）

今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのための財政的な保障は、国の絶対的な責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行い、義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、平成18年三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられました。教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっているのが現状です。

現在、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか、義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子どもたちの教育に、地域の格差があってはなりません。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

そこで、このような状況を認識していただき、すべての子どもたちの教育条件の整備のため、下記事項の実現に向けて最大限の努力を払われますようお願いいたします。

記

一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を2分の1以上に拡充すること。

一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。

一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。

一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年(2023年)12月19日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

内閣総理大臣、文部科学大臣

以上であります。

○議長(比嘉義彦)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第4号 義務教育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。意見書第4号 義務教

育費国庫負担拡充及び教育条件整備のための意見書については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位、そして執行部の皆様には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第8回北中城村議定会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比嘉義彦

署名議員 大城律也

署名議員 上間堅治